

官報号外 昭和二十四年五月十九日

○第五回 参議院会議録第二十九号

昭和二十四年五月十八日(水曜日)午前
十時四十六分開議
午前十時開議
第一 学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院付)
第二 スポーツの振興に関する決議案(小林勝馬君外十九名発議)
第三 通信事業後興促進に関する決議案(大島定吉君外十一名発議)
第四 簡易生命保険及び郵便年金積立金の運用に関する決議案(大島定吉君外十一名発議)
第五 日本国右鐵道法施行法案(内閣提出、衆議院付)
第六 水先法案(内閣提出、衆議院付)(委員長報告)
第七 國家公務員のための國設宿舍に関する法律案(内閣提出、衆議院付)(委員長報告)
第八 國家公務員共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院付)(委員長報告)
第九 郵政事業特別会計法案(内閣提出、衆議院付)(委員長報告)
第十 電氣通信事業特別会計法(内閣提出、衆議院付)(委員長報告)
第十一 國立國會圖書館法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院付)(委員長報告)
第十二 在外公館等借入金整理準備審査会法案(内閣提出、衆議院付)(委員長報告)
第十三 簡易郵便局法案(内閣提出、衆議院付)(委員長報告)
第十四 出版法及び新聞紙法を廢止する法律案(内閣提出、衆議院付)(委員長報告)
第十五 少年法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院付)(委員長報告)
第十六 少年院法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院付)(委員長報告)
第十七 檢察廳法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院付)(委員長報告)
第十八 民法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院付)(委員長報告)
第二十九 築上火力発電所建設再開に関する請願(委員長報告)
第三〇 猪苗代、十和田間に送電幹線新設の請願(委員長報告)

第一九 公証人法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院付)(委員長報告)
第二〇 人權擁護委員法案(内閣提出、衆議院付)(委員長報告)
第二一 水防法案(内閣提出、衆議院付)(委員長報告)
第二二 在外公館等借入金整理準備審査会法案(内閣提出、衆議院付)(委員長報告)
第二三 簡易郵便局法案(内閣提出、衆議院付)(委員長報告)
第二四 地方自治法第一百五十六條(院付)(委員長報告)
第二五 教育映画の暗幕配給に関する請願(委員長報告)
第二六 坑木危機打開に関する請願(委員長報告)
第二七 北海道内化學肥料製造用の電力対策等に関する請願(委員長報告)
第二八 日和田、平両電営所間に送電線新設の請願(委員長報告)
第二九 築上火力発電所建設再開に関する請願(委員長報告)
第三〇 猪苗代、十和田間に送電幹線新設の請願(委員長報告)

第一一 岩手縣に電氣計器調整所及び電氣試驗所設置の請願(委員長報告)
第一二 中小企業廳の拡充強化に関する請願(委員長報告)
第一三 水産業協同組合法中一部設の請願(委員長報告)
第一四 中小企業廳の拡充強化に関する請願(委員長報告)
第一五 阿仁谷、角館両駅間に鉄道敷設の請願(委員長報告)
第一六 美幌、斜里両町間に國營入ま築設の請願(委員長報告)
第一七 御影、辺富内両駅間に鉄道敷設の請願(委員長報告)
第一八 直江津、六日町両駅間鉄道敷設促進の請願(委員長報告)
第一九 三重町、日向長井両駅間に鉄道敷設の請願(委員長報告)
第二〇 岡山縣の電力増強対策に関する請願(委員長報告)
第二一 岡山縣の電力増強対策に関する請願(委員長報告)
第二二 山川、枕崎兩駅間に鉄道敷設の請願(委員長報告)
第二三 羽幌、朱鞠内間及び羽幌、遠別間に鉄道敷設促進の請願(委員長報告)
第二四 岩城西郷信号所を駅に昇格の請願(委員長報告)
第二五 奥津、櫻井両駅間に鉄道敷設の請願(委員長報告)
第二六 中村、新地両駅間に鉄道敷設の請願(委員長報告)
第二七 根北線全通促進に関する請願(委員長報告)
第二八 奥津、櫻井両駅間に鉄道敷設の請願(委員長報告)
第二九 岩城西郷信号所を駅に昇格の請願(委員長報告)
第三〇 中村、新地両駅間に鉄道敷設の請願(委員長報告)
第三一 貝田信号所を駅に昇格の請願(委員長報告)
第三二 岩手縣に電氣計器調整所及び電氣試驗所設置の請願(委員長報告)
第三三 小清水村に水力発電所築設の請願(委員長報告)
第三四 中小企業廳の拡充強化に関する請願(委員長報告)
第三五 水害地衣料切符加配占数の現物化等に関する請願(委員長報告)
第三六 労需用機器品配給に関する請願(委員長報告)
第三七 中國地方電力増強五箇年計画案実施に関する請願(委員長報告)
第三八 鶴岡鐵道製品検査所川俣支所の本所昇格及び小高支所設置の請願(委員長報告)
第三九 岡山縣の電力増強対策に関する請願(委員長報告)
第四〇 猪苗代、八戸及び日和田、平の各変電所間に送電線新設の請願(委員長報告)
第四一 北海道の石灰ちつ素工業及手術衣増配に関する請願(委員長報告)
第四二 衣料品卸賣業者登録申請に關する請願(委員長報告)
第四三 商工省工業技術廳の拡充整備に關する請願(委員長報告)
第四四 理容師クロース、タオル及び手術衣増配に関する請願(委員長報告)
第四五 關西配電公社淡路送電第三号線架設に關する請願(委員長報告)
第六一 貝田信号所を駅に昇格の請願(委員長報告)
第六二 岩島停留所に客車停車数增加の請願(委員長報告)

第六三 大越駅名の呼称訂正に関する請願

(委員長報告)
する請願

第六四 会津若松、山都兩駅間の

鐵道敷設変更反対に関する請願

第六五 舞木駅名の呼称訂正に関する請願

(委員長報告)
する請願

第六六 仙台鉄道局福島管理部移

(委員長報告)
轉に関する請願

第六七 渋町、東京両駅間に直通

(委員長報告)
列車運転開始の請願

第六八 郡山、白石両駅間鐵道電化促進に関する請願(一件)

(委員長報告)
(委員長報告)

第六九 道路運送監理事務所の地方移譲反対に関する請願(六件)

(委員長報告)
(委員長報告)

第七〇 小野田港、小野田両駅間鐵道電化促進に関する請願

(委員長報告)
(委員長報告)

第七一 肥薩線人吉、波西両駅間の

鐵道電化促進に関する請願

第七二 出石鉄道復活に関する請願

(委員長報告)
(委員長報告)

第七三 秋葉原駅名の呼称訂正に関する請願

(委員長報告)
(委員長報告)

第七四 荒瀬、瀬の原間鐵道敷設促進に関する請願

(委員長報告)
(委員長報告)

第七五 鮫島、名古屋両市を中心とする省線の電化に関する請願

(委員長報告)
(委員長報告)

第七六 常磐線電化促進に関する請願

(委員長報告)
(委員長報告)

第七七 浜松、米原両駅間鐵道電化促進に関する請願

(委員長報告)
(委員長報告)

(委員長報告)

第七八 中土、小瀧両駅間鐵道敷

設促進に関する請願

第七九 長島信号場を旅客駅に昇

格の請願

第八〇 三陸沿岸鐵道敷設促進に

関する請願

第八一 廣島鉄道局廣島工機部廣

本分工場存置に関する請願

第八二 門司鉄道局小倉工機部能

房、長崎両駅間鐵道電化促進に

第九一 甲府、塩尻両駅間及び塩

尻、長崎両駅間鐵道電化促進に

第九二 中土、小瀧両駅間鐵道敷

設促進に関する請願

第九三 秋田、上野両駅間に直通

急行列車増発の請願

第九四 長崎、東京両駅間準急列

車を急行刑車に切替の陳情

第九五 東海道線完全電化に関する陳情

(委員長報告)

第九六 日田市、守実間に鐵道敷

設の陳情

第九七 甲府、塩尻両駅間及び塩

尻、長崎両駅間鐵道電化促進に

第九八 中土、小瀧両駅間鐵道敷

設促進に関する陳情(二件)

第九九 富山駅拡張改築に関する陳情

(委員長報告)

第一〇〇 川東、谷田川両駅間に

停車場設置の陳情

第一〇一 八幡浜駅、八幡浜港間に

に臨港鐵道敷設の陳情

第一〇二 北海道の電力供給源開発等に関する陳情

(委員長報告)

第一〇三 関西配電公社淡路送電第

三号線架設に関する陳情

第一〇四 中小企業振興対策に関する陳情

(委員長報告)

第一〇五 中小企業廃機構拡充強化

に関する陳情

第一〇六 北海道の電力供給源開発等に関する陳情

(委員長報告)

第一〇七 電力行政機構強化に関する陳情

(委員長報告)

第一〇八 関西配電公社淡路送電第

二号線架設に関する陳情

第一〇九 中小企業振興対策に関する陳情

(委員長報告)

第一一〇 山川、枕崎両駅間に鉄道

敷設の陳情

第一一一 吉松、人吉両駅間電化促進及び路線変更に関する陳情

(委員長報告)

第一一二 吉松、人吉両駅間電化促進に関する陳情(六件)

(委員長報告)

○議長(松平信雄君) 諸般の報告は朗読を省略いたしました。
去る十五日委員長から左の報告書を提出した。

水産委員会請願審査報告書第二号
水産委員会請願特別報告第三号
在外同胞引揚問題に関する特別委員会請願審査報告書第二号
在外同胞引揚問題に関する特別委員会請願審査報告書第二号
在外同胞引揚問題に関する特別委員会請願審査報告書第二号
在外同胞引揚問題に関する特別委員会請願審査報告書第二号
同日議長は、左の予備審査のための内閣送付案を委員会に付託した。

同日議長は、左の予備審査のための内閣送付案を委員会に付託した。
同日議長は、左の予備審査のための内閣送付案を委員会に付託した。
同日議長は、左の予備審査のための内閣送付案を委員会に付託した。
同日議長は、左の予備審査のための内閣送付案を委員会に付託した。
同日議長は、左の予備審査のための内閣送付案を委員会に付託した。
同日議長は、左の予備審査のための内閣送付案を委員会に付託した。

同日議長は、左の予備審査のための内閣送付案を委員会に付託した。
同日議長は、左の予備審査のための内閣送付案を委員会に付託した。
同日議長は、左の予備審査のための内閣送付案を委員会に付託した。

同日議長は、左の予備審査のための内閣送付案を委員会に付託した。

法務廳設置法等の一部を改正する法律案

厚生省設置法案

厚生省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案

農林省設置法案

農林省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案

通商產業省設置法案

通商產業省設置法の施行に伴う関係法令の整理等に関する法律案

内閣委員会に付託

たばこ專賣法案

教育職員免許法施行法案

教育職員免許法施行法案

日本銀行法一部改正する法律案

日本銀行法一部改正する法律案

大藏委員会に付託

教育職員免許法施行法案

教育職員免許法施行法案

文部委員会に付託

地方自治法百五十六條第四項の規定に基き大阪工業試験所四國支所並びに富士試験所新潟支所及び金澤支所設置に関する法律案

教育職員免許法施行法案

教育職員免許法施行法案

日本銀行法一部改正する法律案

日本銀行法一部改正する法律案

大藏委員会に付託

教育職員免許法施行法案

教育職員免許法施行法案

文部委員会に付託

地方自治法百五十六條第四項の規定に基き大阪工業試験所四國支所並びに富士試験所新潟支所及び金澤支所設置に関する法律案

教育職員免許法施行法案

教育職員免許法施行法案

日本銀行法一部改正する法律案

日本銀行法一部改正する法律案

大藏委員会に付託

教育職員免許法施行法案

教育職員免許法施行法案

海上運送法案 運輸委員会に付託
同日議長は、左の予備審査のための衆議院送付案を大蔵委員会に付託した。
公認会計士法の一部を改正する法律案
同日本院は、衆議院送付の左の内閣提案案を可決した旨衆議院に通知した。
簡易生命保険法案
郵便年金法案
船舶運営会の船員の退職手当に関する法律案
船舶運営会の船員の退職手当に関する法律案
所得税法等の一部を改正する法律案
臨時宅地賃貸價格修正法案
國の所有に属する物品の賣拂代金の納付に関する法律案
興業債券の発行限度の特例に関する法律案
價格調整公團法の一部を改正する法律案
過度経済力集中排除法第二十六條の規定による株式会社整理委員会の職權等の公正取引委員会への移管に関する法律案
都道府県の所有に関する警察用財産等の処理に関する法律案
鉱山保安法案
建設業法案
屋外廣告物法案
公共企業体労働関係法の施行に関する法律案
水産業團体整理特別措置法案
文部省著作教科書の出版権等に関する法律案
同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は同院において、これを可決した旨の通知書を受領した。

航路標識法案
國立身体障害者更生指導所設置法案
工業標準化法案
同日衆議院から左の内閣提出案を回付された。学校教育法の一部を改正する法律案
同日衆議院議長から左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
簡易生命保険法
郵便年金法
船舶運営会の船員の退職手当に関する法律案
船舶運営会の船員の退職手当に関する法律案
所得税法等の一部を改正する法律案
臨時宅地賃貸價格修正法
國の所有に属する物品の賣拂代金の納付に関する法律案
興業債券の発行限度の特例に関する法律案
價格調整公團法の一部を改正する法律案
過度経済力集中排除法第二十六條の規定による株式会社整理委員会の職權等の公正取引委員会への移管に関する法律案
都道府県の所有に関する警察用財産等の処理に関する法律案
鉱山保安法
建設業法
屋外廣告物法
公共企業体労働関係法の施行に関する法律案
水産業團体整理特別措置法
文部省著作教科書の出版権等に関する法律案
同日衆議院から左の法律案を可決した旨の通知書を受領した。

同日議長から左の質問主意書を提出しに送付した。
農地買主手数料に関する質問主意書（板野勝次君提出）
同日左の質問主意書を内閣に轉送した。
日本赤十字社在外資産に関する質問主意書（井上なつみ君提出）
夕張鉄道の札幌駅又は苗穂駅乗入れに関する質問主意書（小林米三君提出）
同日内閣から左の答弁書を受領した。
参議院議員青山正一君提出課税に対する質問に對する答弁書
同日委員長から左の報告書を提出した。
獣医師法案可決報告書
水先法案修正議決報告書
民法等の一部を改正する法律案可決報告書
少年法の一部を改正する法律案可決報告書
出版法及び新聞紙法を廃止する法律案可決報告書

人権擁護委員法案可決報告書
同日人事委員会において當選した理事は左の通りである。
公認会計士法の一部を改正する法律案
同日衆議院議長から左の議案を提出した。未だ人並びに戦没者遺族の福祉に関する決議
移管の請願外百四十九件の請願及び税制改正に関する陳情外三十三件の陳情は各意見書を附し、即日これを内閣に送付した。
同日議長から左の質問主意書を提出しに送付した。
農地買主手数料に関する質問主意書（板野勝次君提出）
同日内閣から左の質問主意書を提出しに送付した。
日本赤十字社在外資産に関する質問主意書（井上なつみ君提出）
夕張鉄道の札幌駅又は苗穂駅乗入れに関する質問主意書（小林米三君提出）
同日内閣から左の答弁書を受領した。
参議院議員青山正一君提出課税に対する質問に對する答弁書
同日委員長から左の報告書を提出した。
獣医師法案可決報告書
水先法案修正議決報告書
民法等の一部を改正する法律案可決報告書
少年法の一部を改正する法律案可決報告書
出版法及び新聞紙法を廃止する法律案可決報告書

同日議長から内閣總理大臣、商工大臣、同日人事委員会において當選した理事は左の通りである。
公認会計士法の一部を改正する法律案
同日衆議院から左の内閣提出案を回付された。学校教育法の一部を改正する法律案
同日衆議院議長から左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
簡易生命保険法
郵便年金法
船舶運営会の船員の退職手当に関する法律案
船舶運営会の船員の退職手当に関する法律案
所得税法等の一部を改正する法律案
臨時宅地賃貸價格修正法
國の所有に属する物品の賣拂代金の納付に関する法律案
興業債券の発行限度の特例に関する法律案
價格調整公團法の一部を改正する法律案
過度経済力集中排除法第二十六條の規定による株式会社整理委員会の職權等の公正取引委員会への移管に関する法律案
都道府県の所有に関する警察用財産等の処理に関する法律案
鉱山保安法
建設業法
屋外廣告物法
公共企業体労働関係法の施行に関する法律案
水産業團体整理特別措置法
文部省著作教科書の出版権等に関する法律案
同日衆議院から左の法律案を可決した旨の通知書を受領した。
獣医師法案可決報告書
水先法案修正議決報告書
民法等の一部を改正する法律案可決報告書
少年法の一部を改正する法律案可決報告書
出版法及び新聞紙法を廃止する法律案可決報告書

船員保険法案等の一部を改正する法律案可決報告書
公証人法等の一部を改正する法律案可
修正議決報告書
検察廳法の一部を改正する法律案可
決報告書

昭和二十二年度予備費使用総調査
(承諾を求める件)一部不承諾議決
報告書

昭和二十二年度特別会計予備費使用
総調査(承諾を求める件)議決報告書
昭和二十三年度一般会計予備費使用
総調査(承諾を求める件)議
決報告書

昭和二十三年度特別会計予備費使用
総調査(承諾を求める件)議
決報告書

昭和二十三年度一般会計予備費使用
総調査(承諾を求める件)議
決報告書

野成子君よりそれ／＼病氣のため会期中請假の申出がございました。許可す
ることに御異議ございませんか。
○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認
めます。

○議長(松平恒雄君) この際、日程の順序を変更して、日程第一及び第二を
後に廻し、日程第三、通信事業復興促進に關する決議案(大島定吉君外十一
名発議)委員会審査省略要求事件)を
議題とすることに御異議ございません
か。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。本件は発議者大島定吉君外十
一名より委員会審査省略の要求書が提
出されております。発議者要求の通り
委員会の審査を省略し、直ちに本案の
審議に入ることに御異議ございません
か。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。よつてこれより発議者に対し
趣旨説明の發言を許します。小林勝馬
君。

通信事業復興促進に関する決議案
右の議題を國会法第五十六條によ
て発議する。

昭和二十四年五月十四日

発議者

大島 定吉 小林 勝馬
駒井 藤平 岩間 正男
千葉 信 深水 六郎
新谷 寅三郎 中村 正雄
渡邊 基吉 尾崎 行輝
下條 恵兵 市來 乙彦

○小林勝馬君 私は皆様方の御賛成を
得まして、通信事業復興促進に関する
決議案を上程いたしたいと存じます。
如何に國家再建を叫びましても、生
産の増強なくては再建も復興もでき得
ないのであります。この問題解決に
以上であります。

通信事業復興促進に関する決議案
我が國の通信事業は終戰以來政府
がしばく言明したにもかかわらず、
戦災による復旧ははかばかしく進まず、現施設も、その機能を充分に
発揮していない。ために、安全、確
実、迅速をモットーとする通信の
サービスは、未だ回復されていな
い。

我が國の通信事業は終戰以來政府
がしばく言明したにもかかわらず、
数次に亘り調査研究をいたし、ここに
進まず、現施設も、その機能を充分に
発揮していない。ために、安全、確
実、迅速をモットーとする通信の
サービスは、未だ回復されていな
い。

我が國の通信事業は終戰以來政府
がしばく言明したにもかかわらず、
依然として赤字続きであるのでござ
ります。又復旧は捗々しく進んでおら
ず、現にあります諸施設もその機能
を十分に発揮せしめるに至つてい
ない。ために、通信事業のモットーとする
サービス、安全、確実、迅速が十分に
保たれておらない現状であります。
依然として赤字続きであるのでござ
ります。又復旧は捗々しく進んでおら
ず、現にあります諸施設もその機能
を十分に発揮せしめるに至つてい
ない。ために、通信事業のモットーとする
サービス、安全、確実、迅速が十分に
保たれておらない現状であります。
我が國はこの現状に基だ不満を感じてお
る。そこで、早急に、その責務を達成するため
に、所要の資金、資材及び要員の面
において、格段の措置を講ずること
を要求する。

政府は右についての方針及び具體
的施策の大綱を速かに本院に報告す
ることを要求する。

右決議する。

〔小林勝馬君登壇、拍手〕

○小林勝馬君 私は皆様方の御賛成を
得まして、通信事業復興促進に関する
決議案を上程いたしたいと存じます。
如何に國家再建を叫びましても、生
産の増強なくては再建も復興もでき得
ないのであります。この問題解決に
以上であります。

通信事業復興促進に関する決議案
我が國の通信事業は郵便、電信、電話
共に戦争によりまして甚大なる被害を
あります。通信委員会におきましても、
蒙りましたが、政府当局の努力によ
り漸次回復して参つたものの、終戦後
三年有半を経過した今日、その間通信
料金の値上げは四回に及び、その都
度、政府当局はサービスの改善と事業
の充実化を図る等要員配置の適正
と事務能率の増進を期するの策があ
る。また各種施設の企画運営に當つて
は、あくまでも実情に即した方策を
重點的に行い、もつて本事業の急速な
復旧を計り、生産経済活動及び文化
生活の基盤であり、わが國復興の先
駆たるべき使命達成に格段の努力を
傾注すべきである。

政府は右についての方針及び具體
的施策の大綱を速かに本院に報告す
ることを要求する。

右決議する。

〔小林勝馬君登壇、拍手〕

○小林勝馬君 私は皆様方の御賛成を
得まして、通信事業復興促進に関する
決議案を上程いたしたいと存じます。
如何に國家再建を叫びましても、生
産の増強なくては再建も復興もでき得
ないのであります。この問題解決に
以上であります。

至難な理由を挙げられることと思われますが、根本的には、これを打開するためのあらゆる努力と通信事業の本質に適應した施設運営が行われていない。然らば如何なる点について最善の努力を傾注すべき要があるかと言いますと、先ず一番重要なことは、事業を企業的体制に切換えて整備するということがあります。通信事業は御承知のように現在官営で行われておりますが、その経営形態は事業の公共性と企業経営主義の融合の上に立脚すべきものでありまして、この点は一般監督行政の官廳事務とは全然異なるばかりでなく、單なる消費経済会計とも本質上の差異があるのであります。例えば電話局の設置、電話の増設等にありますても、これによつて國民産業経済の発達を促し、その生産性を助長するものでありまして、利用者によいサービスを與え、更に利用を普及せしめ、併せて收入を増加し、事業の健全性を確保發展させるためであつて、國家永遠の計画に基く一つの投資なのであります。この点、先ず関係當局者の明確なる認識を促したいのでござります。

ばかりません。これがためには管理機構を極力簡素化し、その半面、現業の強化充実を図り、従業員の再教育を強化して素質の向上を図り、又各事業場についておのづかの権限と責任とを明確にすると共に、自発的な勤労意欲をもたらし、且つ熟練要員を確保するよう、人事給与制度を企業体運営に即應した思い切った施策が必要とされるのであります。即ち事業成績の向上を目指す

都會地におましましては申込が殺到しきるにも拘わらずケーブル、局内施設及び交換機等の基礎設備の不足のために申込を受理することができない現状でありまして、需要と志左との計画が実行面において一致しない証左とも言えるのであります。又各種工事の実施に当りましては、今日のごとく計画と実施の間に甚だしい時間的ずれがないことは、工事の計画化、工程管理、資材の配給等の面において格別なる努力を要す待たいのであります。

これが要を要するに、紙上の運営上との諸点について格段の配慮を拂うこと無は勿論であります。が、通信事業の復興は我が國復興の基礎となり先駆とななければならぬのでありますから、政府としても從来のごとき消極的态度を一掃して、資金資材の面において通信事業を最も重点產業として優光的措置を講ずることが絶対必要と思うのであります。通信事業は近く郵政、電気通信の二省に分割されるのでありますが、その根本的目的は、郵便事業と電気通信事業とは同じような企業であつても、両者の間には無論性質上に差異があり、そのおののこへの本質に順應した企業的整備を行ひ、円満なる運営を見るによつて、共々に我が國の復興に寄與し、文化國家建設に貢献せんとするにあつるのであります。政府當局においてはこの兩省分割の機を伏えまして、その分担割を意義あらしめ、事業をして所期の効果を挙げしめますよう万全を期せられることを切望いたす次第であります。

以上を以ちまして大体決議案に対する説明を終りましたが、私はこの際附言いたしますことは、通信從業員心構えであるのでございます。我が復興再建のためには、特にこの通事業が整備されなければならないのありますて、このことは先程も申しました通り、この通信事業に従事する從業員諸君の努力に俟つことが多いのあります。從業員諸君はその重責をよく反省して、作業能率の増進、サービスの向上に最善の努力を傾け、通信事業がすべての國民に愛され親しまれるものとなるよう努力されんことを切に希望して止まないものであります。以上が説明の大要であります。尙、この件は、總理大臣並びに通信大臣の所信に於いて、諸君の御賛成あらんことを切に希望いたす次第であります。尙、この件は、總理大臣を通じたしまして、總意をお伺いしたいと存ずるのでござります。(拍手)

のが一日も遠かに行われることとの必要、換言しますれば、通信事業の復興が我々國民生活に及ぼす影響、なからずく經濟の復興、産業の復興に及ぼす影響が甚大であるということを知りまして、極力この点について努力をして参つたのであります。例えは電話事業におきましても、今年度はどうしても三百二十億の建設資金を得まして、よつて以て十五万個の電話を増設し、これによつて戰前の姿と同じような數までに復興しようと計画いたしましたが、いわゆる諸般の客觀的情勢はこれを許しませんので、僅か六万七千個の増設計画しかできました。併し更にいよいよ次第であります。併し更に一本年度通過いたしました予算の見返り資金千七百五十億のうち、幾分でもこの電話建設資金に向けることにより努力いたしております。これが若干おきましたても、今提案者の御説明があげることが可能であると信じておるような次第であります。尙、經理方面に実現いたしますれば、相当の効果を挙げました通り、從來の官廳的經理方式から企業体的の經理方式に今年度より

卷之三十一

めは
関
審議會
審議會
審議會

議論は決して直ちに成る事ないが、必ず其の根柢には必ずある事がある。

」と
る譲
申す
たま
らに
たし
主) い
をこ

法能めりましよ。萬指

指摘して、矢張りさうなふうの

あくまで、用事は、お詫びの言葉をもつた。

見聞の遅れをよしとす。

まとはいのつう場合から下へ

才を大 た隸てなに、兩

か申体 しに以経寂こ院

上私 て遇て理きれにて

「おまが方通進置」の「の」

て、意きい信式し幸いこ

見 また事にていてれ

総理大臣の意見を御了承願いたいと思
います。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 日程第四、簡易
生命保険及び郵便年金積立金の運用に
関する決議案(大島定吉君外十一名発
議)(委員会審査省略要求事件)を議題
といたします。本件は発議者大島定吉
君外十一名より委員会審査省略の要求
書が提出されております。発議者要求
の通り委員会の審査を省略し、直ちに
本案の審査に入ることに御異議ござ
いませんか。

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認
めます。よつてこれより発議者に対し
趣旨説明の發言を許します。千葉信君。

簡易生命保険及び郵便年金積立金
の運用に関する決議案

昭和二十四年五月十四日

発議者

大島 定吉 小林 勝馬

岩間 正男 千葉 信

深水 六郎 駒井 藤平

新谷寅三郎 中村 正雄

渡邊 基吉 尾崎 行輝

下條 恵兵 市來 乙彦

審議院議長松平恒雄殿

簡易生命保険及び郵便年金積立金
の運用に関する決議案

の運用は、両事業の創始以來その本
質に鑑み、資金の地方還元、加入者の
福利増進を第一義として、事業經
營主体たる通信省によつて行われ
てきたのである。然るに、現在本積
立金は大部分大蔵省預金部資本に編入運
用され、また地方公共團體等に
あつては低利資金の融通を受けるに
多大の不便を感じ、地方財政の運営
に円滑をかゝっている状況であつて、
本積立金の事業經營主体による運用
の再開の要望は全國的に頗る切なるも
のがある。

本院では第二回國会及び第三回國
會において右の趣旨による両積立金
運用再開に関する請願の願意を妥
と認めてこれを採択し、政府は速
かにこれが実現に努力すべきものと
の意見を附して内閣に送付したので
あるが、未だにその実現をみていい
ことはまことに遺憾である。

政府は急速に適当の措置を講じて
本積立金の運用方式を本來の姿に復
して業務する。

右決議する。

〔千葉信君登壇、拍手〕

○千葉信君 只今議題となりました簡
易生命保険及び郵便年金積立金の運用
に関する決議案の趣旨を御説明申上げ
ます。

先ず決議案を朗読いたします。

簡単生命保険及び郵便年金積立金
の運用に関する決議案

右決議する。

本積立金の運用方式を本來の姿に復
して業務する。

以上であります。

我が國簡易保険及び郵便年金事業三
十余年の歴史と國民一人一件以上の契
約数九千万件、保険金額千四百億の巨
額に達し、非常な成功を収めておる事
実は、この國營事業が如何に國民太衆
の生活安定、福利増進に寄與しつつあ
るかを物語るものでありまして、これ
ら両事業が今日のことを發展を來たし
ましたゆえんは、全國津々浦々に亘つ
て存在する約一万四千の郵便局を通じ
て、通信從業員が國民全般の協力の下
に當々として契約の募集、維持に努力
したことによるものであり、他面この
本質に鑑み、資金の地方還元、加入者
の福利増進を第一義として、事業經
營主体たる通信省によつて行われ
てきたのである。然るに、現在本積
立金は大部分大蔵省預金部資本に編入運
用され、また地方公共團體等に
あつては低利資金の融通を受けるに
多大の不便を感じ、地方財政の運営
に円滑をかゝっている状況であつて、
本積立金の事業經營主体による運用
の再開の要望は全國的に頗る切なるも
のがある。

本院では第二回國会及び第三回國
會において右の趣旨による両積立金
運用再開に関する請願の願意を妥
と認めてこれを採択し、政府は速
かにこれが実現に努力すべきものと
の意見を附して内閣に送付したので
あるが、未だにその実現をみていい
ことはまことに遺憾である。

政府は急速に適当の措置を講じて
本積立金の運用方式を本來の姿に復
して業務する。

〔千葉信君登壇、拍手〕

○千葉信君 只今議題となりました簡
易生命保険及び郵便年金積立金の運用
に関する決議案の趣旨を御説明申上げ
ます。

我が國簡易保険及び郵便年金事業三
十余年の歴史と國民一人一件以上の契
約数九千万件、保険金額千四百億の巨
額に達し、非常な成功を収めておる事
実は、この國營事業が如何に國民太衆
の生活安定、福利増進に寄與しつつあ
るかを物語るものでありまして、これ
ら両事業が今日のことを發展を來たし
ましたゆえんは、全國津々浦々に亘つ
て存在する約一万四千の郵便局を通じ
て、通信從業員が國民全般の協力の下
に當々として契約の募集、維持に努力
したことによるものであり、他面この
本質に鑑み、資金の地方還元、加入者
の福利増進を第一義として、事業經
營主体たる通信省によつて行われ
てきたのである。然るに、現在本積
立金は大部分大蔵省預金部資本に編入運
用され、また地方公共團體等に
あつては低利資金の融通を受けるに
多大の不便を感じ、地方財政の運営
に円滑をかゝっている状況であつて、
本積立金の事業經營主体による運用
の再開の要望は全國的に頗る切なるも
のがある。

本院では第二回國会及び第三回國
會において右の趣旨による両積立金
運用再開に関する請願の願意を妥
と認めてこれを採択し、政府は速
かにこれが実現に努力すべきものと
の意見を附して内閣に送付したので
あるが、未だにその実現をみていい
ことはまことに遺憾である。

政府は急速に適当の措置を講じて
本積立金の運用方式を本來の姿に復
して業務する。

〔千葉信君登壇、拍手〕

○千葉信君 只今議題となりました簡
易生命保険及び郵便年金積立金の運用
に関する決議案の趣旨を御説明申上げ
ます。

我が國簡易保険及び郵便年金事業三
十余年の歴史と國民一人一件以上の契
約数九千万件、保険金額千四百億の巨
額に達し、非常な成功を収めておる事
実は、この國營事業が如何に國民太衆
の生活安定、福利増進に寄與しつつあ
るかを物語るものでありまして、これ
ら両事業が今日のことを發展を來たし
ましたゆえんは、全國津々浦々に亘つ
て存在する約一万四千の郵便局を通じ
て、通信從業員が國民全般の協力の下
に當々として契約の募集、維持に努力
したことによるものであり、他面この
本質に鑑み、資金の地方還元、加入者
の福利増進を第一義として、事業經
營主体たる通信省によつて行われ
てきたのである。然るに、現在本積
立金は大部分大蔵省預金部資本に編入運
用され、また地方公共團體等に
あつては低利資金の融通を受けるに
多大の不便を感じ、地方財政の運営
に円滑をかゝっている状況であつて、
本積立金の事業經營主体による運用
の再開の要望は全國的に頗る切なるも
のがある。

金の運用は特殊事情によりまして停止
せられ、金融主管廳たる大蔵省によ
つて運用されるに至つたのであります
が、御承知のように元來両事業は被保
険者又は年金加入者の選別と事業經營
費と積立金の運用との三者の睨み合
いとは言えないのであります。

本院では第二回國会及び第三回國
會において右の趣旨による両積立
金運用再開に関する請願の願意を妥
と認めてこれを採択し、政府は速
かにこれが実現に努力すべきものと
の意見を附して内閣に送付したので
あるが、未だにその実現をみていい
ことはまことに遺憾である。

政府は急速に適当の措置を講じて
本積立金の運用方式を本來の姿に復
して業務する。

〔千葉信君登壇、拍手〕

○千葉信君 只今議題となりました簡
易生命保険及び郵便年金積立金の運用
に関する決議案の趣旨を御説明申上げ
ます。

我が國簡易保険及び郵便年金事業三
十余年の歴史と國民一人一件以上の契
約数九千万件、保険金額千四百億の巨
額に達し、非常な成功を収めておる事
実は、この國營事業が如何に國民太衆
の生活安定、福利増進に寄與しつつあ
るかを物語るものでありまして、これ
ら両事業が今日のことを發展を來たし
ましたゆえんは、全國津々浦々に亘つ
て存在する約一万四千の郵便局を通じ
て、通信從業員が國民全般の協力の下
に當々として契約の募集、維持に努力
したことによるものであり、他面この
本質に鑑み、資金の地方還元、加入者
の福利増進を第一義として、事業經營
主体たる通信省によつて行われ
てきたのである。然るに、現在本積
立金は大部分大蔵省預金部資本に編入運
用され、また地方公共團體等に
あつては低利資金の融通を受けるに
多大の不便を感じ、地方財政の運営
に円滑をかゝっている状況であつて、
本積立金の事業經營主体による運用
の再開の要望は全國的に頗る切なるも
のがある。

金の運用は特殊事情によりまして停止
せられ、金融主管廳たる大蔵省によ
つて運用されるに至つたのであります
が、御承知のように元來両事業は被保
険者又は年金加入者の選別と事業經營
費と積立金の運用との三者の睨み合
いとは言えないのであります。

本院では第二回國会及び第三回國
會において右の趣旨による両積立
金運用再開に関する請願の願意を妥
と認めてこれを採択し、政府は速
かにこれが実現に努力すべきものと
の意見を附して内閣に送付したので
あるが、未だにその実現をみていい
ことはまことに遺憾である。

政府は急速に適当の措置を講じて
本積立金の運用方式を本來の姿に復
して業務する。

〔千葉信君登壇、拍手〕

○千葉信君 只今議題となりました簡
易生命保険及び郵便年金積立金の運用
に関する決議案の趣旨を御説明申上げ
ます。

一 二年以上総トン数千トン以上
の船舶(平水区域を航行区域とする船舶を除く。)に乗り組み、船長の職をとり、且つ、省令の定めるところにより一定期間以上水先人になろうとする水先人修業生として実務を修習したこと。

二 海上保安廳長官の行う水先人試験に合格したこと。

(欠格條項)

第五條 左の各号の一に該当する者は、水先人であることができない。

一 日本国でない者

二 禁止以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終り、又はその執行を受けることができなくなるまでのもの

三 船長の海技免状の行使を禁止された者又は三回以上その行使を停止された者

四 水先人の免許を取り消された者

(水先人試験)

第六條 水先人試験は、免許を受けようとする水先区の実情に即して水先業務を行う能力があるかどうかを判定することを目的とし、その内容には、実際的なものと理論的なものを含まなければならない。

2 水先人試験は、身体検査及び学術試験とする。

3 身体検査に合格した者でなければ、学術試験を受けることができない。

4 学術試験は、筆記試験及び口述試験とし、左に掲げる事項について行う。

一 海上の衝突予防に関する法規

その他当該水先区の航法に関する法規

二 当該水先区の風位、風力、天候、潮せき、潮流その他の気象及び海象に関する知識

三 当該水先区の水路、水深、距離、浅瀬等の航路障害物、航路標識その他重要な事項に関する知識

四 船舶の操縦に関する知識及び技能

五 その他水先人として必要と認められる知識又は技能であつて省令で定める事項

6 筆記試験に合格した者でなければ、口述試験を受けることができない。

(登録及び水先免状)

第七條 海上保安廳長官は、水先人の免許を與えたときは、水先人名簿に登録し、且つ、水先免状を交付しなければならない。

2 水先人名簿は、海上保安廳に備える。

(免許の更新)

第八條 水先人の免許は、五年目ごとに申請により更新を受けなければ、その効力を失う。

2 海上保安廳長官は、前項の規定による水先人の免許の更新に際し、必要があると認めるときは、

3 身体検査に合格した者でなければ、学術試験を受けることができない。

4 学術試験は、筆記試験及び口述試験とし、左に掲げる事項について行う。

(水先人試験等の細則)

第九條 この法律に定めるものの外、水先人試験、水先人の免許及び水先免状に関し必要な事項は、省令で定める。

(身体検査)

第十條 海上保安廳長官は、水先人が不具障疾その他精神又は身体に欠陥があつて業務を行うのに不適当でないかどうかを確認するため、毎年、水先人の身体検査を行わなければならぬ。

(水先の制限)

第十一條 海上保安廳長官は、前項に規定する事項を確認するため必要があると認めるときは、何時でも当該水先人の身体検査を行うことができる。

2 前二項の身体検査の実施に関する必要な事項は、省令で定める。

(水先及び水先区)

第十二條 水先区の名称及び区域は、別表の通りとする。

(水先人の員数)

第十三條 各水先区の水先人の最低員数は、省令で定める。

(強制水先)

第十四條 水先人は、船長の行う水先人を求める信号を認めたときは、正当な事由がある場合の外、おもむいたときは、正当な事由があればならない。

2 水先人は、船長が船舶に直ちに、その船舶におもむかなければならぬ。

3 前二項の場合は、船長の承諾を得なければならない。

(水先)

第十五條 船長は、水先人でない者は、水先をさせることはならない。

2 水先人は、水先をすべき船舶に伴おうとするときは、船長の承諾を得なければならない。

3 前二項の場合は、水先をさせることは、この限りでない。

(水先料)

第十六條 水先人は、船長の行う水先人を求める信号を認めたときは、船長所有者又は船長に対する請求は、正当な事由がある場合の外、おもむいたときは、正当な事由があればならない。

2 前項の規定は、水先人に水先をさせている場合において、船舶の安全な運航を期するための船長の責任を解除し、又はその権限を侵すものと解釈してはならない。

3 水先料は、船舶の総トン数及び水先料を請求することができる。

2 水先料は、船舶の総トン数及び水先料を請求することができる。

3 前二項の場合は、船長の承諾を得なければならない。

(第四章 監督)

第十七條 船長は、水先人をさせなければならない。

2 前項の規定は、水先人に水先をさせている場合において、船舶の安全な運航を期するための船長の責任を解除し、又はその権限を侵すものと解釈してはならない。

3 水先料は、船舶の総トン数及び水先料を請求することができる。

(免許の取消等)

第十八條 水先人は、船舶におもむかなければならぬ。

2 前項の場合は、水先人を認められたい場合において水先を求めるときは、正當な事由がある場合の外、その求めに應じ、且つ、誠実に水先をしなければならない。

3 前二項の場合は、水先を認められない場合は、正當な事由がある場合の外、その求めに應じ、且つ、誠実に水先をしなければならない。

4 前二項の場合は、水先を認められない場合は、正當な事由がある場合の外、その求めに應じ、且つ、誠実に水先をしなければならない。

5 前二項の場合は、水先を認められない場合は、正當な事由がある場合の外、その求めに應じ、且つ、誠実に水先をしなければならない。

6 前二項の場合は、水先を認められない場合は、正當な事由がある場合の外、その求めに應じ、且つ、誠実に水先をしなければならない。

7 前二項の場合は、水先を認められない場合は、正當な事由がある場合の外、その求めに應じ、且つ、誠実に水先をしなければならない。

8 前二項の場合は、水先を認められない場合は、正當な事由がある場合の外、その求めに應じ、且つ、誠実に水先をしなければならない。

9 前二項の場合は、水先を認められない場合は、正當な事由がある場合の外、その求めに應じ、且つ、誠実に水先をしなければならない。

10 前二項の場合は、水先を認められない場合は、正當な事由がある場合の外、その求めに應じ、且つ、誠実に水先をしなければならない。

11 前二項の場合は、水先を認められない場合は、正當な事由がある場合の外、その求めに應じ、且つ、誠実に水先をしなければならない。

12 前二項の場合は、水先を認められない場合は、正當な事由がある場合の外、その求めに應じ、且つ、誠実に水先をしなければならない。

13 前二項の場合は、水先を認められない場合は、正當な事由がある場合の外、その求めに應じ、且つ、誠実に水先をしなければならない。

14 前二項の場合は、水先を認められない場合は、正當な事由がある場合の外、その求めに應じ、且つ、誠実に水先をしなければならない。

15 前二項の場合は、水先を認められない場合は、正當な事由がある場合の外、その求めに應じ、且つ、誠実に水先をしなければならない。

(乗下船の安全措置)

第十九條 船長は、水先人が安全に乘下船できるように、適当な方法を講じなければならない。

(水先人の通行)

第二十條 船長は、正当な事由がある場合の外、水先人を水先区外に伴つてはならない。

(水先修業生の認同)

第二十一條 水先人は、水先修業生一人を水先をすべき船舶に伴うことができる。

(水先の登録)

第二十二條 水先人は、水先をしたときは、船舶所有者又は船長に対する請求は、正当な事由がある場合の外、水先料を請求することができる。

2 水先人は、水先修業生二人以上を水先をすべき船舶に伴おうとするときは、一人を水先をすべき船舶に伴うことができる。

(水先料)

第二十三條 水先人は、水先をしたときは、船舶所有者又は船長に対する請求は、正当な事由がある場合の外、水先料を請求することができる。

2 水先料は、船舶の総トン数及び水先料を請求することができる。

3 前二項の場合は、船舶の総トン数及び水先料を請求することができる。

(第四章 監督)

第二十四條 水先人は、水先をしたときは、船舶所有者又は船長に対する請求は、正当な事由がある場合の外、水先料を請求することができる。

2 水先人は、水先修業生二人以上を水先をすべき船舶に伴うとするときは、一人を水先をすべき船舶に伴うことができる。

(水先料)

第二十五條 船長は、水先人でない者は、水先をさせることはならない。

2 船長は、水先人でない者は、水先をさせることは、この限りでない。

3 前二項の場合は、水先をさせることは、この限りでない。

(水先)

第二十六條 水先人は、船長の行う水先人を求める信号を認めたときは、船長所有者又は船長に対する請求は、正当な事由がある場合の外、水先料を請求することができる。

2 水先人は、水先をすべき船舶に伴おうとするときは、一人を水先をすべき船舶に伴うことができる。

(水先料)

第二十七條 船長は、水先人をさせなければならない。

2 前項の規定は、水先人に水先をさせている場合の外、おもむいたときは、正当な事由があればならない。

3 前二項の場合は、水先をさせなければならない。

(水先)

第二十八條 水先人は、船長の行う水先人を求める信号を認めたときは、船長所有者又は船長に対する請求は、正当な事由がある場合の外、水先料を請求することができる。

2 前項の規定は、水先人を認められない場合は、正當な事由がある場合の外、その求めに應じ、且つ、誠実に水先をしなければならない。

3 前二項の場合は、水先を認められない場合は、正當な事由がある場合の外、その求めに應じ、且つ、誠実に水先をしなければならない。

(水先料)

第二十九條 水先人は、水先をしたときは、船舶所有者又は船長に対する請求は、正当な事由がある場合の外、水先料を請求することができる。

2 前項の規定は、水先人を認められない場合は、正當な事由がある場合の外、その求めに應じ、且つ、誠実に水先をしなければならない。

3 前二項の場合は、水先を認められない場合は、正當な事由がある場合の外、その求めに應じ、且つ、誠実に水先をしなければならない。

(水先料)

第三十條 水先人は、水先をしたときは、船舶所有者又は船長に対する請求は、正当な事由がある場合の外、水先料を請求することができる。

2 前項の規定は、水先人を認められない場合は、正當な事由がある場合の外、その求めに應じ、且つ、誠実に水先をしなければならない。

3 前二項の場合は、水先を認められない場合は、正當な事由がある場合の外、その求めに應じ、且つ、誠実に水先をしなければならない。

(水先料)

第三十一條 水先人は、水先をしたときは、船舶所有者又は船長に対する請求は、正当な事由がある場合の外、水先料を請求することができる。

2 前項の規定は、水先人を認められない場合は、正當な事由がある場合の外、その求めに應じ、且つ、誠実に水先をしなければならない。

3 前二項の場合は、水先を認められない場合は、正當な事由がある場合の外、その求めに應じ、且つ、誠実に水先をしなければならない。

(水先料)

第三十二條 水先人は、水先をしたときは、船舶所有者又は船長に対する請求は、正当な事由がある場合の外、水先料を請求することができる。

2 前項の規定は、水先人を認められない場合は、正當な事由がある場合の外、その求めに應じ、且つ、誠実に水先をしなければならない。

3 前二項の場合は、水先を認められない場合は、正當な事由がある場合の外、その求めに應じ、且つ、誠実に水先をしなければならない。

(水先料)

第三十三條 水先人は、水先をしたときは、船舶所有者又は船長に対する請求は、正当な事由がある場合の外、水先料を請求することができる。

2 前項の規定は、水先人を認められない場合は、正當な事由がある場合の外、その求めに應じ、且つ、誠実に水先をしなければならない。

3 前二項の場合は、水先を認められない場合は、正當な事由がある場合の外、その求めに應じ、且つ、誠実に水先をしなければならない。

(水先料)

第三十四條 水先人は、水先をしたときは、船舶所有者又は船長に対する請求は、正当な事由がある場合の外、水先料を請求することができる。

2 前項の規定は、水先人を認められない場合は、正當な事由がある場合の外、その求めに應じ、且つ、誠実に水先をしなければならない。

3 前二項の場合は、水先を認められない場合は、正當な事由がある場合の外、その求めに應じ、且つ、誠実に水先をしなければならない。

(水先料)

る海難が発生したときは、この限りでない。

第二十四条 海上保安廳長官は、二年間に三回以上水先人の免許を停止された者又は正当な事由がないのに第十條の規定による海上保安廳長官の行う身体検査を受けない者に対し、水先人の免許を取り消すことができる。

2 海上保安廳長官は、第十條の規定により行う身体検査の結果、水先人が不具體疾その他の精神又は身体に欠陥があつて業務を行うのに不適当であると認めるときは、水先人の免許を取り消し、又は停止することができる。(行為の停止等)

第二十五条 海上保安廳長官は、水先人又は水先人の組合(以下單に「組合」という。)の行為が、水先人の業務の円滑な遂行を害し、公共の利益に反すると認める場合において水先審議会の勧告があつたときは、当該水先人又は組合に対し、當該行為の停止その他必要な事項を命ずることができる。

2 水先審議会は、前項の規定によること。

第二十六条 海上保安廳長官は、水先人の免許を取り消すことができる。

2 海上保安廳長官は、第十條の規定により行う身体検査の結果、

2 海上保安廳長官は、第一項の規定による処分をした場合において、その処分が同項の規定による

水先審議会の勧告の趣旨と異なりでない。この場合は、直ちに、その旨を運輸大臣に報告しなければならない。この場合において、運輸大臣は、必要があると認めるとときは、海上保安廳長官の処分を取り消すことができる。

(届出及び報告)

第二十七条 水先人は、その業務を行つて海難審判法による海難が発生したときは、運滞なく、その旨をもよりの海上保安本部、海上保安部、海上保安署又は港長事務所(以下「海上保安廳の事務所」という。)に届け出なければならない。

第二十八条 水先人は、水先区において左の事項を認めたときは、直ちに、その状況をもよりの海上保安廳の事務所に報告しなければならない。

第二十九条 水先人は、水先区において航路又は航路標識に異変があること。

第三十条 水先人は、水先区において航路の障害となるべき物があること。

第三十一条 水先人は、水先区において其他航行上危険の虞のある事実があること。

第三十二条 水先人は、水先区において船舶の航行を妨害する事由があるとき。

第三十三条 水先人は、水先区において船舶の航行を妨害する事由があるとき。

第三十四条 水先人は、水先区において船舶の航行を妨害する事由があるとき。

第三十五条 水先人は、水先区において船舶の航行を妨害する事由があるとき。

第三十六条 水先人は、水先区において船舶の航行を妨害する事由があるとき。

第三十七条 水先人は、水先区において船舶の航行を妨害する事由があるとき。

第三十八条 水先人は、水先区において船舶の航行を妨害する事由があるとき。

第三十九条 水先人は、水先区において船舶の航行を妨害する事由があるとき。

第四十条 水先人は、水先区において船舶の航行を妨害する事由があるとき。

第四十一条 水先人は、水先区において船舶の航行を妨害する事由があるとき。

水先修業生に関する事項を海上保安廳長官に届け出なければならない。この場合において、運輸大臣は、必要があると認めるとときは、海上保安廳長官の処分を取り消すことができる。

(第五章 水先審議会)

第三十一條 海上保安廳に、水先審議会を置く。

2 水先審議会は、第二十五條及び第三十二條に規定するものの外、水先の制度に関する重要な事項を調査審議する。

3 水先審議会は、水先の制度の改善に関し関係行政廳に建議することができる。

2 水先審議会の委員及び臨時委員は、予算に定める金額の範囲内において、手当及び旅費を受けるものとする。

(第六章 計則)

第三十九條 左の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

2 第十三條の規定に違反して水先人を乗り込ませなかつた者

3 第二十四條又は第五條の規定に違反した者

4 第二十五條第一項の規定による命令に違反した者

5 第二十二條第二項の規定により省令で定める額によらないで水先料を支拂い、又は受領した者

6 第二十一條第一項の規定による命令に違反した者

7 第二十條の規定に違反した者

8 第二十一條第一項の規定により水先人が水先修業生を伴つた場合においてこれを拒んだ者又は同様の規定に違反して水先修業生を伴つた者

9 第二十一條第一項の規定により水先人が水先修業生を伴つた場合においてこれを拒んだ者又は同様の規定に違反して水先修業生を伴つた者

10 第二十一條第一項の規定により水先人が水先修業生を伴つた場合においてこれを拒んだ者又は同様の規定に違反して水先修業生を伴つた者

11 第二十一條第一項の規定により水先人が水先修業生を伴つた場合においてこれを拒んだ者又は同様の規定に違反して水先修業生を伴つた者

12 第二十一條第一項の規定により水先人が水先修業生を伴つた場合においてこれを拒んだ者又は同様の規定に違反して水先修業生を伴つた者

13 第二十一條第一項の規定により水先人が水先修業生を伴つた場合においてこれを拒んだ者又は同様の規定に違反して水先修業生を伴つた者

要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、第三十四條第一項に規定する者のうちから、水先審議会の推薦に基づき、運輸大臣が命じ、又は委嘱する。

(第五章 水先審議会)

第三十一條 海上保安廳に、水先審議会を置く。

2 水先審議会は、第二十五條及び第三十二條に規定するものの外、水先の制度に関する重要な事項を調査審議する。

3 水先審議会は、水先の制度の改善に関し関係行政廳に建議することができる。

2 水先審議会の委員及び臨時委員は、予算に定める金額の範囲内において、手当及び旅費を受けるものとする。

(第六章 計則)

第三十九條 この法律に定めるもの以外、水先審議会に関する必要な事項は、省令で定める。

2 第三十九條 この法律施行の期日は、公布の日から三箇月をこえない期間内において、政令で定める。但し、第五章の規定は、公布の日から施行する。

3 第四十條 水先法(明治三十二年法律第六十三号、以下「旧法」という。)は、施行する。

2 水先法 (明治三十二年法律第六十三号、以下「旧法」という。)は、施行の日において、政令で定める。但し、第五章の規定は、公布の日から施行する。

3 第四十一条 水先法(明治三十二年法律第六十三号、以下「旧法」という。)は、施行の日において、政令で定める。但し、第五章の規定は、公布の日から施行する。

4 第四十二条 水先法(明治三十二年法律第六十三号、以下「旧法」という。)は、施行の日において、政令で定める。但し、第五章の規定は、公布の日から施行する。

5 第四十三条 水先法(明治三十二年法律第六十三号、以下「旧法」という。)は、施行の日において、政令で定める。但し、第五章の規定は、公布の日から施行する。

6 第四十四条 水先法(明治三十二年法律第六十三号、以下「旧法」という。)は、施行の日において、政令で定める。但し、第五章の規定は、公布の日から施行する。

7 第四十五条 水先法(明治三十二年法律第六十三号、以下「旧法」という。)は、施行の日において、政令で定める。但し、第五章の規定は、公布の日から施行する。

8 第四十六条 水先法(明治三十二年法律第六十三号、以下「旧法」という。)は、施行の日において、政令で定める。但し、第五章の規定は、公布の日から施行する。

9 第四十七条 水先法(明治三十二年法律第六十三号、以下「旧法」という。)は、施行の日において、政令で定める。但し、第五章の規定は、公布の日から施行する。

10 第四十八条 水先法(明治三十二年法律第六十三号、以下「旧法」という。)は、施行の日において、政令で定める。但し、第五章の規定は、公布の日から施行する。

三 第二十六條から第三十條までに規定する者のうちから、水先審議会の報告をした者は、又は偽虚の届出若しくは報告をした者は報告をした者をせす。

2 第二十九條第三号の運輸大臣が命じ、又は委嘱する。

3 第三十條の規定による命令に違反した者は、又は偽虚の届出若しくは報告をした者は報告をした者をせす。

4 第三十條の規定による命令に違反した者は、又は偽虚の届出若しくは報告をした者は報告をした者をせす。

5 第三十條の規定による命令に違反した者は、又は偽虚の届出若しくは報告をした者は報告をした者をせす。

6 第三十條の規定による命令に違反した者は、又は偽虚の届出若しくは報告をした者は報告をした者をせす。

7 第三十條の規定による命令に違反した者は、又は偽虚の届出若しくは報告をした者は報告をした者をせす。

8 第三十條の規定による命令に違反した者は、又は偽虚の届出若しくは報告をした者は報告をした者をせす。

9 第三十條の規定による命令に違反した者は、又は偽虚の届出若しくは報告をした者は報告をした者をせす。

10 第三十條の規定による命令に違反した者は、又は偽虚の届出若しくは報告をした者は報告をした者をせす。

11 第三十條の規定による命令に違反した者は、又は偽虚の届出若しくは報告をした者は報告をした者をせす。

12 第三十條の規定による命令に違反した者は、又は偽虚の届出若しくは報告をした者は報告をした者をせす。

13 第三十條の規定による命令に違反した者は、又は偽虚の届出若しくは報告をした者は報告をした者をせす。

14 第三十條の規定による命令に違反した者は、又は偽虚の届出若しくは報告をした者は報告をした者をせす。

15 第三十條の規定による命令に違反した者は、又は偽虚の届出若しくは報告をした者は報告をした者をせす。

16 第三十條の規定による命令に違反した者は、又は偽虚の届出若しくは報告をした者は報告をした者をせす。

17 第三十條の規定による命令に違反した者は、又は偽虚の届出若しくは報告をした者は報告をした者をせす。

18 第三十條の規定による命令に違反した者は、又は偽虚の届出若しくは報告をした者は報告をした者をせす。

19 第三十條の規定による命令に違反した者は、又は偽虚の届出若しくは報告をした者は報告をした者をせす。

20 第三十條の規定による命令に違反した者は、又は偽虚の届出若しくは報告をした者は報告をした者をせす。

東京湾水先区

東京湾水先区

海難審判法の一部を次のように改正する。

別表

東京港水先区

東京港水先区

第四條第二項及び第三十四條第一項中「又は水先免狀を受有する者」を「を受有する者又は水先人」に改める。

名古屋四日市水先区

名古屋四日市水先区

第五條懲戒は、左の三種とし、これを定める。

和泉瀬水先区

阪神水先区

その適用は、所為の輕重に従つてこれを定める。

下関水先区

関門水先区

一 海技免狀の行使の禁止又は水先人の免許の取消

内瀬水先区

阪神水先区、関門水先区及び内海水先区

二 海技免狀の行使の停止又は水先人の免許の停止

長崎港水先区

長崎水先区

三 戒告

島原海湾水先区

島原海湾水先区

四 海技免狀の行使の停止又は水先人の免許の停止

伏木港水先区

伏木水先区

五 海技免狀の行使の停止又は水先人の免許の停止

函館港水先区

函館水先区

六 海技免狀の行使の停止又は水先人の免許の停止

室蘭港水先区

室蘭水先区

七 海技免狀の行使の停止又は水先人の免許の停止

小樽港水先区

小樽水先区

八 海技免狀の行使の停止又は水先人の免許の停止

留萌水先区

留萌水先区

九 海技免狀の行使の停止又は水先人の免許の停止

塩釜水先区

塩釜水先区

十 海技免狀の行使の停止又は水先人の免許の停止

新潟水先区

新潟水先区

十一 海技免狀の行使の停止又は水先人の免許の停止

七尾水先区

七尾水先区

十二 海技免狀の行使の停止又は水先人の免許の停止

清水水先区

清水水先区

十三 海技免狀の行使の停止又は水先人の免許の停止

舞鶴水先区

舞鶴水先区

十四 海技免狀の行使の停止又は水先人の免許の停止

境水先区

境水先区

十五 海技免狀の行使の停止又は水先人の免許の停止

崎戸水先区

崎戸水先区

十六 海技免狀の行使の停止又は水先人の免許の停止

佐世保水先区

佐世保水先区

十七 海技免狀の行使の停止又は水先人の免許の停止

鹿児島水先区

鹿児島水先区

十八 海技免狀の行使の停止又は水先人の免許の停止

5 この法律（第五章の規定を除く。）施行前に旧法又は海難審判法の規定によつてした水先免狀の行使の禁止又は停止の処分は、それ

6 旧法の廃止前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

く。水先人の免許の取消又は停止の処分とみなす。
 又は停止」を「海技免狀の行使の禁止若しくは停止又は水先人の免許の取消若しくは停止」に、「免狀を取上げ」を「海技免狀又は水先免狀を取り上げ」に改める。

第六十條中「免狀行使の停止」を「海技免狀の行使の停止又は水先人の免許の停止」に、「免狀を取り上げ」を「海技免狀又は水先免狀を取り上げ」に改める。

第六十一條中「免狀行使の禁止又は停止」を「海技免狀の行使の禁
止若しくは停止又は水先人の免許の取消若しくは停止」に、「免狀を取
上げ」を「海技免狀又は水先免狀を取
り上げ」に改める。

第六十一條中「免狀行使の禁止又は停止」を「海技免狀の行使の禁
止若しくは停止又は水先人の免許の取消若しくは停止」に、「免狀を取
上げ」を「海技免狀又は水先免狀を取
り上げ」に改める。

水先区の名称	区域
室蘭水先区	北海道エンルム岬から大黒島を経てホテイシ岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
函館水先区	北海道大鼻岬から莫登支岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
小樽水先区	北海道平磯岬から茅柴岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
留萌水先区	北海道留萌岬から三百三十度二千七百メートルの地点まで引いた線、同島三角点（三十六メートル）から慈風沢島表浜天淵点を経て陸岸まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
塩釜水先区	神奈川縣千駄崎から千葉縣明金崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
新潟水先区	新潟縣新潟港防波堤燈台（北緯三十六度五十七分十九秒東經百三十九度四分十八秒）から三百五度二千百メートルの地点を中心として四千五百メートルの半径を有する円内の海面及び信濃川万代橋下流の河川水面
七尾水先区	富山縣河尾鼻から魚津燈台（北緯三十六度四十八分四十二秒東經三十七度二十三分四十八秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面（伏木東岩瀬港に属する河川水面を含む。）
清水水先区	石川縣鶴音崎から能登島松鼻（野崎）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
七尾水先区	静岡県眞崎から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに巴川港橋下流の河川水面
名古屋四日市水先区	愛知縣鬼ヶ崎から二百七十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面（名古屋港及び四日市港に属する河川及び運河水面を含む。）

舞鶴水先区	京都府金ヶ崎から零度に引いた線、博奕岬から二百七十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに高野川、伊佐津川、寺川、伊保良川、祖母谷川及び志樂川各最下流道路橋下流の河川水面
境水先区	鳥取縣外ノ江西端から金毘羅山山頂まで引いた線、同線に接続する回線以東の陸岸及び境港導燈の前燈（北緯三十五度三十三分四十秒東經百三十三度十四分三十秒）を中心として四千メートルの半径を有する円弧により囲まれた海面
阪神水先区	大阪府石津川口右岸突端から兵庫縣妙法寺川口右岸突端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面（大阪港、神戸港及び尼崎港に屬する河川及び運河水面を含む。）
内海水先区	大阪府石津川口右岸突端から兵庫縣鷺崎まで引いた線、同縣潮崎から徳島縣大崎崎まで引いた線、愛媛縣佐田岬から高島を経て大分縣闇崎まで引いた線、福岡縣部崎から四十五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面のうち阪神水先区を除く海面
関門水先区	山口縣網代崎から福岡縣妙見崎まで引いた線、同縣部崎から四十五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
崎戸水先区	長崎縣網代崎から福岡縣妙見崎まで引いた線、同島南端から芋島北端まで引いた線、同島北端から折瀬ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
佐世保水先区	長崎縣向後崎から水尻鼻まで引いた線、猪首ノ鼻から朽木崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
長崎水先区	長崎縣福島崎から伊王島北端まで引いた線、沖ノ島南端から香焼島南端を経て深堀まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに浦上川及び中島川各最下流道路橋下流の河川水面
島原海湾水先区	長崎縣國崎から熊本縣牡蠣瀬崎まで引いた線、同縣天草上島下大戸ノ鼻から千東島上大戸ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面（三角港を含む。）

〔板谷順助君登壇、拍手〕

○板谷順助君 只今議題となりましたにかかり、多くの点において現状に適しないところがありますので、これを廢止して、新らしい水先制度を確立するため、本法律案が提出された次第であります。今その要点を申上げます。

現行の水先法は明治三十二年の制定にかかり、多くの点において現状に適しないところがありますので、これを廢止して、新らしい水先制度を確立するため、本法律案が提出された次第であります。今その要点を申上げますと、第一に、水先業の免許制を明確に規定したこと、第二に、船舶航行の安全を期するため、一定の区域における強制水先の制度を設けたこと、第三に、水先制度に関する重要事項を調査審議するため、海上保安廳内に水先審議会を設けたということであります。

本委員会におきまして審議いたしましたところ、お手許に配付されました印刷物にありまする通り、第一に、原案には海上保安廳長官は水先審議会の意見を徵し水先人の免許の取消又は停止の処分をなしえることになつておりますが、かかる処分は特に慎重を要する必要がありますので、水先審議会の委員を命ぜられた場合、その処遇について、原案においては國家

鹿児島水先区

鹿児島縣櫻島藤野崎から二百七十度に引いた線、同島燃崎から沖小島三角点（三十七メートル）を経て脇田川口左岸突端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

公務員の規定が本法に優先することを明確にする要がありませんから、これを明確にする要がありといたしまして、所要の修正を加えることにいたしましたのであります。本委員会におきましては、この修正案に基きまして、更に審議を重ねましたところ、原案は修正案の通り可決すべきものと全会一致決定した次第であります。以上御報告申上げます。（拍手）

○副議長（松鷹喜作君） 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。

○副議長（松鷹喜作君） 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。委員長報告通り修正議決することに賛成の諸君の起立を請います。

〔総員起立〕

○副議長（松鷹喜作君） 総員起立を認めます。よつて本案は全会一致を以て委員会修正通り議決せられました。

○副議長（松鷹喜作君） この際、日程の順序を変更し、日程第七を後に廻し、日程第八、國家公務員共済組合法の一部を改正する法律案、日程第九、郵政事業特別会計法案、日程第十、電気通信事業特別会計法案、（いずれも内閣提出、衆議院添付）以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松鷹喜作君） 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。大藏委員長頃内辰郎君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

正する法律案

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

右の内閣提案案は本院においてこれ

を修正議決した。よつて國会法第八十三條により送付する。

昭和二十四年五月十三日

參議院議長 松平恒雄殿

〔小字及び一は衆議院修定〕

國家公務員共済組合法の一部を改正する法律案

國家公務員共済組合法の一部を改正する法律案

國家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）の一部を次のようにより改正する。

四章 福祉施設を「第四章 福祉施設及び共済組合連合会」に改める。

第一條中第五号及び第六号を削る。

第二條第二項第二号を次のようにより改める。

二 拘置所、刑務所及び少年刑務所に属する職員 法務廳

同項中第三号、第六号及び第八号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第七号を第五号とし、第九号中「第一技術研究所」を

「土木研究所」に改め、同号を第六号とし、同項に次の一号を加える。

七 都道府県に属する職員 総理

「前項」に改める。

○副議長（松鷹喜作君） 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。大藏委員長頃内辰郎君。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松鷹喜作君） 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。大藏委員長頃内辰郎君。

第五條第二項に次の但書を加え
る。

但し、当該組合の組合員以外の者
でその組合の事務に從事する者があ
る場合には、各省各廳の長
は、委員のうち一人をその者のうち
から命ずることができる。

第十條第二項中「所得税」を「租稅
その他の公課」に改め、同條第三項
中「給付」を「給付、第六十三條第二
号の貸付並びに同條第三号及び第四
号の事業」に改める。

第十四條中「その資格を喪失した
日の属する月」を「その資格を喪失
した日の前日の属する月」に改め
る。

第十六條第一項中「組合員が、」を
「組合員(第四十條の規定の適用を受
ける者を含む。)が」に改め、同項但
書を削り、同條第二項中「第八十一
條に規定する組合は、船員たる組合
員を組合員で船員保険の被保險者
であるもの(以下船員たる組合員と
いう。)」に改める。

第二十四條の次に次の一條を加え
る。

(同順位者が二人以上ある場合
の給付)

第二十四條の二 前條の規定により
給付を受くべき遺族に同順位者が
二人以上ある場合においては、そ
の給付は、その人數によつて等分
して支給する。

2 前項の規定により年金たる給付
を等分して受ける同順位者のうち
その権利を失つた者がある場合に
おいては、残りの同順位者の人數

によつてその年金を等分して支
給する。

第三十條中見出しを「療養費」に、
第一項中「療養の給付」を「療養」に、
第二項中「給付」を「療養」に改める。
第三十一條から第三十三條までを
次のように改める。

第三十一條 組合員が前條第一項第
一号から第四号までの療養を受け
ようとするときは、左の各号の定
めあるところによる。

一 組合の運営する医療機関から
受けられることができる。この場合
において、組合は、その費用をそ
の負担する。

二 組合員の療養について組合が
契約している医療機関から受け
れることができる。この場合にお
いて、組合は、その費用をそ
の負担する。

四 前各号に規定する医療機関以外
の医師、歯科医師、薬剤師又
はその他の医療機関から受け
れることができる。この場合におい
て、組合は、厚生大臣の定める
基準の範囲内で、その費用をそ
の組合員に支拂わなければなら
ない。但し、組合員は、厚生大
臣の定める基準による初診料に
相当する金額の支拂は受けら
れることができない。

五 前項の規定により年金の支給を
停止した場合においては、その停
止期間中、その年金は、同順位者
から申請があつたときは同順位者
に、次順位者から申請があつたと
きは次順位者に、これを支給す
ることができる。

六 第三十二條 組合員の被扶養者が、
第三十條第一項第一号から第四号
までに規定する療養を受けようと
するときは、前條の規定に準じ、
任意の医療機関から受けられることが
できる。この場合において、組合
は、同條の規定(同條第二号但書、
第三号但書及び第四号但書を除
く。)に従つて負担し、又は支拂わ
なければならない費用の半額を負
担し、又は支拂わなければならない
組合員に支拂わせることができ

七 第三十三條の二 保険医又は保険薬剤
師は、健康保険法の規定に従つ
て組合員及びその被扶養者の療養
に対する支拂うことができる。

八 第三十四條第二項中「それらの給
付は、前項第二号に規定する期間を
超えて支拂しない。」を「組合員とし
て受けられる期間、繼續して
これを支拂う。」に改め、同項但
書中「他の組合員の組合員」の下に
「組合員でない健康保険又は船員保
険の被保險者を含む。以下第三十五
條第二項及び第五十六條第三項にお
いて同じ。」を加える。

九 第三十五條第二項の規定は、組合
員の被扶養者が同條第一項第五号
及び第六号の療養を受けようとす
る場合に準用する。この場合にお
いて、組合は、組合員がその療養
を受ける場合において組合が負担
するべき遺族がないとき。

十 第三十六條第一項中「百円」を「二
百円」に改める。

十一 第三十七條第一項但書中「二千円」
を「四千円」に改める。

十二 第四十八條第一項第二号を次のよ
うに改める。

十三 第六十三條に見出しとして「福
祉施設」を加え、同條第二項中「組合
が、前項」を「組合が前條」に改め
る。

十四 第六十三條に見出しとして「福
祉施設」を加え、同條第二項とし、第六十三
條の二に見出しとして「(共済組合連
合会)」を加える。

十五 第六十四條第三項中「國庫が拂
い」とは、その被扶養者が、保険医又は保
険薬剤師から

第四十九條を次のように改める。

一年以上所在不明であるときは、
同順位者があるときは同順位者
の、同順位者がないときは次順位
者の申請により、所在不明中その
者の受くべき年金の支給を停止す
ることができる。

十六 第三十條第一項第一号から第四号
までの療養を受けたときは、組合
は、第三十一條第三号又は第三十
二條第一項の規定に従つて計算し
た費用を、保険医又は保険薬剤師
に対する支拂いに代えて組合員に
支拂うことができる。

十七 第三十三條の次に次の一條を加え
る。

十八 第三十三條 組合員又はその被扶養
者が、保険医又は保険薬剤師から
おいては、残りの同順位者の人數
位者がなく後順位者」に改める。

(計理の方法)

第五條 この会計の計理は、現金の收納又は支拂の事実にかかわらず、財産の増減及び異動の事実に基づいて行う。

2 前項の財産の増減及び異動の事実がいずれの会計年度に発生したものとして計理するかについての基準は、政令で定める。

(原價計算)

第六條 この会計においては、郵政大臣の定めるところにより、郵政事業に関し必要な原價計算を行うものとする。

第二章 資本及び資産

第七條 この会計においては、この会計に所属する資産の價額に相当する金額をもつて資本とする。

2 前項に規定する資本は、自己資本、他の会計からの繰入資本及び積立金に、借入資本、借入金及びその他の負債に区分する。

3 固有資本は、通信事業特別会計からこの会計に引き継いだ固有資本の額に相当する金額とする。

4 他の会計からの繰入資本は、他の会計からこの会計の固定資産の増加に要する経費の財源に充てるため繰り入れた額に相当する金額とする。

5 積立金は、第三十六條第一項の規定による積立金の額とする。

6 減価償却当金は、この会計に属する資産の減価償却額の累積額(第十一條第二項の規定により繰り戻すものとする)による。

2 前項の規定による減価償却の基準については、郵政大臣が大臣に協議して定める。

り戻した金額があるときは、その額とする。

7 借入資本は、この会計の負担に属する公債、借入金、一時借入金、融通証券、未拂金、前受金、保管金その他これらに準する負債の額に相当する金額とする。

(資産及びその整理区分)

第八條 この会計の資産は、固定資産、作業資産及び流動資産に区分する。

2 固定資産は、土地、建物、工作物、船舶及び未完成工事並びに郵政大臣の指定する機械、器具及び特許権その他これに準ずる権利とする。

3 作業資産は、貯蔵品及び未成品とする。

4 流動資産は、現金、預金、未収金、前拂金その他これらに準するものとする。

(固定資産の價額)

第九條 固定資産の價額は、その取得のために要した郵政大臣の定める直接費及び間接費の合計額による。但し、無償で取得した固定資産の價額は、見積價額による。

(減価償却及び補充取替)

第十條 固定資産のうち、郵政大臣の定める償却資産については、そ

の会計に要する金額とし、その

会計に要する金額とし、その

(固定資産の價額の改正及び削除)

第十一條 固定資産が滅失したとき、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄したときは、郵政大臣の定めるところにより、その減少、譲渡、撤去又は廃棄の割合に応じて、その損、変質し、又は削除するべきは、郵政大臣の定めるところにより、当該資産に対する前項の規定により價額を改定し、又は削除しなければならない。

2 前項の規定により價額を改定し、又は削除する資産が償却資産であるときは、郵政大臣の定めるところにより、当該資産に対する減価償却額を減価償却引当金から繰り戻すものとする。

(作業資産の價額)

第十二條 作業資産の價額は、購入價額又は製作若しくは生産に要した費額による。

2 前項の規定により價額を定め難い場合は、特殊の事由に因り前項の規定により價額を定めることができない場合にあつては、見積價額による。

(作業資産の價額)

第十三條 作業資産を事業の用に供したときは、その價額を作業資産から削除し、これを使用する事業の経費の支出として計理するものとする。

(作業資産の價額等の振替)

第十四條 作業資産が損失し、又は変質し、若しくは滅失したとき、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄したときは、郵政大臣の定めるところにより、当該資産に対する減価償却額を減価償却引当金から繰り戻すべきは、その損、変質し、又は削除するべきは、郵政大臣の定めるところにより、当該資産に対する減価償却額を減価償却引当金から繰り戻すものとする。

(作業資産の保有等)

第十五條 この会計においては、予算の定めるところにより、この会計に属する現金をもつて、事業上必要な作業資産を保有し、又は資産外物品を修理することができない。

2 前項の規定により價額を定め難い場合は、特殊の事由に因り前項の規定により價額を定めることができない場合にあつては、見積價額による。

(作業資産の價額)

第十六條 この会計において事業設立費及び貯蔵品保有費の増加に要する経費の財源に充てるため必要な物品を修理することができる。

2 この会計において業務の運営における公債を発行し、又は借入金をすることができる。

3 前二項の規定による公債及び借入金をする経費の財源に不足があるときは、この会計の負担において、

2 この会計において業務の運営における公債を発行し、又は借入金をすることができる。

3 前二項の規定による公債及び借入金の限度額については、予算をもつて、國会の議決を経なければならない。

(一時借入金及び融通証券)

第十七條 この会計において支拂上

る事業の経費の支出として計理するものとする。

(作業資産の價額の改定及び削除)

第十八條 この会計の負担に属する公債、借入金、一時借入金、融通証券の償還金及び利息並びに発行及び償還に関する諸費の支出に必要な金額は、年度内に償還する一時借入金及び融通証券の償還金を除いて、毎会計年度、國債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

2 前項の規定による一時借入金若しくは融通証券の償還を必要とする場合には、公債及び借入金の償還金に限り、これを繰り入れることができる。

3 第三項但書の規定による一時借入

金若しくは融通証券の償還を必要とする場合には、公債及び借入金の償還金に限り、これを繰り入れなければならない。

(公債及び借入金等の借入、償還等の事務)

第十九條 この会計の負担に属する

公債、借入金、一時借入金及び融通証券の起債、借入、償還等に関する事務は、大藏大臣が行う。
(余裕金の運用)

第二十條 この会計に余裕金があるときは、大藏省預金部に預け入れることができる。

第四章 予算

(歳入歳出予定計算書等の作製及び添付)

第二十一條 郵政大臣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、國会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、第二十一條第一項に規定する書類を添附しなければならない。
(歳入歳出予算の配賦)

2 前項の歳入歳出予定計算書及び書及び國庫債務負担行為要求書を作製し、大藏大臣に送付しなければならない。

3 前項の歳入歳出予定計算書及び國庫債務負担行為要求書には、左の書類を添附しなければならない。

1 事業計画書

2 前前年度の損益計算書、貸借対照表及び財産目録

3 前年度及び当該年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表

4 國庫債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年

度末までの支出額及び支出額の見込、当該年度以降の支出予定期並びに収支計画年度にわたる事業に伴うものについては、その全体の計画その他の事業等の進行状況等に関する調書

5 第十七條の規定による一時借入金に関する調書

(歳入歳出予算の区分)

2 この会計の歳入歳出予算是、議入の性質及び歳出の目的に従つて、款及び項に区分する。

(予算の作成及び提出)

第二十三條 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、國会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、第二十一條第一項に規定する書類を添附しなければならない。

3 前項の規定により予備費の使用を決定したときは、当該予備費について、財政法第三十一條第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。

(支拂計画の作成)

第二十四條 この会計において執行する歳入歳出予算の配賦について

は、財政法(昭和二十一年法律第三十四号)第三十一條第二項の規定にかかわらず、歳出予算の節の区分を要しない。

(経費の流用)

第二十五條 郵政大臣は、この会計の事業計画書に計上された経費の金額のうちで政令で定めるものに

ついては、大藏大臣の承認を経なければ流用することができない。

2 前項の規定により流用した経費の金額については、事業計画実績書において、これを明瞭にするとともに、その理由を記載しなければならない。

(予備費の使用)

第二十六條 この会計においては、予備費のうち業務の運営に要する経費に充てるものについては、財政法第三十五條第二項及び第三項の規定にかかわらず、同法第三十四條第一項の規定に基いて大藏大臣がその承認を経た支出負担行為計画の金額の範囲内において、翌年度に繰り越して使用することができる。

法第三十五條第二項及び第三項の規定にかかわらず、同法第三十四條第一項の規定に基いて大藏大臣がその承認を経た支出負担行為計画の金額の範囲内において、翌年度に繰り越したときは、その歳出科目、金額及び事由を大藏大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

3 第一項の規定により繰り越したときは、当該予備費については、財政法第三十一條第一項の規定によ

その理由、金額及び積算の基礎を明らかにした調書を作成し、大藏大臣及び会計検査院に送付しなければならない。

2 前項の予算には、第二十一條第一項に規定する書類を添附しなければならない。

3 第一項の規定により予備費の使

用を決定したときは、当該予備費について、財政法第三十一條第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。

(支拂計画の作成)

第二十七條 この会計の支拂計画は、左の二種に分けて作成する。

1 小切手を振り出し、又は國庫金振替書を発するもの。

2 第三十三條の規定により出納官吏をして支拂わせるもの。

3 前項第二号に規定する支拂計画は、日本銀行に通知することを要しない。

2 前項の規定により出納官吏をして支拂わせるもの。

3 前項第二号に規定する支拂計画は、日本銀行に通知することを要しない。

(歳出予算の継続)

第二十八條 この会計においては、郵政大臣は、財政法第二十五條の規定により継続について國会の承認を経た歳出の金額の継続について、同法第四十三條第一項の規定にかかわらず、同法第三十四條第一項の規定に基いて大藏大臣の承認を経た支出負担行為計画の金額の範囲内において、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 郵政大臣は、前項の規定により分任支出官を置いたときは、大藏大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

(郵便局長の歳入徴収官等の事務の代理)

第二十九條 郵政大臣は、特に定める郵便局長をして歳入徴収官又は支出去若しくは分任支出官の事務を政令で定めるものを代理させることができる。

2 前項の郵便局長に対しては、会計法(昭和二十一年法律第三十五号)第八條及び同法第二十六條の規定は、適用しない。

3 第一項の規定により繰り越したときは、当該予備費については、財

る予算の配賦があつたものとみなす。

(公債及び借入金の借入余力の繰り越)

第二十九條 この会計においては、公債の発行又は借入金の借入について國会の議決を経た金額のうち、當該年度において発行又は借入をしなかつた金額があるときは、

当該金額を限度として、歳出予算の繰り度及び前年度から持ち越し未拂金の金額の範囲内で、翌年度において、公債を発行し、又は借入金をすることができる。

(第五章 収入及び支出)

2 支出官は、第二十七條第一項第二号に規定する支拂計画の範囲内で、第三十條第一項に規定する分任支出官に金額の限度を示して、前項に規定する出納官吏に対し、政令の定めるところにより、歳出金の支拂命令を発せしめることができる。

2 支出官は、第二十七條第一項第二号に規定する支拂計画の範囲内で、第三十條第一項に規定する分任支出官に金額の限度を示して、前項に規定する出納官吏に対し、政令の定めるところにより、歳出金の支拂命令を発せしめることができる。

(第六章 決算)

2 前項の規定により出納官吏は、同條の規定による支拂命令を受けた場合には、政令の定めるところにより、その保管に係る現金をもつて、この会計の歳出金を支拂うことができる。

2 前項の規定により毎月支拂われた金額が、その月初における出納官吏の保管に係る歳入金額及びその月中に出納官吏の受け入れた歳入金額の合計額を超過したときは、郵政大臣は、政令の定めるとおり、翌月末までに、その超過額に相当する金額を出納官吏に交付しなければならない。

ち越した未拂金の支拂額は、前年度からの現金の持越額のうち歳出の財源に充てることができるものとされる。

2 この会計の支出官は、歳出予算の範囲内において、前年度の歳出額及び当該年度の歳入の収納済額の合計額を超過してはならない。

(支拂命令)

第三十三條 この会計の支出官は、歳出金を支出するため、小切手を振り出し、又は國庫金振替書を発する外、郵政大臣の指定する出納官吏に対し、政令の定めるところにより、支拂命令を発することができます。

(支拂命令)

第三十三條 この会計の支出官は、歳出金を支出するため、小切手を振り出し、又は國庫金振替書を発する外、郵政大臣の指定する出納官吏に対し、政令の定めるところにより、支拂命令を発することができます。

(現金支拂)

2 前項の規定により出納官吏は、同條の規定による支拂命令を受けた場合には、政令の定めるところにより、その保管に係る現金をもつて、この会計の歳出金を支拂うことができる。

2 前項の規定により毎月支拂われた金額が、その月初における出納官吏の保管に係る歳入金額及びその月中に出納官吏の受け入れた歳入金額の合計額を超過したときは、郵政大臣は、政令の定めるとおり、翌月末までに、その超過額に相当する金額を出納官

る予算の配賦があつたものとみなす。

(公債及び借入金の借入余力の繰り越)

第二十九條 この会計においては、公債の発行又は借入金の借入について國会の議決を経た金額のうち、當該年度において発行又は借入をしなかつた金額があるときは、

当該金額を限度として、歳出予算の繰り度及び前年度から持ち越し未拂金の金額の範囲内で、翌年度において、公債を発行し、又は借入金をすることができる。

(第五章 収入及び支出)

2 支出官は、第二十七條第一項第二号に規定する支拂計画の範囲内で、第三十條第一項に規定する分任支出官に金額の限度を示して、前項に規定する出納官吏に対し、政令の定めるところにより、支拂命令を発せしめることができる。

2 支出官は、第二十七條第一項第二号に規定する支拂計画の範囲内で、第三十條第一項に規定する分任支出官に金額の限度を示して、前項に規定する出納官吏に対し、政令の定めるところにより、支拂命令を発せしめることができる。

(第六章 決算)

2 前項の規定により出納官吏は、同條の規定による支拂命令を受けた場合には、政令の定めるとおり、翌月末までに、その超過額に相当する金額を出納官吏に交付しなければならない。

(支拂命令)

第三十三條 この会計の支出官は、歳出金を支出するため、小切手を振り出し、又は國庫金振替書を発する外、郵政大臣の指定する出納官吏に対し、政令の定めるところにより、支拂命令を発せしめることができます。

(現金支拂)

2 前項の規定により出納官吏は、同條の規定による支拂命令を受けた場合には、政令の定めるとおり、翌月末までに、その超過額に相当する金額を出納官吏に交付しなければならない。

(現金支拂)

2 前項の規定により毎月支拂われた金額が、その月初における出納官吏の保管に係る歳入金額及びその月中に出納官吏の受け入れた歳入金額の合計額を超過したときは、郵政大臣は、政令の定めるとおり、翌月末までに、その超過額に相当する金額を出納官

る予算の配賦があつたものとみなす。

(公債及び借入金の借入余力の繰り越)

第二十九條 この会計においては、公債の発行又は借入金の借入について國会の議決を経た金額のうち、當該年度において発行又は借入をしなかつた金額があるときは、

当該金額を限度として、歳出予算の繰り度及び前年度から持ち越し未拂金の金額の範囲内で、翌年度において、公債を発行し、又は借入金をすることができる。

(第五章 収入及び支出)

2 支出官は、第二十七條第一項第二号に規定する支拂計画の範囲内で、第三十條第一項に規定する分任支出官に金額の限度を示して、前項に規定する出納官吏に対し、政令の定めるところにより、支拂命令を発せしめることができる。

2 支出官は、第二十七條第一項第二号に規定する支拂計画の範囲内で、第三十條第一項に規定する分任支出官に金額の限度を示して、前項に規定する出納官吏に対し、政令の定めるところにより、支拂命令を発せしめることができる。

(第六章 決算)

2 前項の規定により出納官吏は、同條の規定による支拂命令を受けた場合には、政令の定めるとおり、翌月末までに、その超過額に相当する金額を出納官吏に交付しなければならない。

(支拂命令)

第三十三條 この会計の支出官は、歳出金を支出するため、小切手を振り出し、又は國庫金振替書を発する外、郵政大臣の指定する出納官吏に対し、政令の定めるところにより、支拂命令を発せしめることができます。

(現金支拂)

2 前項の規定により出納官吏は、同條の規定による支拂命令を受けた場合には、政令の定めるとおり、翌月末までに、その超過額に相当する金額を出納官吏に交付しなければならない。

(現金支拂)

2 前項の規定により毎月支拂われた金額が、その月初における出納官吏の保管に係る歳入金額及びその月中に出納官吏の受け入れた歳入金額の合計額を超過したときは、郵政大臣は、政令の定めるとおり、翌月末までに、その超過額に相当する金額を出納官

(財務諸表の作製)

第三十五條 郵政大臣は、毎会計年度、損益計算書、貸借対照表、財産目録、資産償額増減表及び資本増減表を作製しなければならぬ。

(利益及び欠損の処理)

第三十六條 この会計においては、毎会計年度における決算上利益を生じたときは、これを積立金に組み入れ、欠損を生じたときは、積立金を減額して整理するものとする。

2 前項の場合において、決算上生じた欠損額が積立金の額を超過するときは、その超過額は、欠損の繰越として整理することができない。

(歳入歳出決定計算書の作製及び送付)

第三十七條 郵政大臣は、毎会計年度、歳入歳出決定計算書を作製し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出決定計算書には、左の書類を添附しなければならない。

一 事業計画実績書
二 当該年度の損益計算書、貸借対照表、財産目録、資産償額増減表及び資本増減表
三 債務に関する計算書

(歳入歳出決算の形式)

第三十八條 この会計の歳入歳出決算は、歳入歳出予算と同一の区分により作成し、且つ、左の事項を明らかにしなければならない。
一 歳入

(一) 歳入予算額
(二) 微収決定額(微収決定のない歳入については、収納後)

に徴収として整理した額)
(三) 不納欠損額

二 歳出

前年度繰越額
予備費使用額
流用等増減額
支出し決定額

翌年度繰越額
不適用額

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第三十九條 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、國会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、第三十七條第二項に規定する書類を添附しなければならない。

第七章 難則
(印紙賣さばき代金の繰入等)

第四十條 印紙の賣さばき代金及び買戻代金は、この会計の歳入及び歳出とし、その賣りさばいた金額から買戻代金及び印紙の賣さばきに関する事務の取扱いをする事務に要する経費を控除した金額に相当する金額は、一般会計に繰り入れるものとする。

2 前項の歳入歳出決定計算書には、左の書類を添附しなければならない。

一 事業計画実績書
二 当該年度の損益計算書、貸借

この会計に繰入金をすることがで

きる。
第三條 第一項及び第二項並びに第五十三條第一項及び第二項に規定する書類は、本院においてこれを可決した。

第一章 総則
(設置)

第一條 電気通信事業を企業的に經營し、その健全な発達に資するため、特別会計を設置し、一般会計と分つて経理する。

第二條 この法律において「電気通信事業」とは、有線又は無線による電信、電話、電報、電気通信、等の電信又は受信によって、意思及び客室を傳え、又は受ける一切の手段を提供する事業及びその附帯業務をいう。

第三條 この法律は、電気通信大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。

第二章 計理

第一條 電気通信事業特別会計を「郵政事業特別会計」に改めること。

第二條 電気通信事業特別会計を「郵政事業特別会計」に改めること。

第三條 電気通信事業特別会計を「郵政事業特別会計」に改めること。

2 前項の財産の増減及び異動の事

実がいづれの会計年度に発生したものとして計理するかについての基準は、政令で定める。

(原價計算) この会計においては、電気通信大臣の定めるところにより、

第六條 この会計においては、電気通信事業に関する必要な原價計算を行ふものとする。

(第二章 資本及び資産)

(資本及びその整理区分)

(第七條 この会計においては、この

会計に所屬する資産の價額に相当する金額をもつて資本とする。

(第八條 この会計の資産は、固定資産及びその整理区分)

(第九條 この会計においては、この

会計に所屬する資産の價額に相当する金額をもつて資本とする。

(第十條 この会計においては、この

会計に所屬する資産の價額に相当する金額をもつて資本とする。

(第十一條 この会計においては、この

会計に所屬する資産の價額に相当する金額をもつて資本とする。

(第十二條 この会計においては、この

会計に所屬する資産の價額に相当する金額をもつて資本とする。

(第十三條 この会計においては、この

会計に所屬する資産の價額に相当する金額をもつて資本とする。

(第十四條 この会計においては、この

会計に所屬する資産の價額に相当する金額をもつて資本とする。

(第十五條 この会計においては、この

会計に所屬する資産の價額に相当する金額をもつて資本とする。

(第十六條 この会計においては、この

会計に所屬する資産の價額に相当する金額をもつて資本とする。

(第十七條 この会計においては、この

会計に所屬する資産の價額に相当する金額をもつて資本とする。

(第十八條 この会計においては、この

会計に所屬する資産の價額に相当する金額をもつて資本とする。

金、融通証券、未拂金、前受金、保管金その他これらに準ずる負債の額に相当する金額とする。

(資産及びその整理区分)

(第二章 資本及び資産)

(第三章 資金)

(第四章 資本及び借入金)

(第五章 資本及び借入金)

(第六章 資本及び借入金)

(第七章 資本及び借入金)

(第八章 資本及び借入金)

(第九章 資本及び借入金)

(第十章 資本及び借入金)

(第十一章 資本及び借入金)

(第十二章 資本及び借入金)

(第十三章 資本及び借入金)

(第十四章 資本及び借入金)

(第十五章 資本及び借入金)

(第十六章 資本及び借入金)

(第十七章 資本及び借入金)

(第十八章 資本及び借入金)

(第十九章 資本及び借入金)

(第二十章 資本及び借入金)

(第二十一章 資本及び借入金)

(第二十二章 資本及び借入金)

(第二十三章 資本及び借入金)

若しくは廃棄したときは、電気通信大臣の定めるところにより、その滅失、譲渡、撤去又は廃棄の割合に應じて、その價額を改定し、又は削除しなければならない。

前項の規定により價額を改定し、又は削除する資産が償却資産であるときは、電気通信大臣の定めるとおり、当該資産に対する減價償却額を減價償却引当する。

固定資産は、土地、建物、工作物、船舶、電信電話線路、電信電話機械、無線電信電話設備及び未完成工事並びに電気通信大臣の指定する機械、器具及び特許権その他のこれに準ずる権利とする。

流动資産は、貯蔵品及び未成品とする。

作業資産は、現金、預金、未收金、前拂金その他これらに準ずるものとする。

(固定資産の價額)

(作業資産の價額)

し、若しくは滅失したとき、又は規格の変更によりこれに適合しなくなつたときは、そのき損、変質の価額を改定し、又は削除しなければならない。

前項の規定により價額を改定し、又は削除することができる。但し、歳入減少のため償還することができないときは、その償還することができる額を限り、一時借入金又は融通証券の償還をすることができない。

合しなくなつた割合に應じて、その割合を改定し、又は削除しなければならない。

前項の規定により、当該資産に対する減價償却額を減價償却引当する。

固定資産は、土地、建物、工作物、船舶、電信電話線路、電信電話機械、無線電信電話設備及び未完成工事並びに電気通信大臣の指定する機械、器具及び特許権その他のこれに準ずる権利とする。

流动資産は、貯蔵品及び未成品とする。

(固定資産の價額)

(作業資産の價額)

3 第一項の規定による一時借入金及び融通証券は、當該年度内に償還しなければならない。但し、歳入減少のため償還することができないときは、その償還することができる額を限り、一時借入金又は融通証券の償還をすることができる。

前項の規定により借換をして、その借換をしたときから年内に償還しなければならない。

第四章 予算
(歳入歳出予定計算書等の作製及び送付)

第二十一条 電氣通信大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書及び國庫債務負担行為要求書を作製し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出予定計算書及び國庫債務負担行為要求書には、左の書類を添附しなければならない。

一 事業計画書
二 前年度の損益計算書、貸借対照表及び財産目録
三 前年度及び当該年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表

四 國庫債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額及び支出額の見込、当該年度以後の支出予定額並びに教會年度にわたる事業に伴うものについては、その全体の計画その他事業等の進行状況等に関する調書

五 第十七條の規定による一時借入金に関する調書

(歳入歳出予算の区分)
(予備費の作成及び提出)

第二十二条 この会計の歳入歳出予算是、歳入の性質及び歳出の目的に従つて、款及び項に区分する。

第二十三条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、國会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、第二十一條第

二項に規定する書類を添附しなければならない。

(歳入歳出予算の配賦)

第二十四条 この会計において執行する歳入歳出予算の配賦について、財政法第三十一條第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。

三十四号) 第三十一条第二項の規定にかかわらず、歳出予算の節の区分を要しない。

(経費の流用)

第二十五条 電氣通信大臣は、この会計の事業計画書に計上された経費の金額のうちで政令で定めるも

のについては、大蔵大臣の承認を経なければ、流用することができない。

2 前項の規定により流用した経費の金額については、事業計画実績書において、これを明らかにするとともに、その理由を記載しなければならない。

3 前項の規定により流用した経費の金額について、事業計画実績書において、これを明らかにするとともに、その理由を記載しなければならない。

(予備費の使用)

第二十六条 この会計においては、予備費のうち業務の運営に要する経費に充てるものについては、財政法第三十五條第二項及び第三項の規定により繰越について國会の承認を得た経費の金額の繰越しに

ついては、同法第四十三條第一項の規定にかかわらず、同法第三十

四條第一項の規定に基いて大蔵大臣の承認を得た支出負担行為計画の金額の範囲内において、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 電氣通信大臣は、前項の規定により繰越をしたときは、その歳出科目、金額及び事由を大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

3 第一項の規定により繰越をしたときは、当該経費については、財政法第三十一條第一項の規定によると算の配賦があつたものとみなす。

3 第一項の規定により予備費の使用を決定したときは、当該経費に

ついては、財政法第三十一條第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。

(支拂計画の作製)

第二十七条 この会計の支拂計画は、左の二種に分けて作製する。

一 小切手を振り出し、又は國庫金振替書を発するもの。

二 第三十二条の規定により出納官吏をして支拂わせるもの。

3 前項第二号に規定することを要は、日本銀行に通知することを要しない。

2 前項第二号に規定することを要は、日本銀行に通知することを要しない。

(歳出予算の繰越し)

第二十八条 この会計においては、電氣通信大臣は、必要が

あると認めるときは、支出官の事務を分掌させるため、分任支出官

(分任支出官の設置)

第三十条 電氣通信大臣は、必要が

あると認めるときは、支出官の事務を分掌させるため、分任支出官

(支拂元)

第二十九條 この会計においては、

2 電氣通信大臣は、前項の規定により分任支出官を置いたときは、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

3 第一項の規定により繰越しをすることができる。

2 電氣通信大臣は、前項の規定により繰越しをしたときは、その歳出科目、金額及び事由を大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

3 第二十二条 この会計の支出官は、

(公債及び借入金の借入余力の繰越し)

第三十三条 前條第一項に規定する出納官吏は、同條の規定による支拂命令を受けた場合には、政令の定めるところにより、その保管に係る現金をもつて、この会計の歳出金を支拂うことができる。

2 前項の規定により毎月支拂われた金額が、その月初における出納官吏の保管に係る歳入金額及び出金を支拂うことができる。

3 第二十九條 この会計においては、

2 電氣通信大臣は、前項の規定により分任支出官を置いたときは、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

3 第二十九條 この会計においては、

2 電氣通信大臣は、毎会計年度、損益計算書、貸借対照表、財産目録、資産価額増減表及び資本増減表を作製しなければならない。

3 第二十九條 この会計においては、

2 電氣通信大臣は、毎会計年度における決算上利益を生じたときは、これを積立金に組み入れ、欠損を生じたときは、積立金を減額して整理するものとする。

3 第二十九條 この会計においては、

2 電氣通信大臣は、前項の規定により決算上利益を生じたときは、これを積立金に組み入れ、欠損を生じたときは、積立金を減額して整理するものとする。

3 第二十九條 この会計においては、

るときは、その超過額は、欠損の繰越として整理することができ

る。

(歳入歳出決定計算書の作製及び送付)

第三十六條 電氣通信大臣は、毎会

計年度、歳入歳出決定計算書を作製し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出決定計算書には、左の書類を添附しなければならない。

一 事業計画実績書

二 当該年度の損益計算書、貸借対照表、財産目録、資産価額増減表及び資本増減表

三 債務に関する計算書

(歳入歳出決算の形式)

第三十七條 この会計の歳入歳出決

算は、歳入歳出予算と同一の区分により作成し、且つ、左の事項を明らかにしなければならない。

一 歳入

(一) 歳入予算額

(二) 徴収決定済額(徵収決定のない歳入については、收納後に徴収として整理した額)

(三) 不納欠損額

二 歳出

(一) 歳出予算額

(二) 前年度繰越額

予備費使用額

流用等増減額

支出決定済歳出額

翌年度繰越額

(七) 不用額

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第三十八條 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、國会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、第三十六條第二項に規定する書類を添附しなければならない。

第七章 雜則

(郵政事業特別会計への繰入)

第三十九條 この会計は、電氣通信省設置法(昭和二十三年法律第二百四十五号)第六條第一項の規定による郵政省への委託業務の取扱に要する経費、この会計の歳入金の受入に要する経費及び電氣通信

大臣と郵政大臣との協定により、電氣通信省が共用し、又は利用する郵政省の施設の設備、維持及び運営に要する経費に充てるため必要な金額を、予算の定めるところにより、郵政事業特別会計に繰り入れることができる。

(実施規定)

第四十條 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附 則

この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

○ 横内辰郎君 「横内辰郎君登壇、拍手」
この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

○ 国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案の大蔵委員会における審議の經過並びに結果を御報告いたしました。去る五月十一日より政府提出案について原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。先ず本案の

いて、五月十七日衆議院送付の修正案について慎重に審議いたしまして、質

疑應答の後、討論に入り、採決の結果、全会一致を以て衆議院送付の修正案通り可決すべきものと決定いたしました

次第であります。先ず本案の提案理由及び内容につ

いて、その内容について申上げま

す。本年六月一日に郵政省が設置せら

る規定期間等、從來の業績に鑑み、事業

特別会計を廃止し、新たに郵政省

の所管に属する事業に關し郵政事業特

別会計を設置して、その經理を行おう

とするものであります。現在の通信

事業特別会計に規定してある事項の

殆んど全部と、同法の施行政令たる通

信事業特別会計令中に規定してある重

要事項とを合せ規定して、法体系の整

備を圖ると共に、從來の運営の実績に鑑み、二三の点について改正を加える

ものであります。改正されます点は、

事業設置費の財源の不足を補うための

調整資金保有の規定を削除したこと

と、作業資産の保有等に関する規定並

びに公債の発行及び借入金の借入余力

繰越に関する規定を設けたことであり

ましたが、その詳細は速記録によ

り御承知を願いたいと存じます。か

くして質疑を終局し、五月十七日討論に

入り、採決の結果、全会一致を以て衆

院送付の修正案通り可決すべきもの

と決定いたした次第であります。右御

報告申上げます。

次に只今議題となりました郵政

事業特別会計法案の大蔵委員会における審

議の経過並びに結果を御報告いたし

ましたので、電氣通信省の所管業務の

を制定せんとするものであります

その内容は殆んど從来通りであります

が、作業資産の保有に関する規定、公

債及び借入金の余力を翌年度へ繰越し

る規定等、從來の業績に鑑み、事業

特別会計法に規定してある事項の

殆んど全部と、同法の施行政令たる通

信事業特別会計令中に規定してある重

要事項とを合せ規定して、法体系の整

備を圖ると共に、從來の運営の実績に

鑑み、二三の点について改正を加える

ものであります。改正されます点は、

事業設置費の財源の不足を補うための

調整資金保有の規定を削除したこと

と、作業資産の保有等に関する規定並

びに公債の発行及び借入金の借入余力

繰越に関する規定を設けたことであり

ましたが、その詳細は速記録によ

り御承知を願いたいと存じます。か

くして質疑を終局し、五月十七日討論に

入り、採決の結果、全会一致を以て衆

院送付の修正案通り可決すべきもの

と決定いたした次第であります。右御

報告申上げます。

次に電氣通信事業特別会計法案の大

蔵委員会における審議の経過並びに結

果を御報告申上げます。

去る五月十七日、慎重に審議いたし

まして、質疑應答の後、討論に入り、

採決の結果、多數を以て原案通り可決すべきものと決定いたした次第であり

ましたので、電氣通信省の所管業務の

を経理するため、新たに特別会計法

を制定せんとするものであります

その内容は殆んど從来通りであります

が、作業資産の保有に関する規定、公

債及び借入金の余力を翌年度へ繰越し

る規定等、從來の業績に鑑み、事業

特別会計法に規定してある事項の

殆んど全部と、同法の施行政令たる通

信事業特別会計令中に規定してある重

要事項とを合せ規定して、法体系の整

備を圖ると共に、從來の運営の実績に

鑑み、二三の点について改正を加える

ものであります。改正されます点は、

事業設置費の財源の不足を補うための

調整資金保有の規定を削除したこと

と、作業資産の保有等に関する規定並

びに公債の発行及び借入金の借入余力

繰越に関する規定を設けたことであり

ましたが、その詳細は速記録によ

り御承知を願いたいと存じます。か

くして質疑を終局し、五月十七日討論に

入り、採決の結果、全会一致を以て衆

院送付の修正案通り可決すべきもの

と決定いたした次第であります。右御

報告申上げます。

次に副議長(松嶋喜作君) 総員起立と認

めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

先ず國家公務員共済組合法の一部を改

正する法律案全部を問題に供します。右御報

告申上げます。

第十一、國立國會圖書館法の一部を改正する法律案、(金子洋文外九名建議)
日程第十二、國立國會圖書館法第二十條の規定により行政各部門に置かれる支部圖書館及びその職員に関する法律案、(衆議院提出以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございません)

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(松崎喜作君) 御異議ないと認めます。先づ委員長の報告を求めます。國書館運営委員長金子洋文君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

國立國會圖書館法の一部を改正する法律案

右成規により発議する。

昭和二十四年五月十二日

発議者

金子 洋文 小林 勝馬
岩本 月洲 徳川 宗敏
三木 治朗 錦川 賴貞
羽仁 五郎 西田 天香
松野 喜内 高良 とみ
參議院議長松平恒雄殿

國立國會圖書館法の一部を改正する法律

法律第五号の一部を次のようにより改正する。
第十章 國、地方公共團體等の発行する出版物の納入

第二十四條 國の諸機關により又は國の諸機關のため、左の各号に該当する出版物(機密紙のもの及び

書式、ひな形その他簡易なもの)を除く。以下同じ)が発行されたときは、当該機關は、公用のため並びに外國政府出版物との國際的交換の用に供するため、その発行部数

が五百部以上のときはその三十部、その発行部数が五百部未満のときは館長の定めるところにより三十部未満の部数を、直ちに國立國會圖書館に納入しなければならない。但し、館長は、発行部数が五百部以上の場合において、特に必要があると認めるときは、三十部を超える五十部を超えない部数の納入を求めることができ、又特別の事由があると認めるときは、三十部未満の部数を納入させることもできる。

一 図書
二 小冊子
三 逐次刊行物
四 楽譜
五 地図
六 映画技術によつて製作した著作物
七 錄音盤その他音を機械的に複製する用に供する機器に写調した著作物
八 前各号に掲げるものの外、印刷術その他の機械的又は化学的方法によつて、文書又は圖画として複製した著作物

前項の規定は、同項に規定する出版物の再版についてもこれを適用する。但し、その再版の内容が初版又は前版の内容に比し増減又

は変更がなく、且つ、その初版又は前版がこの法律の規定により前に納入されている場合においては、この限りでない。

第二十四条の二 都道府縣若しくはこれに準ずるものの諸機關により納入されるときは、当該機關は、前條の規定に準じ、その出版物を直ちに國立國會圖書館に納入するものとする。

第一項に規定する出版物が発行されたときは、当該機關は、前條の規定に準じ、その出版物を直ちに國立國會圖書館に納入するものと規定する。

2 第二十四條第二項の規定は、前項の場合に準用する。この場合に

おいて、第二十四条第二項中「納入」とあるのは「納入又は寄贈若しくは遺贈」と読み替えるものとす

る。

2. 市(特別区を含む。以下同じ。)町村若しくはこれに準ずるもの

諸機關により又はこれらの諸機關のため、前條第一項に規定する出版物が発行されたときは、当該機關は、同項に規定する目的た

め、館長の定めるところにより、市又はこれに準ずるものの場合にあつては十部以下、町村又はこれに準ずるものの場合には三部以下の部数を、直ちに國立國會圖書館に納入するものとする。

3 前條第二項の規定は、前項の場合に準用する。

第十一章 その他の者の發行

法律第五号の一部を次のようにより改正する。

第十章を次のよう改める。
第一項 その他の者の發行する出版物の納入

1 この法律は、昭和二十四年七月一日から施行する。
2 改正後の第二十四条第一項第六号に該当する出版物については、当分の間、館長の定めるところにより、同條並びに改正後の第二十五条の二及び第二十五条の規定にかかるらず、その納入を免することができる。
3 この法律施行前に発行された出版物の納入又は納本については、前項の場合に準用する。この場合に

おいて、第二十四条第二項中「納入」とあるのは「納入又は寄贈若しくは遺贈」と読み替えるものとす

る。

3 第一項の規定により出版物を納入した者に対する金額は、その定めるところにより、当該出版物の出版及び納入に通常要すべき費用に相当する金額を、その代價

金として交付する。

4 第一項但書の規定により出版物を寄贈した者及び出版物を贈贈した者の相続人に対して、館長は、定期に作成する全日本出版物の目録で当該出版物を登載したもの

送付する。

第二十五条の二 発行者が正当の理由がなくて前條第一項の規定による出版物の納入をしなかつたときは、その出版物の小賣額(小賣額のないときはこれに相当する金額)の五倍に相当する金額以下

の過料に処する。

発行者が法人であるときは、前項の過料は、その代表者に對し科

する。

第一條 左の表の上欄に掲げる國立國會圖書館法第二十条の規定により行政各部門に置かれる

支部圖書館及びその職員に関する法律

前二條に規定する者以外の者は、第二十四条第一項に規定する出版物を発行したときは、

前二條の規定に該當する場合を除いて、文化財の落成及びその利用に資するため、発行の日から三十

日以内に、最良版の完全なもの

附 則

1 この法律は、昭和二十四年七月一日から施行する。

2 改正後の第二十四条第一項第六号に該当する出版物については、当分の間、館長の定めるところにより、同條並びに改正後の第二十五条の二及び第二十五条の規定にかかるらず、その納入を免する

ことができる。

3 この法律施行前に発行された出版物の納入又は納本については、前項の場合に準用する。この場合に

おいて、第二十四条第二項中「納入」とあるのは「納入又は寄贈若しくは遺贈」と読み替えるものとす

る。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

國立國會圖書館法第二十条の規定により行政各部門に置かれる支部圖書館及びその職員に関する法律

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十四年五月十三日
衆議院議長 松原喜重郎
參議院議長 松平恒雄殿

國立國會圖書館法第二十条の規定により行政各部門に置かれる支部圖書館及びその職員に関する法律

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十四年五月十三日
衆議院議長 松原喜重郎
參議院議長 松平恒雄殿

國立國會圖書館法第二十条の規定により行政各部門に置かれる支部圖書館及びその職員に関する法律

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十四年五月十三日
衆議院議長 松原喜重郎
參議院議長 松平恒雄殿

國立國會圖書館法第二十条の規定により行政各部門に置かれる支部圖書館及びその職員に関する法律

國立國會圖書館支部會計檢查院圖書館	會計檢查院
國立國會圖書館文部人事院圖書館	人事院
國立國會圖書館支部內閣文庫	總理府
國立國會圖書館支部宮內廳圖書館	宮內廳
國立國會圖書館經濟安定本部圖書館	經濟安定本部
國立國會圖書館支部物價廳圖書館	物價廳
國立國會圖書館支部外務省圖書館	外務省
國立國會圖書館支部大藏省文庫	大藏省
國立國會圖書館支部法務圖書館	法務府
國立國會圖書館文部文部省圖書館	文部省
國立國會圖書館支部厚生省圖書館	厚生省
國立國會圖書館支部農林省圖書館	農林省
國立國會圖書館支部通商產業省圖書館	通商產業省
國立國會圖書館支部特許廳圖書館	特許廳
國立國會圖書館支部運輸省圖書館	運輸省
國立國會圖書館郵政省圖書館	郵政省
國立國會圖書館支部電氣通信省圖書館	電氣通信省
國立國會圖書館支部勞働省圖書館	勞働省
國立國會圖書館支部建設省圖書館	建設省

ければならない。この場合において、当該行政機関の長は、國立圖書館の館長に協議しなければならない。

附則

この法律は、昭和二十四年六月一日から施行し、通商産業省に置かれる支部図書館に関しては、昭和二十四年五月二十日から適用する。

○金子洋文毛　只今議題となりました
國立國会圖書館法の一部を改正する法律案並びに國立國会圖書館法第二十九條
の規定により行政各部門に置かれる支
部図書館及びその職員に関する法律案
につきまして、委員会における審議の
経過並びに結果について御報告いたし
ます。

対象になりましたのは、納本制度に関する規定であります。第一に、現行法においては、出版物を納入する者は、國の諸機關及び國の諸機關のために出版物を発行するものでありますか、今回この範囲を拡げまして、地方公共團體、日本專賣公社、日本國有鐵道及び公園を含めることにいたしましたのであります。第二は、現行法の納入部数については、五百部以上の発行の場合は五十部、五百部未満の場合は五十部未満となつておりますが、過去の実情に照しまして、これを三十部に減

じ、且つ事態に應じて納入部数に幅を持たせたいと思うのであります。第三は、納入される出版物の種類を明らかに記載いたしたのであります。次は一般出版物についての規定であります。が、現行法には納入の義務が明文化さ

れていない関係もありますして、過去一年間ににおける出版物の納入は極めて不良であります。そこで納入の義務を明文化し、納入されたものに対する過失は適当な價格を支拂うことと規定しまして、納入しないものに対するは、軽い罰則を設けることいたしたいのでもあります。図書館法にこの種の罰則を設けることは好ましいことではありますので、民間の出版業者といろ／＼懇談いたしたのですが、特別の良策もなく、諸外國においても殆んど罰則があるのに鑑みまして、一應、形の上ののみでも罰則を設けなければ所期の目的は到底達成できないという結論を得ましたので、満場一致を以て可決すべきものと決定いたしたのであります。

れていなければ關係もありまして、過去一年間ににおける出版物の納入は極めて不良であります。そこで納入の義務を明文化し、納入されたものに対する適当な價格を支拂うことと規定しまして、納入しないものに対しては、軽い罰則を設けることいたしたいのであります。図書館法にこの種の罰則を設けることは好ましいことではありますので、民間の出版業者といろ／＼懇談いたしたのですが、特別の良策もなく、諸外國においても始んど罰則があるのに鑑みまして、一應、形の上のみでも罰則を設けなければ所期の目的は到底達成できないという結論を得ましたので、満場一致を以て可決すべきものと決定いたしたのであります。

○副議長（松嶋喜作君） 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。両案全部を開題に供します。両案に賛成の諸君の起立を請います。

〔議員起立〕

○副議長（松嶋喜作君） 総員起立と認めます。よつて両案は全会一致を以て可決せられました。

○副議長（松嶋喜作君） 日程第十三、獸医師法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。先ず委員長の報告を求めます。農林委員長楠見義男君。

〔審査 報告書は都合により最終号

〔副議長（松嶋喜作君）〕 総員起立と認
めます。よつて両案は全会一致を以て
可決せられました。

〔総員起立〕

〔副議長（松嶋喜作君）〕 総員起立と認
めます。よつて両案は全会一致を以て
可決せられました。

〔審査報告書は都合により最終号
附録に掲載〕

歴医師法案

右の内閣提出案は本院においてこれ
を修正議決した。

よつて國会法第八十三條により送付
する。

昭和二十四年五月十四日

衆議院議長 松平恒雄殿

（小字及び――は衆議院修正）

歴医師法案

歴医師法

目次

第一章 総則（第一條・第二條）

第二章 免許（第三條—第九條）

第三章 試験（第十條—第十六條）

第四章 業務（第十七條—第二十
三條）

第五章 歴医師免許審議会（第二
十四條—第二十六條）

第六章 罰則（第二十七條—第十一
十九條）

附則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、獣医師の技能の最高水準とその業務の適正を確保し、もつて畜産業の発達を図り、あわせて公衆衛生の向上に寄與することを目的とする。

(名称禁止)

第二條 獣医師でない者は、獣医師又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

(免許)

第三條 獣医師にならうとする者は、獣医師國家試験に合格し、且つ、千円をこえない範囲内において省令で定める手数料を納めて、農林大臣の免許を受けなければならない。

(免許を與えない場合)

第四條 左の各号の一に該当する者には、前條の免許を與えない。

一 未成年者

二 禁治産者又は準禁治産者

三 精神病者又は麻薬若しくは大麻の中毒者

四 前号に該当する者を除く外、獸医師道に対する重大な背反行為若しくは獸医事に関する不正の行爲があつた者又は著しく徳性を失くことが明らかなる者

五 罰金以上の刑に処せられた者

六 獣医師道に対する重大な背反行為若しくは獸医事に関する不正の行爲があつた者又は著しく徳性を失くことが明らかなる者

五 第八條第二項第四号に該当して免許を取り消された者

前項各号の一に該当する者から免許の申請があつたときは、農林大臣は、獣医師免許審議会の意見をきいて免許を與えるかどうかを決定しなければならない。

第六條 農林省に獣医師名簿を備え、獣医師の免許に関する事項を登録する。

(獣医師名簿)

第七條 農林省に獣医師名簿を備え、獣医師の免許に関する事項を登録することによって與えられる。

2 農林大臣は、第三條の免許を與えたときは、獣医師免許證を交付する。

(免許の取消及び業務の停止)

第八條 獣医師が第四條各号の一に該当するとき、又は獣医師から申請があつたときは、農林大臣は、

その免許を取り消さなければならぬ。

2 獣医師が左の各号の一に該当するとき、又は期間を定めて、その業務の停止を命ずることができる。

一 第十九條第一項の規定に違反して診療を拒んだとき。

二 第二十一條の届出をしなかつたとき。

三 前二号の場合の外、第五條第一項第一号から第四号までの一に該当するとき。

四 前号に該当する者を除く外、獸医師道に対する重大な背反行為若しくは獸医事に関する不正の行爲があつた者又は著しく徳性を失くことが明らかなる者

四 獣医師としての品位を損するような行爲をしたとき。

(合格者名簿の提出)

第九條 前六條に規定するもの以外、免許の申請、獣医師名簿の登録、訂正及び抹消並びに免許證の交付、書換交付、再交付及び返納については、省令で定める。

第三章 試験

(試験の目的)

第十條 獣医師國家試験は、家畜の診療上必要な獣医学並びに獣医師として具有すべき公衆衛生に関する知識及び技能について行う。

(試験の実施)

第十一條 獣医師國家試験会は、農林大臣の監督のもとに、毎年少くとも一回、獣医師國家試験を行なわなければならない。

2 獣医師免許審議会は、農林大臣は、試験期日の四箇月前までに、試験の科目、試験を行う場所及び日時、受験手続その他試験に関する細目を定めて、農林大臣に報告しなければならない。

(受験資格)

第十二條 左の各号の一に該当する者でなければ、獣医師國家試験を受けることができない。

2 外國の獣医学校を卒業し、又は外國で獣医師の免許を得た者であつて、獣医師免許審議会が

力及び技能を有すると認定したるもの

(合格者名簿の提出)

第十三條 獣医師免許審議会は、獣医師國家試験に合格した者の名簿を農林大臣に提出しなければならない。

(不正受験者の処置)

第十四條 獣医師國家試験に関して不正の行為があつたときは、獣医師免許審議会は、当該不正行為に關係ある者について、その受験を停止し、又はその試験を無効としない。

2 不正の行為があつたときは、獣医師免許審議会は、当該不正行為に關係ある者について、その受験を停止し、又はその試験を無効としないことができる。この場合においては、なお、その者について、期間を定めて試験を受けることを許さないことができる。

(受験手数料)

第十五條 獣医師國家試験を受けようとする者は、千円をこえない範囲内において省令で定める手数料を納めなければならない。

(試験科目等)

第十六條 獣医師免許審議会は、試験期日の四箇月前までに、試験の科目、試験を行う場所及び日時、受験手続その他試験に関する細目を定めて、農林大臣に報告しなければならない。

(診療書及び検査書)

第十七條 獣医師は、診療をした場合には、診療に関する事項を診療簿に、検査をした場合には、検査に関する事項を検査簿に、連絡なく記載しなければならない。

2 農林大臣は、試験期日の三箇月前までに、前項の試験に関する細目を公告しなければならない。

3 農林大臣又は都道府県知事は、必要と認めるときは、所屬の官吏又は更員に、獣医師について、診療及び検査簿を検査させることができる。

4 前項の規定により検査する場合は、当該官吏又は更員は、その

(診断書の交付等)

第十八條 獣医師は、自ら診察しないで診断書を交付し、若しくは劇毒薬若しくは生物学的製剤の投與若しくは处方をし、自ら出産に立ち会わないと出生證明書若しくは出生證明書を交付し、又は自ら検査しないで検査書を交付してはならない。但し、診療中死亡した場合に交付する死亡診断書については、この限りでない。

(診療を業務とする獣医師)

第十九條 診療を業務とする獣医師は、診療を業務とする獣医師は、診療を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 診療し、出産に立ち会い、又は検査をした獣医師は、診断書、出生證明書、死産證明書又は検査書の交付を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

3 診療書及び検査書

第二十條 獣医師は、診療をした場合には、診療に関する事項を診療簿に、検査をした場合には、検査に関する事項を検査簿に、連絡なく記載しなければならない。

2 獣医師は、前項の診療簿及び検査簿を三年間保存しなければならない。

身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

(届出義務)

第二十一条 獣医師は、毎年十二月三十一日現在におけるその氏名、住所その他省令で定める事項を、翌年一月三十一日までに、その住所地を管轄する都道府県知事を經由して、農林大臣に届け出なければならない。

第二十二条 診療施設を開設した者は、その開設の日から十日以内に、当該施設の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。診療施設を休止され、若しくは廢止し、又は当該施設の所在地を変更したときもまた同様とする。

(廣告の制限)

第二十三条 獣医師は、その業務に関する事務は、学位、称号又は専門科名の外は、その技能、療法又は経験に關する事項を廣告してはならない。

第五章 獣医師免許審議会

(設置)

第二十四条 獣医師國家試験に関する事務その他この法律によりその権限に屬させられた事項を處理させるため、農林省は獣医師免許審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(委員)

第二十五条 審議会は、獣医師であつて左の各号の一に該当するものにつき農林大臣が委嘱する二十五人の委員で組織する。

一 獣医師が組織する團体を代表する者
二 学識経験がある者
三 関係行政廳の職員

2 農林大臣は、前項の規定により審議会の委員を委嘱するときは、あらかじめ、省令で定める獣医師が組織する團体の意見をきかなければならぬ。

3 第二十六条 審議会の委員の任期、報酬及び旅費その他この法律に規定するものの外審議会に関して必要な事項は、政令で定める。

4 第二十條第一項の規定に違反して診療簿又は検索簿の記載を怠つた者

5 第二十九條第二項の規定に違反して診断書、出生證明書、死産證明書又は検案書の交付を拒んだ者

6 第二十條第三項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

7 第二十二条又は附則第三項の規定に違反して診療施設の開設、休止若しくは廢止又はその所在地の変更を届け出なかつた者

8 第二十三條の規定に違反して廣告をした者

9 第五條第二項の規定は、前項に規定する者の免許に適用する。

10 旧法第十二條の規定によつてした獣医師の免許の取消又は業務の停止の処分は、第八條の規定によつてしたものとみなす。

11 この法律施行の際、獣医師法等の臨時特例に関する法律第一條の規定によつて、獸医手の免許を受けていたものであつて、現に同法第二條の規定によつて業務として家畜の疾病に対する診療を行つてゐるものは、この法律施行の日から一年間を限り、農林大臣の定めるところにより、第十七條の規定にかかる

三 第十九條第二項の規定に違反して診断書、出生證明書、死産證明書又は検案書の交付を拒んだ者

4 第二十條第一項の規定に違反して診療簿又は検索簿を三年間

5 昭和二十五年三月三十一日までに旧法第一條第二項各号の一に該当する資格を得た者は、昭和二十五年六月三十日までは、獣医師國家試験に合格しないでも、この法律の規定に従い、獣医師の免許を受けることができる。

6 第二十條第三項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

7 前項に規定する者であつて自己の責に帰せられない事由により昭和二十五年六月三十日までに同項の規定により獣医師の免許を受けたことができなかつた者は、その期間経過後でも昭和二十八年十二月三十一日までは、同項に準じ獸医師の免許を受けることができる。

8 第二十九條の規定に違反して獸医師は、一年以下の懲役若しくは五万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

9 第二十九條左の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

10 第二條の規定に違反して獸医師又はこれに紛らわしい名称を用いた者は

11 第二十九條の規定に違反して診断書、出生證明書、死産證明書若しくは検案書を交付し、又は劇薬若しくは生物学的製剤の投與若しくは処方をした者

5 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、この法律施行後でも、なお從前の例による。

6 昭和二十五年三月三十一日までに旧法第一條第二項各号の一に該当する資格を得た者は、昭和二十五年六月三十日までは、獣医手に準用する。

7 前項に規定する者は、家畜傳染病予防法(大正十一年法律第二十九号)、飼業取締法(昭和二十三年法律第二百二十三号)及び乗車法(昭和二十三年法律第二百九十七号)の適用については、獣医師とみます。

8 この法律施行の際旧法附則第五項の規定により効力を有する獸医師免狀は、この法律施行後でも、なおその効力を有する。

9 農林大臣は、申請により、仮免狀の有効期間を更新することができます。

10 この法律の規定は、第十一項の仮免狀を有する者に準用する。

11 12 第二十六号(第九十八條の規定により旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校として存続した学校で審議会が認めたもの

13 14 第二十六号(第九十八條の規定により旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校として存続した学校で審議会が認めたもの

15 16 第二十九條の規定によつてした獣医師の免許を受けていた者であつて、四年以上獣医師としての経験があるものは、第十二條の規定にかかる

17 18 第二十九條の規定によつて獣医手の免許を受けていたものであつて、現に同法第二條の規定によつて業務として家畜の疾患に対する診療を行つてゐるものは、この法律施行の日から一年間を限り、旧法第二條第二号の獸医師試験を受けて合格したときは、この法律の附則第六項の規定に

少年法（昭和二十三年法律第六百六十八号）の一部を次のように改正する。

〔観察官〕を「保護觀察官」に「保護委員」を「司法保護委員」に改める。

第三條を次のよう改める。

〔審判に付すべき少年〕

第三條 次に掲げる少年は、これを家庭裁判所の審判に付する。

一 罪を犯した少年

二 十四歳に満たないで刑法法令に触れる行爲をした少年

三 一次に掲げる事由があつて、その性格又は環境に照して、将来、罪を犯し、又は刑法法令に触れる行爲をする虞のある少年

四 保険者の正当な監督に服しない性癖のあること。

五 不當の理由がなく家庭に寄り附かないこと。

六 犯罪性のある人若しくは不道徳な人と交際し、又はいかがわしい場所に出入すること。

七 自己又は他人の尊厳を害する行爲をする性癖のあること。

八 保険者の正当な監督に服しない性癖のあること。

九 不當の理由がなく家庭に寄り附かないこと。

十 犯罪性のある人若しくは不道徳な人と交際し、又はいかがわしい場所に出入すること。

十一 自己又は他人の尊厳を害する行爲をする性癖のあること。

十二 保険者の正当な監督に服しない性癖のあること。

十三 不當の理由がなく家庭に寄り附かないこと。

十四 保険者の正当な監督に服しない性癖のあること。

十五 不當の理由がなく家庭に寄り附かうこと。

十六 保険者の正当な監督に服しない性癖のあること。

十七 不當の理由がなく家庭に寄り附かること。

十八 保険者の正当な監督に服しない性癖のあること。

十九 不當の理由がなく家庭に寄り附かること。

二十 不當の理由がなく家庭に寄り附かること。

二十一 不當の理由がなく家庭に寄り附かること。

二十二 不當の理由がなく家庭に寄り附かること。

二十三 不當の理由がなく家庭に寄り附かること。

二十四 不當の理由がなく家庭に寄り附かること。

二十五 不當の理由がなく家庭に寄り附かること。

二十六 不當の理由がなく家庭に寄り附かること。

二十七 不當の理由がなく家庭に寄り附かること。

先ず児童福祉法（昭和二十二年法律第六百六十四号）による措置にゆだねるのが適当であると認めると

ときは、その少年を直接児童相談所に通告することができる。

第三條を次のよう改める。

〔保護觀察官〕を「司法保護委員」に改める。

第三條 次に掲げる少年は、これを家庭裁判所の審判に付する。

一 罪を犯した少年

二 十四歳に満たないで刑法法令に触れる行爲を組成した物

三 刑罰法令に触れる行爲を組成した物

四 刑罰法令に触れる行爲に供給した物

五 刑罰法令に触れる行爲から生じ、若しくはこれによつて得た物

六 刑罰法令に触れる行爲の報酬として得た物

七 又は供給した物

八 前号に記載した物の対價として得た物

九 物又は刑罰法令に触れる行爲の報酬として得た物

十 前号に記載した物の対價として得た物

十一 前号に記載した物の対價として得た物

十二 前号に記載した物の対價として得た物

十三 前号に記載した物の対價として得た物

十四 前号に記載した物の対價として得た物

十五 前号に記載した物の対價として得た物

十六 前号に記載した物の対價として得た物

十七 前号に記載した物の対價として得た物

十八 前号に記載した物の対價として得た物

十九 前号に記載した物の対價として得た物

二十 前号に記載した物の対價として得た物

二十一 前号に記載した物の対價として得た物

二十二 前号に記載した物の対價として得た物

二十三 前号に記載した物の対價として得た物

二十四 前号に記載した物の対價として得た物

二十五 前号に記載した物の対價として得た物

二十六 前号に記載した物の対價として得た物

二十七 前号に記載した物の対價として得た物

十九條、第二十三條第二項又は前條第一項の決定をする場合には、法定をもつて、次に掲げる物を没収することができる。

一 刑罰法令に触れる行爲を組成した物

二 刑罰法令に触れる行爲に供給した物

三 刑罰法令に触れる行爲から生じ、若しくはこれによつて得た物

四 前号に記載した物の対價として得た物

五 前号に記載した物の対價として得た物

六 前号に記載した物の対價として得た物

七 前号に記載した物の対價として得た物

八 前号に記載した物の対價として得た物

九 前号に記載した物の対價として得た物

十 前号に記載した物の対價として得た物

十一 前号に記載した物の対價として得た物

十二 前号に記載した物の対價として得た物

十三 前号に記載した物の対價として得た物

十四 前号に記載した物の対價として得た物

十五 前号に記載した物の対價として得た物

十六 前号に記載した物の対價として得た物

十七 前号に記載した物の対價として得た物

十八 前号に記載した物の対價として得た物

十九 前号に記載した物の対價として得た物

二十 前号に記載した物の対價として得た物

二十一 前号に記載した物の対價として得た物

二十二 前号に記載した物の対價として得た物

二十三 前号に記載した物の対價として得た物

二十四 前号に記載した物の対價として得た物

二十五 前号に記載した物の対價として得た物

二十六 前号に記載した物の対價として得た物

二十七 前号に記載した物の対價として得た物

第三十一條第一項中「及び参考人」を「参考人及び前導を委託された者」に改める。

第三十七條第一項第四号中「第六十條の罪」の下に「及び第三十條第

一項に關する第六十二條第二項の罪」を加え、同号の次に次の二号を加える。

一 刑罰法令に触れる行爲を組成した物

二 刑罰法令に触れる行爲に供給した物

三 刑罰法令に触れる行爲から生じ、若しくはこれによつて得た物

四 前号に記載した物の対價として得た物

五 前号に記載した物の対價として得た物

六 前号に記載した物の対價として得た物

七 前号に記載した物の対價として得た物

八 前号に記載した物の対價として得た物

九 前号に記載した物の対價として得た物

十 前号に記載した物の対價として得た物

十一 前号に記載した物の対價として得た物

十二 前号に記載した物の対價として得た物

十三 前号に記載した物の対價として得た物

十四 前号に記載した物の対價として得た物

十五 前号に記載した物の対價として得た物

十六 前号に記載した物の対價として得た物

十七 前号に記載した物の対價として得た物

十八 前号に記載した物の対價として得た物

十九 前号に記載した物の対價として得た物

二十 前号に記載した物の対價として得た物

二十一 前号に記載した物の対價として得た物

二十二 前号に記載した物の対價として得た物

二十三 前号に記載した物の対價として得た物

二十四 前号に記載した物の対價として得た物

二十五 前号に記載した物の対價として得た物

二十六 前号に記載した物の対價として得た物

二十七 前号に記載した物の対價として得た物

第二十一條を次のよう改める。

第二十一條 少年観護所の施設が十分でないため、特に必要があると

ときは、昭和二十六年三月三十一日までの間、少年院又は拘置監の特

に區別した場所を少年観護所に充てることができる。但し、拘置監

の區別した場所を充てた場合には、少年院又は拘置監の施設の運営するものとの限り、収容するものとする。

2 稚童少年院の施設の能力が十分でないため、特に必要があるときは、昭和二十六年三月三十一日までの間、少年を収容する監獄の特に区別した場所を特別少年院に充てることとする。

3 女子の医療少年院の施設が十分でないため、特に必要があるときは、前項の日までの間、男子の医療少年院を特に区分して、男女別に収容することができる。

この法律は、公布の日から施行する。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

検察監法（昭和二十二年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第十五條第一項中「その任免は、」の下に「内閣が行い、」を加え、同條第三項を削る。

第十八條第二項第一号中「高等試験」を「裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第六十六條第一項の試験」に改め、同項及び第四項中「副検事選考委員会」を「副検事選考審査会」に改める。

第十九條第一項第三号中「法務廳の各長官」を「法務府の各長官」に、「法務廳事務官、法務廳教官」を「法務府事務官、法務府教官」に改め、同項第五号を削り、同條第三項中「第三号乃至第五号」を「第三号及び第四号」に改める。

第二十三條第一項中「検察官適格審査委員会の議決及び法務総裁の勧告を経て、」を「検察総長、次長検事及び検事長について、」は、検察官適格審査委員会の議決及び法務総裁の勧告を経て、検事及び副検事については、檢察官適格審査会の議決を経て、「」に、同條第二項から第五項まで中「検察官適格審査委員会」を「検察官適格審査会」に、同條第三項中「当該検察官の罷免の勧告を行ななければならぬ。」を「検事総長、次長検事及び検事長については、当該検察官の罷免の勧告を行い、検事及び副検事については、これを罷免しなければならない。」に、同條第四項中「法務廳の官吏」を「法務府の官吏」に、同條第五項中「前四項」を「前七項」に改め、同條第四項の次に次の三項を加える。

検察官適格審査会に、委員一名につきそれぞれ一名の予備委員を置く。

各委員の予備委員は、それぞれその委員と同一の資格のある者の中から、これを選任する。但し、予備委員となる國會議員は、それぞれ衆議院及び參議院においてこそ選出する。

委員に事故のあるときは、又は委員が欠けたときは、その予備委員が、その職務を行う。

第二十九條中「予算の範囲内において」を「別に法律で」に改める。第三十條削除。

第三十條を次のように改める。

第三十條削除。

第三十條の前に次の一條を加える。

第三十二條の二 この法律第十五條、第十八條乃至第二十條及び第二十二條乃至第二十五條の規定は、國家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）附則第十三條の規定により、検察官の職務と責任の特殊性に基いて、同法の特例を定めたものとする。

第三十七條第二項中「考試を経た同條第二項から第五項まで中「検察官適格審査委員会」を「検察官適格審査会」に、同條第三項中「当該検察官の罷免の勧告を行ななければならぬ。」を「検事総長、次長検事及び検事長については、当該検察官の罷免の勧告を行い、検事及び副検事については、これを罷免しなければならない。」に、同條第四項中「法務廳の官吏」を「法務府の官吏」に、同條第五項中「前四項」を「前七項」に改め、同條第四項の次に次の三項を加える。

規定の適用については、外地弁護士の在職の年数が三年以上になるもの又は外地弁護士及び弁護士の在職の年数が通じて三年以上になるものは、その三年に達した時、朝鮮弁護士による弁護士試補として一年六箇月以上の実務修習を終え考試を経たものは、その考試を経た時に、それぞれ司法修習生の修習を終えたものとみなす。

規定期は、昭和二十四年六月一日から施行する。

第三百六條中第一号を第三号とし、第三号を第二号とする。

第三百八條を第三百九條とし、第三百九條中但書を削り、同條を三百八條とする。

第二條 民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）の一部を次のよう改正する。

第五百七十條第一項第六号を次のように改める。

第六 第六百十八條第一項第五號及び第六號ニ掲タル收入ニシテ差押ヲ受ケサル金額但シ差押ヨリ次期ノ收入ノ支拂マテノ日數ニ應シテ之ヲ計算ス

この法律施行前における法務廳の各長官、法務廳事務官及び法務廳教官の在職は、第十九條の規定に該当した者については、なお從前

の適用については、それぞれ法務廳の適用による。

第六百八十八條第二項中「一ヶ年間ニ及ク可キ總額ノ四分ノ三ヲ超過スル部分ニ限リ」を「其支拂期ニ及クヘキ金額ノ四分ノ一ニ限リ」と改まる。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

民法等の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

第六百八十八條第二項第一項第五號及び第六號ニ掲タル收入ニシテ差押ヨリ次期ノ收入ノ支拂マテノ日數ニ應シテ之ヲ計算ス

この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

公証人法等の一部を改正する法律案

公証人法等の一部を改正する法律案

公証人法等の一部を改正する法律案

公証人法等の一部を改正する法律案

公証人法等の一部を改正する法律案

〔小字は衆議院修正〕

朝鮮弁護士令（昭和十一年制令第四号）、台灣弁護士令（昭和十年令第七号）又は閩東州弁護士令（昭和十一年勅令第十六号）による弁護士（以下外地弁護士と称する。）の職在つたときは、第十八條の

律第五十三号）の一部を次のよう改正する。

「地方裁判所」を「法務局又は地方法務局」に、「地方裁判所長」を「法務局又は地方法務局」長に、「所屬地方裁判所」を「其ノ所屬スル法務局又は地方法務局」に、「所屬地方裁判所長」を「其ノ所屬スル法務局又は地方法務局」長に改める。

第七條第三項中「勅令」を「政令」に改める。

第八條を次のよう改める。

第八條 法務局若ハ地方法務局又ハ其ノ支局ノ管轄区域内ニ公證人ナキ場合又ハ公證人其ノ職務ヲ行フコト能ハサル場合ニ於テハ法務局若ハ地方法務局又ハ其ノ支局ニ勤務スル法務府事務官ヲシテ管轄區域内ニ於テ公證人ノ職務ヲ行ハシムルコトヲ得

第九條中「事務ヲ取扱フ判事又ハ裁判所書記」を「職務ヲ行フ法務府事務官」に改める。

第十條第一項但書を削り、同條第二項を次のよう改める。

各法務局又ハ地方法務局ニ所屬スル公證人ノ員數ハ法務局若ハ地方法務局又ハ其ノ支局ノ管轄區域每ニ法務總裁之ヲ定ム

第十三條 裁判官（簡易裁判所判事ヲ除ク）、檢察官副檢事ヲ除ク）又ハ辯護士タルノ資格ヲ有スル者ハ試験及實務修習ヲ經ヌテ公證人ニ任セラルロドツ

得多年法務ニ就ハリ公證人ノ職

務ニ必要ナル學識經驗ヲ有スル者ニシテ公證人審査會ノ選考ヲ經タル者亦同シ

第十四條第四項中「懲戒ノ處分」を「罷免ノ裁判ヲ受ケタル者、懲戒ノ處分」、「免官、免職」を「罷免、免官、免職」に改める。

第十五條第二項中「所屬地方裁判所ヲ管轄スル控訴院ニ於ケル懲戒委員會」を「公證人審査會」に改める。

第十九條第二項を次のよう改める。

身元保證金ノ額ハ政令ヲ以テ之

第二十四條第一項中「鑑生」を

「書記」に改める。

第二十五條第一項中「又ハ豫審判事」を削る。

第二十八條第二項を次のよう改め、同條第三項中「法律行爲ニ非サル事實ニ付」及び同條第五項を削る。

公證人図託人ノ氏名ヲ知ラス又ハ之面識ナキトキハ官公署ノ作成シタル印鑑證明書ノ提出其ノ他確實ナル方法ニ依リ其ノ人達ナキコト要ス。

第三十二條第二項を次のように改める。

前項ノ證書カ認證ヲ受ケサル私署證書ナルトキハ其ノ證書ノ外

官公署ノ作成シタル印鑑又ハ署名ニ關スル證明書ヲ提出セシメ證書ノ眞正ナルコトヲ證明セシム。

ムルコトヲ要ス但シ當該公證人

ノ保存スル書類ニ依リ證書ノ眞正ナルコト明ナル場合ハ此ノ限

ニ在ラス

第三十四條第三項に次の但書を加え、同項第七号中「筆生」を「書記」に改める。

但シ第三十條第二項ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第三十六條第三項中「及其ノ代理人ノ權限ヲ證スヘキ證書ヲ提出セシメ其ノ權限ヲ證明セシムタルコト」を削り、同條第五号中「第三者ノ許可又ハ同意アリタルコトヲ證スヘキ證書ヲ提出セシメ其ノ許可又ハ同意ヲ證明セシムタルコト」を第三者ノ許可又ハ同意アリタルトキに改め、同條第六号及び第七号を次のよう改める。

六 印鑑證明書ノ提出其ノ他確實ナル方法ニ依リ人連ナキコトヲ證明セシタルトキハ其ノ旨及其ノ事由

七 第三十二條第二項但書ノ場合ハ其ノ旨及其ノ事由

第三十七條第三項中「筆生參」を「毛武參」に改める。

第三十八條第二項中「其ノ文字」を「其ノ字數」に改め、同項及び同條第三項中「図託人又ハ其ノ代理人及立會人」を削る。

第三十九條第四項中「及立會人」、同條第五項中「図託人又ハ其ノ代理人及立會人」及び同條第六項を削る。

第四十條第一項中「図託人又ハ

ハ其ノ代理人及立會人」を削る。

第四十一條第一項を次のよう改め、同條第二項中「図託人又ハ其ノ代理人及立會人」を削る。

官公署ノ證明書、第三者ノ許可又ハ同意ヲ證スヘキ證書其ノ他ノ附屬書類ハ公證人ノ作成シタル證書ニ之ヲ連繰スヘシ但シ図託人ヨリ附屬書類ノ原本ノ還付ヲ請求シタルトキハ其ノ謄本ヲ原本ニ代ヘテ連繰スルコトヲ得

又ハ同意ヲ證スヘキ證書其ノ他ノ附屬書類ハ公證人ノ作成シタル證書ニ之ヲ連繰スヘシ但シ図

署人ヨリ附屬書類ノ原本ノ還付ヲ請求シタルトキハ其ノ謄本ヲ原本ニ代ヘテ連繰スルコトヲ得

又ハ同意ヲ證スヘキ證書其ノ他ノ附屬書類ハ公證人ノ作成シタル證書ニ之ヲ連繰スヘシ但シ図

第十四條第三項」に改める。

第五十五條第一項中「證書」を

「證書」正本若ハ謄本に、同條第二項中「謄本」を「正本文ハ謄本」に改める。

第五十九條中「且」の下に「公證人」を加える。

第六十條中「並第三十九條第五項及第六項」を及第三十九條第五項第二項を削る。

第六十二條ノ四第一項中「市區町村長、警察官吏又ハ領事ノ證明書」を「官公署ノ證明書」に、同條第三項中「第四十一條第二項」を

「第四十一條第一項但書及第二項」に改める。

第六十三條第一項、第六十四條第一項及び第六十七條第一項中「同一區裁判所ノ管轄區域又ハ之隣接スル區裁判所」を同一ノ法務局又ハ地方法務局に改める。

第七十一條第一項中「同一區裁判所」を「同一ノ法務局若ハ地方法務局又ハ其ノ支局」に改める。

第七十三條中「區裁判所」を「法務府事務官」に改める。

第七十四條及び第七十五條を次のように改める。

第八十二條「削除」

第八十三條「公證人勾留セラレ又ハ拘留ノ刑ニ處セラレタルトキハ釋放に至ルマテ當然其ノ職務ヲ停止セラル

法務總裁ハ徵戒事件停職、轉屬又ハ免職ニ該當スルモノト思料スルトキハ懲戒手續結了ニ至ルマテ公證人ノ職務ヲ停止スルコトヲ得

公證人ノ停職ニ關スル規定ハ其ノ職務停止ノ場合ニ之ヲ適用ス

第八十五條を次のように改める。

第八十六條「削除」

第八十七條「公證人ハ法務總裁ノ監督ヲ受ク

第七十八條を次のように改める。

第五十九條第一項中「證書」を

「證書」正本若ハ謄本に、同條第二項中「謄本」を「正本文ハ謄本」に改める。

第五十九條中「且」の下に「公證人」を加える。

第六十條中「並第三十九條第五項及第六項」を及第三十九條第五項第二項を削る。

第六十二條ノ四第一項中「市區町村長、警察官吏又ハ領事ノ證明書」を「官公署ノ證明書」に、同條第三項中「第四十一條第二項」を

「第四十一條第一項但書及第二項」に改める。

第六十三條第一項、第六十四條第一項及び第六十七條第一項中「同一區裁判所ノ管轄區域又ハ之隣接スル區裁判所」を同一ノ法務局又ハ地方法務局に改める。

第七十一條第一項中「同一區裁判所」を「同一ノ法務局若ハ地方法務局又ハ其ノ支局」に改める。

第七十三條中「區裁判所」を「法務府事務官」に改める。

第七十四條及び第七十五條を次のように改める。

第八十二條「削除」

第八十三條「公證人勾留セラレ又ハ拘留ノ刑ニ處セラレタルトキハ釋放に至ルマテ當然其ノ職務ヲ停止セラル

法務總裁ハ徵戒事件停職、轉屬又ハ免職ニ該當スルモノト思料スルトキハ懲戒手續結了ニ至ルマテ公證人ノ職務ヲ停止スルコトヲ得

公證人ノ停職ニ關スル規定ハ其ノ職務停止ノ場合ニ之ヲ適用ス

第八十五條を次のように改める。

第八十六條「削除」

第八十七條「公證人ハ法務總裁ノ監督ヲ受ク

第七十九條を次のように改める。

第五十九條第一項中「證書」を

「證書」正本若ハ謄本に、同條第二項中「謄本」を「正本文ハ謄本」に改める。

第五十九條中「且」の下に「公證人」を加える。

第六十條中「並第三十九條第五項及第六項」を及第三十九條第五項第二項を削る。

第六十二條ノ四第一項中「市區町村長、警察官吏又ハ領事ノ證明書」を「官公署ノ證明書」に、同條第三項中「第四十一條第二項」を

「第四十一條第一項但書及第二項」に改める。

第六十三條第一項、第六十四條第一項及び第六十七條第一項中「同一區裁判所ノ管轄區域又ハ之隣接スル區裁判所」を同一ノ法務局又ハ地方法務局に改める。

第七十一條第一項中「同一區裁判所」を「同一ノ法務局若ハ地方法務局又ハ其ノ支局」に改める。

第七十三條中「區裁判所」を「法務府事務官」に改める。

第七十四條及び第七十五條を次のように改める。

第八十二條「削除」

第八十三條「公證人勾留セラレ又ハ拘留ノ刑ニ處セラレタルトキハ釋放に至ルマテ當然其ノ職務ヲ停止セラル

法務總裁ハ徵戒事件停職、轉屬又ハ免職ニ該當スルモノト思料スルトキハ懲戒手續結了ニ至ルマテ公證人ノ職務ヲ停止スルコトヲ得

公證人ノ停職ニ關スル規定ハ其ノ職務停止ノ場合ニ之ヲ適用ス

第八十五條を次のように改める。

第八十六條「削除」

第八十七條「公證人ハ法務總裁ノ監督ヲ受ク

第七十九條を次のように改める。

第五十九條第一項中「證書」を

「證書」正本若ハ謄本に、同條第二項中「謄本」を「正本文ハ謄本」に改める。

第五十九條中「且」の下に「公證人」を加える。

第六十條中「並第三十九條第五項及第六項」を及第三十九條第五項第二項を削る。

第六十二條ノ四第一項中「市區町村長、警察官吏又ハ領事ノ證明書」を「官公署ノ證明書」に、同條第三項中「第四十一條第二項」を

「第四十一條第一項但書及第二項」に改める。

第六十三條第一項、第六十四條第一項及び第六十七條第一項中「同一區裁判所ノ管轄區域又ハ之隣接スル區裁判所」を同一ノ法務局又ハ地方法務局に改める。

第七十一條第一項中「同一區裁判所」を「同一ノ法務局若ハ地方法務局又ハ其ノ支局」に改める。

第七十三條中「區裁判所」を「法務府事務官」に改める。

第七十四條及び第七十五條を次のように改める。

第八十二條「削除」

第八十三條「公證人勾留セラレ又ハ拘留ノ刑ニ處セラレタルトキハ釋放に至ルマテ當然其ノ職務ヲ停止セラル

法務總裁ハ徵戒事件停職、轉屬又ハ免職ニ該當スルモノト思料スルトキハ懲戒手續結了ニ至ルマテ公證人ノ職務ヲ停止スルコトヲ得

公證人ノ停職ニ關スル規定ハ其ノ職務停止ノ場合ニ之ヲ適用ス

第八十五條を次のように改める。

第八十六條「削除」

第八十七條「公證人ハ法務總裁ノ監督ヲ受ク

2 この法律施行前にした行為に対する過料に関する規定の適用については、なお從前の例による。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

人権擁護委員法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

昭和二十四年五月十二日
衆議院議長 松平恒雄殿
人権擁護委員法案

参議院議長 松平恒雄殿

人権擁護委員法案

（この法律の目的）

第一條 この法律は、國民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及及高揚を図るために、全國に人権擁護委員を置き、これに適用すべき各般の基準を定め、もつて人権の擁護に邁進なきを期することを目的とする。

（委員の任命）

第二條 人権擁護委員は、國民の基本的人権が侵犯されることのない

ように監視し、若し、これが侵犯された場合には、その教諭のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及及高揚に努めることをもつてその使命とする。

（委員の設置区域）

第三條 人権擁護委員は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域に置くものとする。

（委員の定数）

第四條 人権擁護委員の定数は、全國を通じて二万人を越えないものとする。

2 各市町村ごとの人権擁護委員の定数は、その土地の人口、経済、文化その他の事情を考慮し、法務省が定める。

3 第十六條第二項に規定する都道府縣の人権擁護委員協議会連合会は、前項の人権擁護委員の定数につき、法務省に意見を述べることができる。

（委員の性格）

第五條 人権擁護委員には、國家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）は適用されない。

（委員の推薦委嘱）

第六條 人権擁護委員は、法務省が委嘱する。

（委員の推薦委嘱）

前項の法務省の委嘱は、市町

村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が推薦した者の中から、都道府縣知事、當該都道府縣の区域

内の弁護士会及び當該都道府縣人

権擁護委員協議会連合会の意見を

聞いて、行わなければならぬ。

3 市町村長は、法務省に對し、

当該市町村の議会の選挙権を有する住民で、人格識見高く、廣く社会の実情に通じ、人権擁護

について理解のある社会事業家、

教育者、報道新聞の業務に携わる労働者、青年等の團体であつて直

接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する團体の構成員

の中から、その市町村の議会の意

見を開いて、第四條第二項の規定により定められた定数の倍数の者が取り扱われ、人種、信條、性別、社会的身分、門地又は第七條第一項第四号に規定する場合を除く外、政治的意見若しくは政治的所屬關係によつて差別されはならない。

人権擁護委員の推薦及び委嘱に当つては、すべての國民は平等に受けることができる。

（委員の任期）

第九條 人権擁護委員の任期は、二年とする。

（委員の職務執行区域）

第十條 人権擁護委員は、その者を推薦した市町村長の管轄する区域

内において、職務を行ひるものとする。但し、特に必要がある場合に

おいては、その区域外においても、職務を行ひことができる。

（委員の職務）

第十一條 人権擁護委員の職務は、左の通りとする。

一 禁治産者及び准禁治産者

第七條 左の各号の一に該当する者は、人権擁護委員になることはできない。

二 禁治産者及び准禁治産者

二 禁治産者及び准禁治産者

左の各号の一に該当する者は、人権擁護委員になることはできない。

三 人権侵犯事件につき、その救済のため、宣傳をなすこと。

三 人権侵犯事件につき、その救済のため、宣傳をなすこと。

左の各号の一に該当する者は、人権擁護委員になることはできない。

四 貧困者に対する訴訟援助その他の助長に努めること。

四 貧困者に対する訴訟援助その他の助長に努めること。

五 その他人権の擁護に努めること。

五 その他人権の擁護に努めること。

（委員の服務）

第六條 人権擁護委員は、その使

命を自覺し、常に人格識見の向上

とその職務を行ひ上に必要な法律

の知識及び技術の修得に努め、積極的態度をもつてその職務を遂

行しなければならない。

（委員の給與）

第八條 人権擁護委員には、給與を支給しないものとする。

2 人権擁護委員は、その職務を執行するに當つては、関係者の身上、性別、社会的身分、門地又は政治的意見若しくは政治的所屬關係に

よつて、差別的又は優先的な取扱をしてはならない。

人権擁護委員は、その職務を公務上での地位又はその職務の執行を政黨又は政治的目的のために利用してはならない。

（委員の監督）

第十三條 人権擁護委員は、その職務を公務上での地位又はその職務の執行を政黨又は政治的目的のために利用してはならない。

（委員の解説）

第十四條 人権擁護委員は、職務に關して、法務省の指揮監督を受ける。

2 人権擁護委員は、職務に正に行ひのふさわしくない事業を営むことを目的とする会社その他の團體の役職員となつてはならない。

（委員の監督）

第十五條 人権擁護委員は、人権擁護委員が、左の各号の一に該当するに至つたときは、関係都道府縣人権擁護委員協議会連合会の意見を聞き、これを解説することができる。

（委員の解説）

第十六條 人権擁護委員は、職務に關して、法務省の指揮監督を受ける。

（委員の解説）

第十七條 人権擁護委員は、職務に關して、法務省の指揮監督を受ける。

（委員の解説）

第十八條 人権擁護委員は、職務に關して、法務省の指揮監督を受ける。

（委員の解説）

第十九條 人権擁護委員は、職務に關して、法務省の指揮監督を受ける。

（委員の解説）

第二十条 人権擁護委員は、職務に關して、法務省の指揮監督を受ける。

（委員の解説）

第二十一条 人権擁護委員は、職務に關して、法務省の指揮監督を受ける。

（委員の解説）

第二十二条 人権擁護委員は、職務に關して、法務省の指揮監督を受ける。

（委員の解説）

第二十三条 人権擁護委員は、職務に關して、法務省の指揮監督を受ける。

（委員の解説）

第二十四条 人権擁護委員は、職務に關して、法務省の指揮監督を受ける。

（委員の解説）

第二十五条 人権擁護委員は、職務に關して、法務省の指揮監督を受ける。

（委員の解説）

第二十六条 人権擁護委員は、職務に關して、法務省の指揮監督を受ける。

（委員の解説）

第二十七条 人権擁護委員は、職務に關して、法務省の指揮監督を受ける。

（委員の解説）

明され、且つ、弁明の機会が與えられた後でなければ行なうことがで

きない。

(協議会及び同連合会)

第十六條 人権擁護委員は、法務総裁が各都道府県の区域を数個に分けて定める区域ごとに、人権擁護委員協議会を組織する。

2 人権擁護委員協議会は、都道府県ごとに人権擁護委員協議会連合会を組織する。

(協議会の任務)

第十七條 人権擁護委員協議会の任務は、左の通りとする。

1 人権擁護委員の職務に関する連絡及び調整をすること。

2 人権擁護委員の職務に関する必要な資料及び情報の收集をすること。

3 人権擁護委員の職務に関する研究及び意見の発表をするこ

と。

4 人権擁護上必要がある場合

に、関係機関に対し意見を述べること。

5 その他人権擁護上必要と認め

る事項を行うこと。

6 人権擁護委員協議会は、定期的

に、又は必要に應じて、その業績を當該都道府県人権擁護委員協議会連合会に報告しなければならない。

(連合会の任務)

第十八條 都道府県人権擁護委員協議会連合会の任務は、左の通りとする。

1 人権擁護委員協議会の任務に

関する連絡及び調整をすること。

二 人権擁護委員の職務に關し必

要な資料及び情報の收集をす

ること。

三 人権擁護委員の職務に關する

研究及び意見の発表をするこ

と。

四 人権擁護上必要がある場合

に、関係機関に対し意見を述べ

ること。

五 その他人権擁護上必要と認め

る事項を行なうこと。

(委員の表彰)

第十九條 法務総裁は、人権擁護委員、人権擁護委員協議会又は都道府縣人権擁護委員協議会連合会

員、人権擁護委員協議会又は都道府縣人権擁護委員協議会連合会が、職務上特別な功勞があると認めるときは、これを表彰し、その業績を一般に周知せしめることに、關係機関に対し意見を述べること。

四 人権擁護上必要がある場合

に、關係機関に対し意見を述べること。

五 その他人権擁護上必要と認め

る事項を行うこと。

六 人権擁護委員協議会は、定期的

に、又は必要に應じて、その業績

を當該都道府縣人権擁護委員協議会連合会に報告しなければならない。

(連合会の任務)

第一條 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

2 人権擁護委員令(昭和二十三年政令第六十八号)は、廢止する。

3 この法律施行の際、現に人権擁護委員による人権擁護委員の職にある者は、この法律の規定によ

り人権擁護委員を委嘱されたものとみなし、その任期は、この法律

とみなし、その任期は、この法律

とみなし、その任期は、この法律

とみなし、その任期は、この法律

施行の日から起算するものとす

る。

4 法務総裁は、都道府縣人権擁護委員協議会連合会が組織せられるまでは、第六條第二項又は第十五

條第一項の規定にかかるらず、都道府縣人権擁護委員協議会連合会

の意見を聞かずに、人権擁護委員の指置に任命した方が適當である。

5 委員会におきましては各委員より熱心な質疑が出たのでござりますが、その詳細については省略させて頂きま

す。委員会におきましては各委員より熱心な質疑が出たのでござりますが、その詳細については省略させて頂きま

ので、この際覚書の趣旨の通り新聞紙法、出版法を正式に廃止することにいた

たし、尙、予約出版法中の出版法を授

けたときに限りこれを取扱うことについ

たし、處犯少年中十四歳以上の者で

も、警察職員又は保護者の判断でこれ

を児童福祉法の措置に任じた方が適当

であると認めるときには、その少年を

直接児童相談所に通告される少年に

ついて、たゞ、その行動の自由を制

限し、又はその自由を奪うような強制

的な措置をとることが必要である場合

も予想されますが、かかる場合、現行

法では、都道府縣知事又は児童相談所

長は、親権又は親権的措置の範囲とし

て認められる場合以外は強制力を用い

ることができます。この事件

に提出の犯罪者予防更生法案との間に

も調整を要する点があり、更に少年保

護事件の身柄の取扱、証拠品の処理等

に調整を要する個所があり、又今国会

において法の不備を補正する必要が認

められますので、これららの点を改正す

るために本改正法が立案せられたので

ござります。改正の主な点は、先ず少年

院法との関係においては、家庭裁判所

の決定の執行権のある者として少年裁判所又は少年院の職員である法務教官も加えることに改め、児童福祉法と

の関係においては、家庭裁判所と都道

府縣知事又は児童相談所長との権限も

明確にしまして、紛糾を防ぐために、先

ず十四歳未満の者は、虚犯少年たると

いふに至つたのでござります。その

間、一昨年の刑法の一部改正の際、猥

罪の刑は相当厳しくなり、又名譽毀

損罪の規定が改正せられて、從來の新

紙法、出版法中に規定されておりました

が、その効力を停止した状態に置いた

い。この法律施行の際、現に人権擁護委員による人権擁護委員の職にある者は、この法律の規定によ

り人権擁護委員を委嘱されたものとみな

し、その任期は、この法律

とみなし、その任期は、この法律

に限り引き收容して置くことができる旨の規定を設けたのでございます。尚、刑法では、犯罪の組成事件、供用物件等の没収の規定があるのでござりますが、家庭裁判所が少年の保護事件について処分を決定する場合に、それらのものを没収することができる規定がないので、今までには任意に放棄せざるというような方法で処理して來たのでございますが、どうもひつたりしませんので、今度それを法律上没収できる規定を新設いたしました。

以上が本改正法の内容でござります。委員会におきましては慎重審議いたし、各委員より熱心な質疑が出ましたが、これは速記録に譲りまして、討論は省略の上、採決の結果、満場一致可決すべきものとされたのでございました。

次に少年院法の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会におきましての審議の経過並びに結果について御報告申上げます。

現行少年院法によれば、初等少年院は十四歳未満の少年もこれを收容することができます。そこで、この点を改定いたしました。

次に少年院法によれば、初等少年院は十四歳未満の少年を十四歳以上の少年と一緒に取扱うのは適切でないので、このようない少年はすべて児童福祉法による施設に入ることにして、少年院には收容しないことに改め、次に現在少年観護所の施設が十分でなく、少年院の出張所や少年院の施設の一部を應急的に充強化と整備の完了を予定されますところの昭和二十六年三月三十一日ま

で、即ち、一般的拘置監の特に区別した場所を少年観護所に充て、犯罪少年であつて逃亡の虞のある者のみを收容することに改めたのが本改正法案の内容であります。衆議院におきまして修正されましたのは、特別少年院、これは犯罪的傾向の進んだ十八歳以上二十三歳未満の者を收容するところであります。これが只今のところ全国にただ一ヶ所福島市の東北少年院だけござりますので、その特別少年院及び女子の医療少年院の施設が不十分な点に留意しまして、昭和二十六年三月三十一日まで趣急的に、特別少年院の方は少年刑務所の特に区別した場所を、又女子の医療少年院として男子の医療少年院の特に区別した場所をこれに充てるよう修正されたりました。委員会におきましては各委員より熱心な質疑があり、慎重審議いたしましたのでございました。かくて討論は省略の上、原案及び衆議院の修正点につき一括して採決の結果、満場一致を以て可決すべきものと決定いたしました。

次には検察廳法の一部を改正する法律案の法務委員会における審議の経過と併びに結果につきまして御報告申上げます。

本改正法案は先ず第一に検察廳法と國家公務員法との調整を図つたことであります。即ち本年一月八日人事院規則第一の三が施行になりました。國家公務員の任免に関する國家公務員法第五十五條、第六十一条の規定が一般の検察官の任免により當初適用されることになりました。本改正法案は、先ず現行民法第三百三十九条、同法により當初適用されることになりました。

所を少年観護所に充て、犯罪少年である旨の規定を設けたのでござりますが、家庭裁判所が少年の保護事件について処分を決定する場合に、それらのものを没収することができる規定がないので、今までには任意に放棄せざるというような方法で処理して來たのでございますが、どうもひつたりしませんので、今度それを法律上没収できる規定を新設いたしました。

以上が本改正法の内容でござります。委員会におきましては慎重審議いたし、各委員より熱心な質疑が出ましたが、これは速記録に譲りまして、討論は省略の上、採決の結果、満場一致可決すべきものとされたのでございました。

次に少年院法の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会におきましての審議の経過並びに結果について御報告申上げます。

現行少年院法によれば、初等少年院は十四歳未満の少年もこれを收容することができます。そこで、この点を改定いたしました。

次に少年院法によれば、初等少年院は十四歳未満の少年を十四歳以上の少年と一緒に取扱うのは適切でないので、このようない少年はすべて児童福祉法による施設に入ることにして、少年院には收容しないことに改め、次に現在少年観護所の施設が十分でなく、少年院の出張所や少年院の施設の一部を應急的に充強化と整備の完了を予定されますところの昭和二十六年三月三十一日ま

で、即ち、一般的拘置監の特に区別した場所を少年観護所に充て、犯罪少年であつて逃亡の虞のある者のみを收容することに改めたのが本改正法案の内容であります。衆議院におきまして修正されましたのは、特別少年院、これは犯罪的傾向の進んだ十八歳以上二十三歳未満の者を收容するところであります。これが只今のところ全国にただ一ヶ所福島市の東北少年院だけござりますので、その特別少年院及び女子の医療少年院の施設が不十分な点に留意しまして、昭和二十六年三月三十一日まで趣急的に、特別少年院の方は少年刑務所の特に区別した場所を、又女子の医療少年院として男子の医療少年院の特に区別した場所をこれに充てるよう修正されたりました。委員会におきましては各委員より熱心な質疑があり、慎重審議いたしましたのでございました。かくて討論は省略の上、原案及び衆議院の修正点につき一括して採決の結果、満場一致を以て可決すべきものと決定いたしました。

次には検察廳法の一部を改正する法律案の法務委員会における審議の経過と併びに結果につきまして御報告申上げます。

本改正法案は先ず第一に検察廳法と國家公務員法との調整を図つたことであります。即ち本年一月八日人事院規則第一の三が施行になりました。國家公務員の任免に関する國家公務員法第五十五條、第六十一条の規定が一般の検察官の任免により當初適用されることになりました。

所を少年観護所に充て、犯罪少年である旨の規定を設けたのでござりますが、家庭裁判所が少年の保護事件について処分を決定する場合に、それらのものを没収することができる規定がないので、今までには任意に放棄せざるというような方法で処理して來たのでございますが、どうもひつたりしませんので、今度それを法律上没収できる規定を新設いたしました。

以上が本改正法の内容でござります。委員会におきましては慎重審議いたし、各委員より熱心な質疑が出ましたが、これは速記録に譲りまして、討論は省略の上、採決の結果、満場一致可決すべきものとされたのでございました。

次に少年院法の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会におきましての審議の経過並びに結果について御報告申上げます。

現行法では雇人はその受くべき最後の給料を行なうことになりますので、検察廳の費用と雇人の給料との順位を入れ替えて、これに相應した條文の整理を行なうと改めました。又三級官吏の退進について改めました。三級官吏の退進に関する権限の委任、検察事務官等の支部勤務令等に関する検察廳法の規定は、國家公務員法第五十五條第二項にその旨の規定がありますので、これを削り、又検察官の職務と責任の特殊性に鑑みて、その任免につき國家公務員法と異なる取扱をする必要があるりますので、その任免手続、任用資格等に関する從來の検察廳法の規定は特例であるということを明記いたしました。次に検察廳法第二十三條の検察官適格審査会に予備委員を置くことは政令で定められておりましたが、この法律中に規定することが適當と認められましたので、各委員に對應した資格の予備委員を置くことになつたのでございました。その他、弁護士たる資格を有する者で朝鮮、台灣、閩東州で弁護士をしていた人々について、在職三年以上の者には検事となる資格を與える規定を新設いたしました。以上が本法案の内容の主なる点であります。委員会におきましては慎重に審議いたし、規定を新設いたしました。かくて速記録により御了承願うことにいたしました。

次に民法等の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審議の経過及び結果について御報告いたしました。

本改正法案は、先ず現行民法第三百三十九条、同法により當初適用されることになりました。

六月、一般の先取特権の順位について、法の方もそのように改め、ただ検事総長、次長検事及び検事長は認証官である旨の規定を設けたのでござりますが、家庭裁判所が少年の保護事件について処分を決定する場合に、それらのものを没収することができる規定がないので、今までには任意に放棄せざるというような方法で処理して來たのでございますが、どうもひつたりしませんので、今度それを法律上没収できる規定を新設いたしました。

以上が本改正法の内容でござります。委員会におきましては慎重審議いたし、各委員より熱心な質疑が出ましたが、これは速記録に譲りまして、討論は省略の上、採決の結果、満場一致を以て可決すべきものと決定されました。

次に公証人法等の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会における審議の経過並びに結果について申上げます。

今般國会に法務廳設置法等の一部を改正する法律案が提出せられ、法務廳の機構改組が予定せられております。その内容は、先ず第一に、右関係規定を整備する必要に迫られ、本法案の提出を見るに至つたのでございま

することができるが、このような者は任用するのには当分の間であつて、尙そ上、法務局、地方法務局、又はその支局の管轄区域内に公証人のない場合、又は公証人があつてもその職務を行ふことができない場合に限るものとの制限を付することに修正いたし、尙、本法第五十一条の公証人罷免理由の一つとして、公証人が年齢七十歳に達したときと、いいう項目を加え、又公証手続簡素化の見地から二三の手続規定を修正いたしました。その他の質疑應答の要旨につきましては速記録によつて御了承願うことにいたします。討論は省略の上、採決いたしましたが、その結果、委員会の修正案及び原案の修正部分を除くその他の部分全部につきましては全会一致を以て可決すして、いざれも全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。

最後に人権擁護委員法案でございま

すが、この法務委員会におきましての審議の経過並びに結果について御報告申上げます。

從來法務廳設置法第十三條に基きまして、昭和二十四年政令第六百六十八号により全國に百五十人の人権擁護委員を設けまして、これらの委員は現在人権擁護局の事務を補助し、活動しておられる法律案において右の第十三條が改正され、政令で定める根拠がなくなりましたのでござりますが、今国会に提出されたました法務廳設置法の一部を改正する規定を定め、尙、政令當時よりはその規模を拡張することになつたのでござります。本法の要点について申しますならば、人権擁護委員は國民の基本的個人権が侵犯されることのない

ように監視し、若しこれが侵犯された場合には、その救済のため速かに適切な処置をとり、常に自由人権思想の普及及高揚に努めることをその使命とするもので、委員は各市町村の区域ごとに置き、その数は全國を通じて二万人以内、その選任は市町村長が社会事業家、教育者等、適當と認められる一般民間人の中から、その市町村議会の意見を聽いて定員の倍数を推薦し、法務裁がその中から都道府縣知事、弁護士会等の意見を聽いて委嘱いたすことになります。任期は二年で、給料は支給いたしませんけれども、実費の弁償はいたすことになつております。尙、委員は一般民間人なる関係から、國家公務員法の適用は受けませんが、刑法上は公務員として取扱を受け、法務廳設置の監督を受けることになります。その他、都道府縣内に数個の人権擁護委員協議会が設けられ、又都道府縣ごとにその連合会が置かれることがあります。委員会におきましては慎重に審議いたしましたが、幾多の質疑中特に注意すべきものとしましては、人権擁護委員がボス化し、その職権を悪用する虞れがないかとの質疑に対し、政府委員は法の運用において十分かかる点は注意することとございました。その他の質疑につきましては速記録を御覧願うことにしておきました。討論は省略の上、採決いたしましたところ、満場一致で可決すべきものと決定いたしました。以上を以て報告いたしました。(拍手)

○副議長(松崎喜作君) 別に御発言も申出がありました。いづれも許可する

ことと御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(松崎喜作君) 次に公証人法等の一部を改正する法律案全部を起立を請います。

〔総員起立〕

起立を請います。

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。

よつて國会法第八十三條により回付する。

昭和二十四年五月十六日

〔衆議院議長 岡原喜重郎〕

〔衆議院議長 松平恒雄殿〕

○議長(松平恒雄君) 日程第一、学校教育法の一部を改正する法律案、提出、衆議院回付) を議題といたします。

案

案

案

案

案

案

案

案

○議長(松平恒雄君) 本件は、教育法の一部を改正する法律案(内閣事件)を議題といたします。本件は発表者小林勝馬君外十九名より委員会審査省略の要求書が提出されておりました。発議者要求の通り委員会の審査を

了。発議者要求の通り委員会の審査に入ることに御異議ございませんか。

案

案

案

案

案

案

案

案

○議長(松平恒雄君) 本件は、学校教育法の一部を改正する法律案(内閣事件)を議題といたします。本件は発表者小林勝馬君外十九名より委員会審査省略の要求書が提出されておりました。発議者要求の通り委員会の審査に入ることに御異議ございませんか。

案

案

案

案

案

案

案

案

○議長(松平恒雄君) 本件は、学校教育法の一部を改正する法律案(内閣事件)を議題といたします。本件は発表者小林勝馬君外十九名より委員会審査省略の要求書が提出されておりました。発議者要求の通り委員会の審査に入ることに御異議ございませんか。

案

案

案

案

案

案

案

案

○議長(松平恒雄君) 本件は、学校教育法の一部を改正する法律案(内閣事件)を議題といたします。本件は発表者小林勝馬君外十九名より委員会審査省略の要求書が提出されておりました。発議者要求の通り委員会の審査に入ることに御異議ございませんか。

案

案

案

案

案

案

案

案

○議長(松平恒雄君) 本件は、学校教育法の一部を改正する法律案(内閣事件)を議題といたします。本件は発表者小林勝馬君外十九名より委員会審査省略の要求書が提出されておりました。発議者要求の通り委員会の審査に入ることに御異議ございませんか。

案

案

案

案

案

案

案

案

○議長(松平恒雄君) 本件は、学校教育法の一部を改正する法律案(内閣事件)を議題といたします。本件は発表者小林勝馬君外十九名より委員会審査省略の要求書が提出されておりました。発議者要求の通り委員会の審査に入ることに御異議ございませんか。

案

案

案

案

案

案

案

案

○議長(松平恒雄君) 本件は、学校教育法の一部を改正する法律案(内閣事件)を議題といたします。本件は発表者小林勝馬君外十九名より委員会審査省略の要求書が提出されておりました。発議者要求の通り委員会の審査に入ることに御異議ございませんか。

案

案

案

案

案

案

案

案

○議長(松平恒雄君) 本件は、学校教育法の一部を改正する法律案(内閣事件)を議題といたします。本件は発表者小林勝馬君外十九名より委員会審査省略の要求書が提出されておりました。発議者要求の通り委員会の審査に入ることに御異議ございませんか。

案

案

案

案

案

案

案

案

○議長(松平恒雄君) 本件は、学校教育法の一部を改正する法律案(内閣事件)を議題といたします。本件は発表者小林勝馬君外十九名より委員会審査省略の要求書が提出されておりました。発議者要求の通り委員会の審査に入ることに御異議ございませんか。

案

案

案

案

案

案

案

案

本の各競技団体の復帰を勧告し、日本のオリンピック大会参加への端緒をひらいたことは、スポーツ振興のため誠に喜ぶべきことであつて、われらは、ここに、國民を代表して深甚な感謝の意を捧げるものである。

政府は、この機会に、スポーツの民主的運営について具体的の方針を樹立し、その育成振興のため適切な方途を講すべきである。

右決議する。

〔安達良助君登壇、拍手〕

○安達良助君 只今就題となりましたスポーツ振興に関する決議案の発議者を代表いたしまして、簡単に趣旨の弁明をいたします。

先ず先に決議案の朗説をいたしま

す。

スポーツ振興に関する決議案の発議者は、新日本を建設する國民の健全な筋力と体力とを養成し、且つ、國際市民としての教養と品格とを高めるために欠くことのできない緊要事である。

今般、國際オリンピック実行委員会が、各國際競技団体に對して、日本各競技団体の復帰を勧告し、日本オリムピック大会参加への端緒をひらいたことは、スポーツ振興のため誠に喜ぶべきことであつて、われらは、ここに、國民を代表して深甚な感謝の意を捧げるものである。政府は、この機会に、スポーツの民主的運営について具体的の方針を樹立して、その育成振興のため適切な方途を講すべきである。

右決議する。

我が國の再建が我が國民自身の努力

によつてなし遂げられなければならぬことは、今更ここに繰返して申上げるまでもございません。もとより我

が國經濟を復興し、新日本の基礎を築き上げるために、諸外國殊に米國の援助が大きな支柱となつてゐることも事実

であります。併しながら窮屈におきましては、政治的にも、經濟的にも、又

社会的にも混亂状態にあります我が國の現状を克服いたしまして、民主主義に立脚した新らしい日本を実現する

のは、國民の能動的な努力であり、そ

のためには先ず何よりも國民の健全な

筋力と体力と、更には國際平和社会に

名譽ある地位を占めるにふさわしい品

格と教養とが養成されなければならな

いのであります。スポーツの振興こそ

は、正に戦後の不明朗な空氣を一新し

て、このような要請を達成するに最も

當を得たものであると信ずるものであ

ります。殊に健全な娛樂を失つて、と

もすれば、良からぬ道に踏み込みがち

である青少年に、はつきりとした道を

與える意味におきましても、誠に緊要

なことと申さねばなりません。翻つて

我が國スポーツ界を見ますると、昨年

は水陸両面に世界的記録が続出いた

し、その水準は漸次向上の途を辿つ

ております。併しながらスポーツの

振興のためにはスポーツの普及とい

うことが何より必要であります。

意味でスポーツの現状は必ずしも満足すべきものとは考へられないのです。

傳えられるところによりますと、國際オリンピック実行委員会は、過日各競技団体の復帰を許すべきことを勧告いたしまして、來るべきオリンピック大会に日本代表の参加する可能性が大きくなつて參りました。スポーツ振

興のために最も喜ぶべきことと申され

ばなりません。私共はこの実行委員会の御好意に対しまして、院議を以て感謝の意を擡げ、ますゞ、スポーツを振

興して、我が國再建に寄與することに努力すべきであると信ずるものであります。この際政府におかれても右に述

べましたような趣旨を十分に了解さ

れ、施設、運動用資材、器具等の充実

は勿論のこと、スポーツの運営につき

ましても、從来ともすればとられたが

盛となつて參りましたスポーツ熱に絶

大の激励とその振興に拍車をかけるも

とあることは、試に感激に堪えない

ところであります。曾て駿前、或いはロスアンゼルスにおいて、或いはベル

リンにおいて、水泳を初めといたしま

して各種の競技に、競技場の空高く日

の丸が掲げられましたあの感激につき

ましては、我々は尙忘れ得ぬものを感

ずるものであります。この機会が再び

來るといふことは、幾多のスポーツ

は勿論といたしまして、青少年、学

童に至るまで、絶大の感激と奮起の意

を高め高揚するものであることを固く信ずるものであります。この意味に

おきましても、この機会にスポーツの一大振興に挙げて努力せねばならぬと

思ひのであります。

私は、このよき機会に、スポーツの

民化を主導底しなければな

らぬことをここに強く主張するものであります。即ち、スポーツが徒らに一

部の有産階級とか職業スポーツ家のみに独占せられたり樂しまれたりするの現状に照しまして、この際、舊ての

ごとき軍國主義的なものは一切強く除

去すべきことは勿論であります。我

が國のスポーツが村より、町より、學

校より、職場より、澎湃として下より

正しく盛り上つてこそ、明郎健全な日

本民族の体位が向上せられるものであります。即ち、特に働く階級への普及とその向

上こそがスポーツの眞の意義があり、

これがあつてこそ成果は國民的に活用

せられるものであることを固く確信す

るものであります。以上の重要な意

義を持つておりますこのスポーツ振

興の決議案に對しまして、私は心から

賛同をいたしましてその成果を期待す

るものであります。(拍手)

○謹長(松平恒雄君) これにて討論通

報者の發言は終了いたしました。討論

は終局したものと認めます。これより

採決をいたします。本決議案に賛成の

諸君の起立を請います。

〔絶賛起立〕

○謹長(松平恒雄君) 総員起立と認め

ます。よつて本決議案は全会一致を以て可決せられました。

只今の決議に對し文部大臣より發言

を求められました。高瀬文部大臣。

(高瀬莊太郎君登壇、拍手)

○國務大臣(高瀬莊太郎君) 只今ス

ポーツ振興に關しまして重要な御決議

ありましたが、その趣旨につきましては政府としても全く同感の次第であります。スポーツの振興が、最近著しく低下して参りました我が國民体位の回復向上のために、又健全にして明朗諦達な國民精神の振興のために、極めて重要なことでありますことは、政府としても十分に承知しておりますところ、あります。又先頃衆議院におきました本日と同じ趣旨の御決議もありましたのでありますつましては、今後政府といましましては、スポーツの振興について本日の御決議の趣旨をできるだけ早く実現いたするために、各般の施策について一段の努力をいたして参るつもりであります。どうぞ議員各位におかれまして今後一層の御鞭撻と御支援をお願いいたしたいと思ひます。(拍手)

〔議長退席、副議長著席〕

〔池田恒雄君発言の許可を求む〕

○副議長(松嶋喜作君) 池田恒雄君。

○池田恒雄君 本員はこの際、織維偽造需要者割当証明書の問題に關しまして緊急質問の動議を提出いたします。

○島崎君 只今の池田君の動議に賛成いたします。

○副議長(松嶋喜作君) 池田君の緊急質問の動議に御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(松嶋喜作君) 御異議ないと認めます。池田恒雄君。

〔池田恒雄君登壇、拍手〕

「しつかりやれ」と呼ぶ者あり」

○池田恒雄君 只今私の緊急質問をお許し下さつたことを感謝いたします。最近指定生産資材でありますところ

は政府としても全く同感の次第であります。スポーツの振興が、最近著しく低下して参りました我が國民体位の回復向上のために、又健全にして明朗諦達な國民精神の振興のために、極めて重要なことでありますことは、政府としても十分に承知しておりますところ、あります。又先頃衆議院におきました本日と同じ趣旨の御決議もありましたのでありますつましては、今後政府といましましては、スポーツの振興について本日の御決議の趣旨をできるだけ早く実現いたるために、各般の施策について一段の努力をいたして参るつもりであります。どうぞ議員各位におかれまして今後一層の御鞭撻と御支援をお願いいたしたいと思ひます。(拍手)

の織維偽造需要者割当証明書が横行いたしまして、業界を非常に混乱させているということの大体の眞相と、それに対する政府の責任並びに対策について質問いたしたいのです。

織維と申しましても、特に④と闇の價格差の大きい綿糸、綿布等に偽造クーポンが多いといふのであります。

年二月大阪市曾根崎警察署に検挙された商工省事務官、雇員、こういった人々によつて構成された偽造團

は、ダブル・クーポンというものを作りまして、これを政治ボスの力によつて正規のものと取つて来たといふうな工合に世間に見せかけて、これをブローカーを通じて市中に販賣した、こ

ういうようなことがあります。ところが、それがです、その確認担当係官がやはり犯人であるといふよくなわけで、これが又正規のものといたしまして代行店から現物化されて行つた、こういうよな話でござります。併しこれらの犯罪は一應検挙されて取調が行はれておるであります。ところが業界の情報を見ますといふと、今日でも依然としてこの偽造クーポンなるものが泳いで行つておる、こういうようなことなのがございます。それから又これは離れた話では、銀座謹製局なんといふものがあるとかいうような話でございまして、そろして漁網でござりますとかその他莫大なる織維品が闇に流れおる、そしてその金額は大体十億円くらいじゃないか、こういうことが言われておるのであります。これは要するに私がいろいろな人から聞いた話で

いたします。

〔副議長(松嶋喜作君) 池田君の緊急質問の動議に御異議ございませんか。〕

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(松嶋喜作君) 御異議ないと認めます。池田恒雄君。

〔池田恒雄君発言の許可を求む〕

○副議長(松嶋喜作君) 池田恒雄君。

○池田恒雄君 本員はこの際、織維偽造需要者割当証明書の問題に關しまして緊急質問の動議を提出いたします。

○島崎君 只今の池田君の動議に賛成いたします。

○副議長(松嶋喜作君) 池田君の緊急質問の動議に御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(松嶋喜作君) 御異議ないと認めます。池田恒雄君。

〔池田恒雄君登壇、拍手〕

「しつかりやれ」と呼ぶ者あり」

○池田恒雄君 只今私の緊急質問をお許し下さつたことを感謝いたします。最近指定生産資材でありますところ

ざいますが、ここで第一にこの偽造クーポンによって生じた赤字が一体どれくらいあるかということを商工当局から明らかにして貰いたい。第二には、綿糸、綿布といふものは貿易政策の上にも、國民生活の上にも、或いは業界の利害

の上にも、極めて重大なものであります。それで偽造クーポンによつて赤字が出来ますと、こういふ方面にいろいろな損害を與えて行く、或いは計画的に始末をして行くのか。これは非常に

に始末をして行くのであります。それから第五番目に、何が故にこの問題と申しましようか、そういうことをお伺いして置きたいのであります。

一本のタオルの開値段は大体戦前の千八百倍、こういうことに言われております。これに対して食糧といふものは非常にやかましいのであります。

おりまます。これに対して食糧といふものは非常によくあります。一本のタオルの開値段は大体戦前の千八百倍、こういうことに言われております。これに対して食糧といふものは非常にやかましいのであります。

お伺いして置きたいのか、そういうふうに思ふのでござります。それから、この対策をお伺いいたしましたが、心配をしておる点であります。すると、この対策をお伺いいたしましたが、心配をしておる点であります。それから、この対策をお伺いいたしましたが、心配をしておる点であります。

一体こういふ赤字が出てしまつたのであります。いわば倉庫の中に穴があいておるのでありますから、そういうものをどういうふうにして処理するのであります。それからこの赤字をどのよな方法で処理するかといふ問題であります。

か、或いはそういうものが消費者に對して影響するというような場合、これをどういうふうに処理するか、こういふことになります。

あります。いわば倉庫の中に穴があいておるのでありますから、そういうものをどういうふうにして処理するか、或いはそういうものが消費者に對して影響するというような場合、これをどういうふうに処理するか、こういふことがあります。

第四にお尋ねしたいのは、(一)謹製

偽造團が検挙されておりました拘わらず、依然として偽造クーポンが氾濫しておる。一体これを當局は防止する方法があるかないのか。すでに検挙された犯人が流したクーポンであるならば、これを檢挙したことによって、何らかの方を檢挙したことによつて、何らかの方法でそれらの偽造クーポンを回収する方法があるだと思ふのであります。ところが三月に檢挙いたされまして、十分今は五月の半ばになつておるの

であります。だが依然としてそういう

クーポンが世間に泳いでおるというこ

とになりますと、これは非常に

不思議なことなのであります。

それから第五番目に、何が故にこの

ような偽造クーポンが現われて来るの

かということであります。この犯罪防

止の根本的な対策と申しましようか、

或いは織維行政に関する根本的な改革

の問題と申しましようか、そういうこ

とをお伺いして置きたいのであります。

織維局長の問題といふよなものも起

つておるわけであります。それは、つまり最近では前

織維局長の問題といふよなものも起

つておるわけであります。それは、つまり最近では前

織維局長の問題といふよなものも起

つておるわけであります。それは、つまり最近では前

織維局長の問題といふよなものも起

つておるわけであります。それは、つまり最近では前

クーポンというよな考え方を持たせ

て、こういう犯罪に彼らを誘つたとい

うものは、一体何かといふことを、私は考へなければならぬと思うのであります。

考へなければならぬと思うのであります。それは彼らを犯罪に誘つたと、

ます。それは彼らを犯罪に誘つたと、

ましよか、官界と申しましようか、

題を中心としたしまして、我々を驚かせることになるのであります。

織維局長の問題といふよなものも起

つておるわけであります。それは、つまり最近では前

織維局長の問題といふよなものも起

つておるわけであります。それは、つまり最近では前

織維局長の問題といふよなものも起

つておるわけであります。それは、つまり最近では前

織維局長の問題といふよなものも起

つておるわけであります。それは、つまり最近では前

織維局長の問題といふよなものも起

つておるわけであります。それは、つまり最近では前

織維局長の問題といふよなものも起

つておるわけであります。それは、つまり最近では前

で

で

で

で

で

で

で

で

で

で

で

で

で

で

で

で

で

で

で

うとおなれば極めて重大であります。大臣がみずから考へなければならぬところの商工省内部の綱紀の問題であると考へるのであります。(「その通り」と呼ぶ者あり)だから、私は大臣に対しても、この際明らかにこの機関の統制と商工行政の問題を、今後どのようにしてこのよき問題を処理するか、このよき犯罪を防止するか、そして今後違ひのない國民も、業者も、又役人も安心して仕事のやつて行けるようの方策をとるかなどと、これを大臣に明らかにして貰わなければならぬのであります。ただ何ば穴があいたかなどあるならば、本会議で私は質問する必要がないのであります。それならば局長の答弁で結構であります。だが私が、ここで本会議で質問するといふのは、こういふ根本的の問題を大臣が明らかにしなければならないからであります。私はまじめな業者が困つておるということを大臣に申上げたいのであります。まじめな官吏が困つておるといふことは又魚取りも、労働者も、農民も、家庭の婦人も、困つておるといふことであります。そうしてこの犯人が曾て鐵道局から挙げられた關係上、今日でも尙、商工省内部にこういふ犯人がおられるのではないかといふ疑いの眼を全國民が商工大臣に集中しておる。こういふことを商工大臣がよく知つて貰つて、そつとして商工大臣の責任ある、政治的な責任ある答弁を貰いたいのであります。一枚の偽造切符たりとも、商工省がボタ餅判を押して出した限り、この一枚の衣料切符と雖もこれは商工大臣みずから國民に対して何であるかと

貢うべきものであります。一枚の程度

とを申上げて置きたいと思うのであります。これが防止のためには、更に取

りな理窟には全然ならないといふこと

を御承知願つて、そうして御答弁願い

ます。(拍手) 「國務大臣稻垣平太郎君登壇、拍

手」

○國務大臣(稻垣平太郎君) 池田君の

御質問に対する御答弁申上げます。

先づその前に、池田君に誤解がある

ようでありますから申上げて置きます

が、私はこの質問に対する御答弁で

よからうと言つたようなお答えをした

覚えはございません。そのことをはつ

きり申上げて置きます。ただ私は今朝

司令部に用事がありまして、定例会見

日でありますて、午前中はそちらに出

ておつて、出席ができないのであ

ります。帰りました、これも非常に重

要な問題がありまして、或る關係の、商

工省關係の事項につきまして重要な打

合せをいたしておりましたので、藤田

君がたま／＼お見えになつたときに、

政務次官がお答えする事項では如何で

ございましょかと申上げたのであつ

て、商工次官で宣いなんど、こうい

う失礼なことを申上げたわけではない

ので、この点は、はつきり申上げて置

きます。(「分つた」と呼ぶ者あり)

そこで御質問でありますか、機関に

対する偽造の割当証明書が行はれてお

るのではなくいかといふ疑いの眼を來

すがごとき事態は認められておらぬこ

水防法案

水防法

目次

第一章 総則(第一條・第二條)
第二章 水防組織(第三條—第八條)

第三章 水防活動(第九條—第二十四條)

第四章 費用負担(第三十二條・第三十三條)

第五章 難則(第三十四條—第三十七條)

第六章 第七章 創則(第三十八條—第四十條)

附則

第一章 総則

第二章 水防組織

第三章 水防計画

第四章 指定水防管理團體の組織及び活動(第二十五條)

第五章 費用負担(第三十二條・第三十三條)

第六章 難則(第三十四條—第三十七條)

第七章 創則(第三十八條—第四十條)

附則

第一章 総則

第二章 水防組織

第三章 水防計画

第四章 指定水防管理團體の組織及び活動(第二十五條)

第五章 費用負担(第三十二條・第三十三條)

第六章 難則(第三十四條—第三十七條)

第七章 創則(第三十八條—第四十條)

附則

第一章 総則

第二章 水防組織

第三章 水防計画

第四章 指定水防管理團體の組織及び活動(第二十五條)

第五章 費用負担(第三十二條・第三十三條)

第六章 難則(第三十四條—第三十七條)

國体である市町村組合若しくは市町村の長をいう。

この法律において「消防機關」とは、消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第九條に規定する消防の機關をいう。

この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては、消防

團体である市町村組合若しくは市町村の長をいう。

この法律において「水防機関」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及び水この門の操作、水防のための水防團及び消防機関の活動、一の水防管理團體と他の水防管理團體との間における協力及び應援並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

この法律において「水防計画」とは、水害予防組合及び市町村組合における水防を十分に果すべき責任を有する。

この法律において「水害予防組合」とは、市町村組合が設置されていない区域においては、市町村組合における水防を十分に果すべき責任を有する。

この法律において「水害予防組合及び市町村組合」とは、市町村が、當該市町村組合又は市町村の区域における水防を行われるよう確保すべき責任を有する。

この法律において「水防組織」とは、水防管理團體が行う水防が十分に行われるよう確保すべき責任を有する。

共の安全に重大な関係のある水防管理團体を指定することができ

る。

(水防の機關)

第五條 水防管理團体は、水防事務を処理するため、水防團を置くことができる。

2 前項の規定により指定された水防管理團体(以下「指定管理團体」といふ。)は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防團を置かなければならぬ。

3 水防團及び消防機関は、水防に関する事項は、水防團長及び水防團員をもつて組織する。

2 水防團の設置、区域及び組織並びに水防團長及び水防團員の定員、任免、給與、扶助及び服務に関する事項は、水害予防組合については、組合会の議決で、市町村組合又は市町村にあつては、条例で定める。

(都道府縣の水防計画)
第七條 都道府縣知事は、水防事務

の調整及びその円滑な実施のため、都道府縣水防協議会にはかつて、当該都道府縣の水防計画を定め、建設大臣及び國家消防廳長官

の承認を受けなければならない。

2 二以上の都道府縣に關係する水防事務については、關係都道府縣知事は、あらかじめ協定して当該都府

縣の水防計画を定めなければならぬ。

(都道府縣水防協議会)

第八條 都道府縣の水防計画その他

水防に關し重要な事項を調査審議させるため、都道府縣に都道府縣水防協議会を置く。

2 都道府縣水防協議会は、水防に關し關係機關に對して意見を述べることができる。

3 都道府縣水防協議会は、会長一人及び委員十五人以内で組織する。

2 水防團の設置、区域及び組織並びに水防團長及び水防團員の定員、任免、給與、扶助及び服務に関する事項は、水害予防組合については、組合会の議決で、市町村組合又は市町村にあつては、条例で定める。

4 会長は、都道府縣知事をもつて充てる。委員は、關係行政機關の職員並びに水防に關係のある團體の代表者及び學識經驗のある者のうちから都道府縣知事が命じ、又は委嘱する。

5 前各項に定めるものの外、都道府縣水防協議会に關し必要な事項

は、當該都道府縣條例で定める。

第三章 水防活動

(河川等の巡視)

第九條 水防管理者、水防團長又は

消防機関の長は、隨時区域内の河川、海岸堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに當該河川、海岸

堤防等の管理者に連絡して必要な措置を求めるべきである。

(氣象予報)

第十條 中央氣象台長、管区氣象台長又は測候所長は、氣象の状況に

より洪水又は高潮の虞があると認めるとときは、その状況を建設大臣及び關係都道府縣知事に通知する

とともに、必要に應じ放送機関の新聞社、通信社その他の報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(優先通行)

第十一條 都道府縣知事の定める標識を有する車馬が水防のため出動するときは、車馬及び歩行者は、これに道を譲らなければならぬ。

2 前項の場所においては、水防團長、水防團員若しくは消防機関に屬する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官又は警備吏員は、同項に規定する者の職權を行ふことができる。

(居住者等の水防義務)

第十七條 水防管理者、水防團長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、當該水防管理團体の区域内に居住す

る者、又は水防の現場にある者をして水防に從事させることができ

る。

急の必要がある場所におもむくときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

(警戒)

第十六條 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者、市町村長又は消防長に對して應援を求めることができる。

2 何人も、みだりに前項の水防信号を定めなければならぬ。

3 第一項の規定による應援のために要する費用の負担は、應援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

2 應援のために派遣された者は、水防については應援を求めた水防團員又は消防機関に屬する者は、

水防に關する事項を調査審議するため、都道府縣に都道府縣水防協議会を置く。

3 第一項の規定による應援のための水防團員又は警備吏員は、

水防に關する事項を調査審議するため、都道府縣に都道府縣水防協議会を置く。

2 前項の場所においては、水防團長、水防團員若しくは消防機関に屬する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官又は警備吏員は、同項に規定する者の職權を行ふことができる。

(警戒官又は警備吏員の援助の要

め必要があると認めるときは、警察官又は警備吏員の出動を求めることができる。

(警戒)

第十六條 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者、市町村長又は消防長に對して應援を求めることができる。

2 何人も、みだりに前項の水防信号を定めなければならぬ。

3 第一項の規定による應援のため

に要する費用の負担は、應援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

2 應援のために派遣された者は、水防に關する事項を調査審議するため、都道府縣に都道府縣水防協議会を置く。

3 第一項の規定による應援のための水防團員又は警備吏員は、

水防に關する事項を調査審議するため、都道府縣に都道府縣水防協議会を置く。

2 前項の場所においては、水防團長、水防團員若しくは消防機関に

屬する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官又は警備吏員は、同項に規定する者の職權を行ふことができる。

(警戒官又は警備吏員の援助の要

め必要があると認めるときは、警察官又は警備吏員の出動を求める

(決壊の通報)

第十八條 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防團長又は消防機関の長は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。

(決壊後の処置)

第十九條 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防團長及び消防機関の長は、できる限りはん濁による被害が拡大しないよう努めなければならない。

(水防通信)

第二十條 何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるよう協力しなければならない。

2 建設大臣、都道府縣知事、水防管理者、水防團長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、公衆通信施設を優先的に利用し、又は警察通信施設、氣象官署通信施設、鉄道通信施設、日本発送電株式会社通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

(公用負担)

第二十一條 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防

團長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは借用し、車馬その他の運搬具若しくは器具を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

2 水防管理團体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時價によりその損失を補償しなければならない。

(立退の指示)

第二十二條 洪水又は高潮のはん濁により著しい危険が迫っていると認められるときは、都道府縣知事、その命を受けた都道府縣の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

(知事の指示)

第二十三條 水防上緊急を要するときは、都道府縣知事は、水防管理者、水防團長又は消防機関の長に對して指示をることができる。

(重要河川における建設大臣の指

示)

第二十四條 二以上の都道府縣に關係するため特に重要なものの水防上緊急を要するときは、建設大臣は、都道府縣知事、水防管理者が命じ、又は委嘱することができる。

2 水防團長又は消防機関の長に対しても指示をすることができる。

3 第四章 指定水防管理團体の組織及び活動

第二十五條 指定水防管理團体の水防管理者は、當該團体の水防計画にかかるて、都道府縣の水防協議会に應じた水防計画を定め、都道府縣知事の承認を受けなければならぬ。

2 指定水防管理團体の水防計画は、市町村にあつては、條例で定められる。

(水防團員の定員の基準)

第二十六條 指定水防管理團体の水防計画その他の水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定水防團體は、每年基準を定めることができる。

(水防團員の訓練)

第二十七條 都道府縣は、條例で、指定水防團員の水防團員の基準を定めることができる。

2 指定水防團員の水防團員の水防訓練を行わなければならない。

(氣象予報の通知)

第二十八條 指定水防團員は、毎年水防團及び消防機関の水防訓練を行わなければならない。

(水防團及び消防機関の出動)

第二十九條 都道府縣知事は、第十條の規定による通知を受けた場合においては、直ちに關係指定水防團體の水防管理者及び量水標、驗潮儀その他の水位測量施設(以下「量水標等」という。)で建設省令で定めるものの管理者(以下「量水標管理者」という。)に、その受けた

理者をもつて充てる。委員は、關係のある團体の代表者及び學識経験のある者らから指定水防團體の代表者及び學識経験のある者らから指定水防團體の職員並びに水防團體の委員は、都道府縣知事、水防管理者、水防團員が命じ、又は委嘱する。

2 前各項に定めるもの外、指定水防團體の水防團員は、水防團員が都道府縣知事の定める通報水位をこえるときは、その水位の状況を、水防計画の定めるところにより、關係者に通報しなければならない。

3 前各項に定めるもの外、指定水防團體の水防團員は、水防團員が都道府縣知事の定める通報水位をこえるときは、その水位の状況を、水防團員が都道府縣知事の定める警戒水位に達したときその他の必要と認めるときは、水防團及び消防機関を出動させなければならない。

(第五章 費用負担)

第三十一條 指定水防團體の水防管理者は、水位が都道府縣知事の定める警戒水位に達したときその他の必要と認めるときは、水防團及び消防機関を出動させなければならない。

(第六章 費用負担)

第三十二條 水防團體の水防に要する費用は、當該水防團體

においては、直ちに關係指定水防團體の水防管理者及び量水標、驗潮儀その他の水位測量施設(以下「量水標等」という。)で建設省令で定めるものの管理者(以下「量水標管理者」という。)に、その受けた

通知に係る状況を通知しなければならない。

(水位の通報)

第三十條 指定水防團體の水防管理者又は量水標管理者は、洪水又は高潮の處があることを知り、又は

前條の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位をこえるときは、その水位の状況を、水防團員に通報しなければならない。

2 前各項に定めるもの外、指定水防團體の水防團員は、水防團員が都道府縣知事の定める通報水位をこえるときは、その水位の状況を、水防團員が都道府縣知事の定める警戒水位に達したときその他の必要と認めるときは、水防團及び消防機関を出動させなければならない。

(第七章 費用負担)

第三十一條 指定水防團體の水防管理者は、水位が都道府縣知事の定める警戒水位に達したときその他の必要と認めるときは、水防團及び消防機関を出動させなければならない。

(第八章 費用負担)

第三十二條 指定水防團體の水防に要する費用は、當該水防團體

においては、直ちに關係指定水防團體の水防管理者及び量水標、驗潮儀その他の水位測量施設(以下「量水標等」という。)で建設省令で定めるものの管理者(以下「量水標管理者」という。)に、その受けた

通知に係る状況を通知しなければならない。

(第九章 費用負担)

第三十三條 この法律の規定により都道府縣又は都道府縣知事の行う事務に要する費用は、當該都道府

縣の負担とする。

る措置を定めると共に、非常事態における各種の緊急なる処置を定めました。尚、都道府県知事並びに建設大臣は、水防上特に緊急を要するときは指示を與えることができる」といたしました。

水防に要する費用は、原則として地元團体の負担といたしておられます。尚、必要な罰則並びに附則を設けておるのであります。

本法案の審議に際しまして、本委員会を数次開催し、政府との間に熱心なる質疑応答を行い、審議の慎重を期した次第であります。その詳細は速記録に譲ることといたします。質疑を終り討論に入りましたところ、島津委員より、水防計画に関する條項でありまする第七條第一項中「建設大臣及び國家消防廳長官の承認を受けなければならぬ」とありますので、「建設大臣の承認を受け且つ承認を受けた水防計画を國家消防廳長官に報告しなければならない」というふうに修正動議が提出されました。その理由は、原案によれば、水防に関する指導指示の系統が二途になります。即ち建設大臣と消防廳長官との二途になる虞れがあります。

よつて行政の簡素化の趣旨に基きまして、かく修正いたしたのであります。よつてこの修正案を採決に付しました

ところ、全会一致可決いたしました。右御報告

大いで修正した第七條第一項を除きました。〔拍手〕

して、他の全部について採決したところ、原口、岩崎、北條各委員より

ところが憂慮すべきものであります。日本

へ

これまでおります。このような悲惨な状況で関東地方は水害を前に迎えようとしております。

○副議長(松浦真作君) 本案に対し討

論の通告がござります。兼岩傳一君。

〔兼岩傳一君登壇、拍手〕

第一、本法の実施に当つては河川

法に基く河川管理者の権限及び責任との関係を調整して、その間細部を生ずることのないよう水防の万全を期すること。又災害救助法との関係に留意して水防と災害救助の円滑な実施を図ること。

第二、水防團の設置については、既設消防團との関係を顧慮して、徒らに組織機構の重複と糜爛を起さざるよう注意し、且つ負担の増嵩を來たさしめないよう十分に留意すること。

第三、水防の経費については、今後國庫において相当の補助を與え、地元の負担を過重ならしめない方途を講ずること。

特に本項については強力な要求があつたのであります。

以上三点を條件として賛成討論があつたのであります。

議旨に副うよう最善の努力をするとの発言がありました。よつて討論を終り、採決の結果、全会一致を以て第七條第一項の一部を修正して、その他は、工事は勿論のこと、支拂の方針さ

れ持たないという悲惨なる状態に追いついております。このよう悲惨な状況で関東地方は水害を前に迎えようとしております。

第一は、この法案の持つておられます。科学技術を無視した欺瞞的な性格であります。凡そ水防の根本対策は、先ず根川が要衝の上流で決壊いたしました。堤防の受けた損害は八億円であります。続いて昨年九月のアイオソ台風の損害が二億円であります。これらに對しまして復旧費は六億を投ぜられたに過ぎません。私は先週現地を調査いたしましたが、損害個所百五十ヶ所のうち、完全に復旧いたしておりますの破損のままのが現状であります。又

埼玉縣、これ亦私は自分で調査して参りましたが、利根川の支流、小山川、荒川、及びその支流入間川の損害は、

昨年、一昨年で四億円、これに対する政府の國庫補助は僅かに千五百萬円に過ぎないのであります。最も悲惨なのは群馬縣、これも私は自分で調査して参りましたが、昨年、一昨年、利根川

上流渡良瀬川その他の損害が實に六十億円、このうち三十五億円は著工いたしましたが、工事のできたのは僅かに二十億円、残る四十億円につきまして

この本質を一言にして批評するならば、恐るべき急速なる荒廢に向つて進んで行く水害に対し、何一つ物質的な裏付けもなく、一片の法律によつてこれを防止せんとするものであります。

第二は、水防の責任を政府が少しまつていいこととあります。本法の第三條によりますと「水害予防組合は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する」と規定して

おりまます。この水害予防組合とは何

か。それは市町村であります。市町村が水防に関する財政的その他の一切の責任を背負うのであります。政府は何も背負わないのです。御承知の通り市町村の財源は苛烈な中央集権的なことの税金の制度によつて中央に吸収され、起債の抑制、地方配付税の配付率の削減、又頻發する災害、六・三制による学校建築等で莫大な負債を背負つておるのであります。それのみか、自警警察とか、義務教育とか、その他の当然な、そういう費用までも負担をしておられます。今や市町村の疲弊はその極に達しておる。その市町村に対して、本法によつて治山治水と災害復旧、そつた科学的な前提を免除して正に大崩壊が迫らうとする河川の水防の全責任を背負せよとするものであります。

第三は、この法案の反人民的な性格であります。本法の第六條によりますと、水防團員、これは結局地方人民がやるものであります、水防團員の給與とか、扶助とか、服務といつたようなものは市町村の條例で決めることになつております。地方民はこの法律によつて水防團員として組織されて、水防の全作業を身を以て実施しなければならない。従つてそのため仕事を休まなければならぬ。負傷をするかも知れない。病氣になるかも知れない。悪い場合は殉職するかも知れない。ところが、その費用は同法の三十二條によりますと、こうしたことになつておりますから、これは、すべて負担力の貧弱な市町村が負うということになるのであります。従つて地方財政の破綻の実情からいたしまして、正当な額を支出するということは殆んど不可能に近く、結局において犠牲を受けました地方人民それ自身がその損害の大部分を負うということになる。これは正に戦

度の吉田茂版であります。

昭和二十四年五月十四日

参議院議長 松平恒雄殿

在外公館等借入金整理準備審査会

衆議院議長 紫原喜重郎

在外公館等借入金整理準備審査会

正義決議報告でござります。委員長報告を問題に供します。委員長報告は修正案に入ります。以上の分析から、私は、はつきりと本法のみじめな失敗の運命を予見することができるのです。即ち戦争中から今日まで引続く治山治水の放棄、その結果、一昨年から激増して來た水害、これに対しても科学的な対策を樹立し実践する誠意も能力も持たないで、一片の法律によつて水防の全責任を剥奪した市町村に、そうして更に地方人民の肩に轉嫁しようとすると、誠に吉田民自党政府の反人

民的な、ファシズム的な性格にふさわしい水防政策であります。従つてこの法律案が水防の効果を挙げることは不可能に近いことは勿論、私は科学技術の確信を以て、來年を待つまでもなく、本年の秋の出水期において、早くもみじめな失敗を示すであろうことを予言するものであります。従つて私は政府に対して、独占資本擁護或いは暴力の增强その他の反人民的な予算を削減して、眞に科学的な水防及び根本的な治山治水、災害復旧の予算を計上すると同時に、水防のために第一線に挺身する建設省関係の職員の首切りを中止すべきことを要求して、反対討論を終るものであります。(拍手)

○副議長(松崎喜作君) これにて討論を終りましたものと認めます。これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。委員長報告は修正案に入ります。以上の分析から、私は、はつきりと本法のみじめな失敗の運命を予見することができるのです。即ち戦争中から今日まで引続く治山治水の放棄、その結果、一昨年から激増して來た水害、これに対しても科学的な対策を樹立し実践する誠意も能力も持たないで、一片の法律によつて水防の全責任を剥奪した市町村に、そうして更に地方人民の肩に轉嫁しようとすると、誠に吉田民自党政府の反人

法案内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。先づ委員長の報告を求める。外務委員会理事伊東陸治君。

(在外公館等借入金整理準備審査会)

第三條 借入金の整理に必要な準備をするため、外務省に、在外公館等借入金整理準備審査会を置く。

第三條 在外公館等借入金整理準備審査会(以下「審査会」という。)は、外務次官、大蔵次官、外務省管理局長及び大蔵省理財局長並びに外務大臣が命ずる委員六人以内で組織する。

2 委員長は、外務次官とする。
3 委員は、給與を受けない。但し、外務大臣が命ずる委員は、旅費及び政府職員の新給與実施に関する法律(昭和二十三年法律第十六号)に基く手当を受ける。

4 審査会の庶務は、外務省管理局において行う。

5 前四項及び他の法律に規定するものを除く外、審査会に関し必要な事項は、政令で定める。

第四條 審査会は、左の各号に掲げる事項を審査し、外務大臣に対し審査の結果を報告し、及び借入金の確認」とは、政府が現地通貨で表示さ

いての意見を申し出なければならぬ。

一 第五條に規定する借入金確認の請求

二 その他借入金の整理に関する重要事項

(借入金の確認の請求)

第五條 借入金を提供した者(その者が死亡した場合においては、その相続人)は、この法律施行後九

十日以内(未引揚者については、本邦上陸後一年以内とし、この法

律施行後現地において死亡した者

については、その死亡の確認があつた日以後九十日以内とする。)に、政令の定めるところにより、証拠書類を添えて外務大臣に対し借入金の確認を請求することがで

2 借入金を提供した者は、前項の期間内に確認の請求をしないときは、借入金の確認を請求する権利

(借入金確認証書)

第六條 外務大臣は、審査会がした審査の結果の報告に基き借入金の確認をしたときは、政令で定める手続に従い、借入金確認証書を発給する。

附 則

この法律の施行期日は、昭和二十一年五月一日までの間において、政令で定める。

(伊東隆治君登壇、拍手)

○伊東隆治君 只今議題となりました在外公館等借入金整理準備審査会法案に関する外務委員会の審議の経過及びその結果につきまして御報告申上げます。

先ず本法案の性質について申上げま

す。在外公館等の借入金と申しますのは、終戦に際しまして、東京各地におけ

る在公館、居留民会等が外務省の訓令に基きまして、在外法人の救済、

引揚げ等に要する資金を、後日返済する條件で借入れた資金でありまして、

性質上当然國の債務と認むべきものと考へらるるものであります。政府側の説明によりますと、關係債権者

数は約二十八万名、借入金総額は九億円に達しておるのであります。この借入金の返済方につきまして、國会は陳情、請願を採択して政府に適切の処置を要望した次第もあり、政府は速かに本件借入金の整理を行ひ方針の下に本法案を國会に提出したことであつた。この整理準備審査会の内容

の詳細につきましては、お手許の法案

につきまして御承知願いたいのであります。第一に、本法案が成立しますれば、借入金を政府債務として確認する

手続を進めることができること、第二に、借入金の返済の問題、例えば返済

と、第一に、本法案が成立しますれば、借入金を政府債務として確認する

建前をとるが、現実の支拂に当りましては内地居住者との均衡もあり、何ら

かの制限を予想されること等の諸点が明確にされました。要するに本法案

は、在外邦人が当時の困難な經濟状況の下におきまして國家に必要な資金を提供したことに対し、政府がその債権

を確認し、追つて借入金の返済をなす

ために準備機關を設置せんとするものでありますからして、本案は承認して

差支ないものと認めた次第であります。次いで討論を離て採決に入りましたところ、全会一致本案は可決すべきものと決定をいたした次第であります。以上を以て報告を終ります。(拍手)

○副議長(松嶋喜作君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。

本案に賛成の諸君の起立を請います。

(「起立者多数」)

(郵政窓口事務を委託する場合)

第一條 この法律は、郵政大臣が郵便局の窓口で取り扱うべき事務

(以下「郵政窓口事務」という。)を

地方公共團体その他當利を目的としない國体であつてこの法律で定めるものに委託して行わせること

により、經濟的に、郵政事業の役務を適切な地方にまで廣め、財が

民簡便にこれを利用できるようになることを目的とする。

第二條 郵政大臣は、郵政窓口事務

に関する役務を提供する必要がある場合において、その事務の量が著しく少いため、次條第一項に掲げる者に委託することが經濟的で

あり、且つ、郵政事業の運営上支障がないと認めるときは、この法

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

右

簡易郵便局法案

昭和二十四年五月十四日

内閣總理大臣 吉田 茂

簡易郵便局法

茂

律の定めるところに従い、契約によりこれを他の者に委託することができる。

(受託者の資格)

第三條 郵政大臣の委託により郵政窓口事務を行なう者（以下「受託者」という。）は、左に掲げる者でなければならない。

一 地方公共團體

二 農業協同組合

三 漁業協同組合

四 消費生活協同組合（職域による消費生活協同組合を除く。）

2 地方公共團體は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第

二條第二項及び第四項、第三百六十四條第一項及び第二項、第三百八十一條第二項及び第三項並びに第二百九十二条の規定にかかる

この法律の定めるところに従

い、郵政大臣から委託された郵政窓口事務（以下「委託事務」といいう。）を行うことができる。

3 第一項第一号から第四号までに掲げる組合（以下単に「組合」といいう。）は、当該組合に関する法律の規定にかかるらず、この法律の定めるところに従い、委託事務を行なうことができる。

(委託契約)

第四條 郵政大臣は、隨意に、前條第一項に規定する者と郵政大臣の指定する場所において郵政窓口事務を行う契約（以下「委託契約」）

事務を行なう契約（以下「委託契約」という。）を締結することができ

る。

2 郵政大臣は、前項の規定により契約を締結する場合において、地

方公共團體及び組合が当該契約の條件によつて契約の締結に應じよ

うとするときは、地方公共團體、組合の順位によりこれをしなけれ

ばならない。

(委託契約の期間)

第五條 委託契約の期間は、三年と

更新することを妨げない。

(委託すべき事務の範囲)

第六條 委託契約により委託すべき事務は、郵便、郵便貯金、郵便貯蓄、簡易生命保険及び郵便年金に関する郵政窓口事務のうち省令で定めるものとする。

(簡易郵便局の設置) 第七條 受託者は、郵政大臣の指定する場所に、委託事務を行う施設（以下「簡易郵便局」という。）を設けなければならない。

(取扱時間等)

第八條 簡易郵便局における委託事務の取扱時間及び取扱休止日は、

利用者の便益に合致するよう省令で定める。

(國の現金の取扱)

第九條 受託者は、郵政大臣の定める手続により、委託事務に関する現金を出納し、及び保管することができる。

(委託事務の準備法規)

第十條 簡易郵便局における委託事務の取扱は、郵便法（昭和二十四年法律第六十五号）第二十條を除く。郵便貯金法（昭和二十二年法律第六十五号）（第二十條を除く。）、郵便貯金法（昭和二十二年法律第一百四十四号）、郵便簡易法（昭和二十三年法律第五十九号）、簡易生命保険法（昭和二十四年法律第一号）及び郵便年金法（昭和二十四年法律第二号）の規定の適用については、郵政省の機関による取扱とみなす。

(委託事務に從事する者)

第十一條 第三條第一項に掲げる者

の役員又は職員で委託事務に從事する者は、法令により公務に從事する者とみなす。

(取扱手数料)

第十五條 郵政大臣は、委託事務

第十八條 受託者は、第九條の現金及び印紙の賣さばき人とみなす。

(現金等の取扱の区分)

第十九條 受託者は、第九條の現金及び第十六條の事務用物品を他の現金及び物品と区分して出納し、及び保管しなければならない。

(委託事務の監督)

第二十条 受託者は、委託契約に基

(委託事務取扱の基準)

第十二條 受託者は、公共の利益のため、誠実に自ら委託事務を行わなければならない。

2 受託者が組合である場合においては、組合は、當該組合に関する法令の規定にかかわらず、組合員

を提供しなければならない。

(事務用物品の無償使用)

第十六條 郵政大臣は、委託事務を行なうと認めるときは、受託者に適正且つ円滑に行わせるため必要

な額及び印紙の賣さばき手数料と合

算して二万円をこえることができない。

(郵便切手類及び印紙の賣さばき)

第十三條 受託者は、この法律に別段の定のある場合の外、委託事務を行なうため必要な施設を設備し、及び賃料を支弁しなければならない。

(簡易郵便局の施設及び賃料)

第十四條 受託者は、郵便切手類賣さばき所及び印紙賣さばき所に関する法律（昭和二十四年法律第一号）第五條、第七條及び第

(郵便切手類及び印紙の賣さばき)

第十五條 受託者は、郵便切手類賣さばき所及び印紙賣さばき所に関する法律（昭和二十四年法律第一号）第五條、第七條及び第

(郵便切手類及び印紙の賣さばき)

第十六條 受託者は、第九條の現金及び第十六條の事務用物品を他の現金及び物品と区分して出納し、

及び保管しなければならない。

(委託事務の監督)

第十七條 受託者は、郵便法第二十

條に規定する範圍内で省令の定めるところにより、委託事務に関する郵便物を無料で差し出すことができる。

(無料郵便)

第十八條 受託者は、郵便法第二十

條に規定する範圍内で省令の定めるところにより、委託事務に関する郵便物を無料で差し出すことができる。

(取扱手数料)

第二十一条 受託者は、委託契約に基

2 前項の取扱手数料は、同項の委託事務の取扱量に應じ月額をもつて定める。

3 取扱手数料の月額は、郵便切手類及び印紙の賣さばき手数料と合

算して二万円をこえることができない。

(郵便切手類及び印紙の賣さばき)

第十九條 受託者は、委託契約に基

算して二万円をこえることができない。

(郵便切手類及び印紙の賣さばき)

第二十条 受託者は、委託契約に基

算して二万円をこえることができない。

(郵便切手類及び印紙の賣さばき)

第二十一条 受託者は、委託契約に基

算して二万円をこえることができない。

(郵便切手類及び印紙の賣さばき)

第二十二条 受託者は、委託契約に基

算して二万円をこえることができない。

(郵便切手類及び印紙の賣さばき)

第二十三条 受託者は、委託契約に基

算して二万円をこえることができない。

(郵便切手類及び印紙の賣さばき)

第二十四条 受託者は、委託契約に基

算して二万円をこえることができない。

(郵便切手類及び印紙の賣さばき)

第二十五条 受託者は、委託契約に基

算して二万円をこえることができない。

2 前項の規定により郵政大臣の行

う監督は、第一次には、当該簡易郵便局のある地域において郵便物の取扱い及び配達の事務を取り扱う地方郵政監察局に所属する郵政監察官をして行わせるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

○大島定吉君登壇、拍手

○大島定吉君 只今議題となりました審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

先づ本法案の提案理由といたしましては、郵政事業の第一線窓口機関は、現在普通郵便局、特定郵便局を合計しまして一万四千九局であります。が、今

尚、窓口機関を持つてない町村は全國に約千八百残されており、昭和二十二年度末の人口統計で見ますと、人口五千六百五十六人に対し一局の割合で配置されておる勘定になります。そ

の普及率は著しく低いのであります。従つて郵便局新設の要望は國会の請願を通じましても極めて熾烈なものがあり、而も現地の実情から見て誠に当然

の要望と考えられるものが少くないのあります。併しながら今日の郵政事業財政は、極力支出の抑制を図り、この經營の合理化を企図しているため、新規に増員を必要とする直轄郵便局の公共的使命の遂行に甚大な支障を來しますので、現在の特定郵便局よりも更に一段と簡易にして經濟的な新制度を創設して、少し経費で二局でも多くの窓口機関を普及せしめようという見地から、本法案を制定しようとすることの主な点を申上げます。

その第一は、郵便局の窓口のサービスを公衆に提供する必要がある場合におけるべき事務の量が少いため、國の直轄する郵便局によらないで、地方公共團体又は農業協同組合等に委託して行わせた方が經濟的であり、且つ郵政の運営上も支障がないと認められるときは、郵政大臣との契約によつて國の郵政事務の一端を行わせることができるといたしましたのであります。第二は、この郵便局で取扱う事務の範囲は、郵便、郵便貯金、郵便寫真、簡易生命保険及び郵便年金に関する窓口事務の中で省令で定めるものと限定いたしまして、窓口事務のうち極めて簡易

なもので最も一般に利用度の多いサービスのみに限つたことであります。第三は、この事務を委託された地方公共團体等は、その役職員をして事務を行ふとともに、必要な設備をし、又必要な経費を支弁する責任を負うのであります。が、郵政大臣はこれに対しても、その取扱事務量に應じた手数料を支給することとしたことであります。この手数料は月額二万円を以て限度とします。

本委員会は、本案が付託になりまして以來慎重審議いたし、各委員から熱心な質疑がありました。が、詳細は速記録により御承知を願うこととし、ここにはその大要を申述べたいと存じます。

先づ第一に、本簡易郵便局と現在の無集配特定局との関係について、その兩者設置の標準如何といふ質問に対しましては、この簡易郵便局に支拂う手数料最高限は二万円となつてゐるが、これは取扱事務量が二人程度の入手で捌けることを予定してある。事務量が三人分に達したときは特定局に昇格せしめることを建前としているとの答弁があり、又この点については本院法制局の意見を徵しましたが、同様の意見關係から、この條文で足りるとの答弁がございました。更に本簡易郵便局は、

次に、國の現金の取扱について犯罪○副議長(松崎喜作君) 本案に対し討論の通告がござります。千葉信君。

〔千葉信君登壇、拍手〕

○千葉信君 私は只今議題となりました簡易郵便局法案に対し反対の意見を表明するものであります。

反対する理由の第一点は、由來独立採算制を探るべきでない、又探ることのできない、かかる公共的事業に無理

強いにこれを探らうとしておるところから、この法案が生れたものであります。私は先ず根本方針としての独立採算制そのものに対する反対なのでござります。政府は口を開けば、独立採算制は經濟九原則の要請するところであり、不可避の命題であると陳弁をいたしましたが、我々の了解する限りでは、

算定は經濟九原則の要請するいわゆる均衡予算なるものは、決して一事業、一特別会計の均衡予算を強調するものではなく、一般並びに特別会計全体を通じての均衡予算を指すものであるというところであります。このことは現内閣によつて故意か或いは曲解かによつて歪められて、さながら個々の特別会計、國鉄、電氣通信等にも採用せられ、今又最も収益性の少い而も公共的郵政事業にこれを強行しようとしておるのであります。本法案を生むに至つた原因と

ります。本法案を可決せられました。この点に賛成し難いのでござります。

理由の第二点は、終戦以來大きな勞

働問題として採り上げられ、前後三年有半にしてやつと美質的に改善されたところの、いわゆる請負制度である特定局制度が、この簡易郵便局制度によつて再現されようとしておるからでござります。明治初年に特定局制度が設けられました当初も又今日と同様に民間経済力に依存して事業の拡充を策したものであり、特に当時の官憲民軍の氣風を巧みに利用したものであります。年月を経るに従つて次第に花より園子といふ傾向が生じ、ここから請負制度の欠陥とする從業員に対する飽くなき搾取が行われるに至つたのでござります。給與のピン引ぬや賞金切下げのための首切り、私用への使役、労働強化が平氣で行われ、殆んど常識的にこの状態が継続して、長い暗澹とした特定局從業員の苦難の歴史が続いたのでございま

とであります。このことは現内閣によつて故意か或いは曲解かによつて歪められて、さながら個々の特別会計、國鉄、電氣通信等にも採用せられ、今又最も収益性の少い而も公共的郵政事業にこれを強行しようとしておるのであります。本法案を可決せられました。この点に賛成し難いのでござります。

表上欄に掲げる試験研究の支所を

当該下欄に掲げる位置に設置する必要を生じたので、これらの設置について地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百五十六條第四項の規定により國会の承認を求める。

○副議長（松嶋喜作君） 日程第二十四、地方自治法第一百五十六條第四項の規定に基き、大阪工業試験所四國支所並びに電氣試験所新潟支所及び金澤支所設置に關し承認を求める件を議題といたします。先ず委員長の報告を求

めます。商工委員長小畠哲夫君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

地方自治法第一百五十六條第四項の規定に基き、大阪工業試験所四國支所並びに電氣試験所新潟支所及び金澤支所設置に關し承認を求める件

名 称	位 置
大阪工業試験所四國支所	高松市
電氣試験所新潟支所	新潟市
同 金澤支所	金澤市

〔小畠哲夫君登壇、拍手〕

○小畠哲夫君 只今議題となりました

地方自治法第一百五十六條第四項に基き、大阪工業試験所四國支所並びに電氣試験所新潟支所及び金澤支所設置に關し承認を求める件について、商工委員会における審査の経過並びに結果について御報告申上げます。

本件の内容は、工業技術廳設置法施行令により、すでに件名において申上げたごとく、四國に大阪工業試験所支所及び新潟と金澤の両市に電氣試験所の支所を新設することあります。そ

こで先ず四國支所新設の理由を申上げますと、元來、四國は相當量の資源に恵まれ、特に塩化バリウム、硫化曹達

の化学工業を始めとし、今後伸張すべ

ます。同じ郵政事業に從事しながら、これらの人々だけが別個の処置を受け

るということに、すでに納得し得ない

ものがあるばかりでなく、受託者であ

るところの地方村落の公共團体や協同

組合が、本法第十一條によつて戸数二

百五十、三百を抱えた事務量では、當

然特別に要員を配置しなければならな

いという負担を負わなければならぬ

し、一方、採算上から給與の低下や労

働強化に轉移する危険性を多分に含む

ものであつて、ここに請負經營の悪弊

が十分に予見され、個人に対する委託

が單に團体に置き換えられた昔日の特

定局制度への逆轉であるという結論に

いたします。先ず委員長の報告を求

めます。商工委員長小畠哲夫君。

別表

〔起立者多数〕

○副議長（松嶋喜作君） これにて討論

を問題に供します。本案に賛成の諸君

論は終局したものと認めます。これよ

り本案の採決をいたします。本案全部

の規定期に基き、大阪工業試験所

支所及び金澤支所設置に關し國

地方自治法第一百五十六條第四項

の規定に基き、大阪工業試験所

支所及び金澤支所設置に關し國

議院議長松平恒雄殿

昭和二十四年五月十六日

衆議院議長 松原喜重郎

委議院議長 松平恒雄殿

昭和二十四年五月十六日

工業技術廳設置法施行令（昭和二

十三年政令第二百七号）に基き、別

表上欄に掲げる試験研究の支所を

当該下欄に掲げる位置に設置する必

要を生じたので、これらの設置につ

いて

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百五十六條第四項の

規定により國会の承認を求める。

き工業として、海水化学、耐火物、紙及びバルブ工業等の諸工業が主なるものであります。以上は諸工業が我が國産業界に占める割合の大なるに拘わらず、試験研究機關としては單に地方的な研究機關のみで、総合的な工業試験研究機關が現地に存在せず、幸うして大阪工業試験所の指導に頼つて、いたため、強力な工業指導には不便な点が多く、技術の高度化を妨げていたので、当然振興すべき工業も徒ら低迷していたのであります。かくのごとき状態に放置することは、ひとり四國といふ一地域の問題のみならず、我が國産業經濟の消長に重大なる影響を與えるので、當面の目標である四國全般の工業水準の向上を図るために、強力且つ総合的な工業試験所を現地に設置せねばならぬ必要が生じて來たからであります。次に電氣試験所の支所設置の理由であります。現在新潟、金沢地方の電氣計器の検定は年六万個以上に増加しておる状態に鑑みまして、今まで当該地方の検定を取扱つておる福島支所、名古屋支所では輸送上の不便があり、併せて検定能力が不足するので、これらの欠陥を除去するためには、右二支所の設置が必要であるからでございます。本委員会におきまして

は、関係政府委員の出席を求め、本件につきまして慎重なる審議の後、討論採決に入りましたところ、全会一致を以て承認することに決定いたしました。以上御報告申上げます。(拍手)

○副議長(松嶋喜作君) 別に御発言もなければ、これより本件の採決をいたします。委員長報告の通り本件に承認を與えることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(松嶋喜作君) 御異議ないと認めます。よつて本件は承認を與えることに決定いたしました。

○副議長(松嶋喜作君) 御異議ないと認めます。よつて本件は承認を與えることに決定いたしました。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
いたします。小野光洋君より文部委員を、深水六郎君より通信委員をそれぞれ辞任いたしたい旨の申出がございました。いずれも許可することに御異議ございませんか。

議事の都合により、本日はこれにて延会いたじたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○副議長(松嶋喜作君) 御異議ないと認めます。次会の議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。本日は

これにて散会いたします。

午後三時九分散会

○本日の会議に付した事件

一、議員の詫腹

一、日程第三 通信事業復興促進に

関する決議案

一、日程第四 簡易生命保険及び郵便年金積立金の運用に関する決議案

一、日程第十八 民法等の一部を改

正する法律案

一、日程第十九 公証人法等の一部を改正する法律案

一、日程第二十 人権擁護委員法案

一、常任委員辞任及び補欠の件

一、日程第一 学校教育法の一部を改正する法律案

一、日程第八 國家公務員共済組合

法の一部を改正する法律案

一、日程第九 郵政事業特別会計法

案

一、日程第十 電氣通信事業特別会

計法案

一、日程第十一 國立國會圖書館法

の一部を改正する法律案

一、日程第十二 地方自治法第百

五十六條第四項の規定に基き、大

阪工業試験所四國支所並びに電氣

に置かれる支部圖書館及びその職

員に関する法律案

一、日程第十三 歯医師法案

一、日程第十四 出版法及び新聞紙

法を廃止する法律案

一、日程第十五 少年法の一部を改

正する法律案

一、日程第十六 少年院法の一部を

改正する法律案

一、日程第十七 檢察廳法の一部を

改正する法律案

一、日程第十八 民法等の一部を改

正する法律案

一、日程第十九 公証人法等の一部を改正する法律案

一、日程第二十 人権擁護委員法案

案

一、日程第一 学校教育法の一部を改正する法律案

一、常任委員辞任及び補欠の件

一、日程第八 國家公務員共済組合

法の一部を改正する法律案

一、日程第九 郵政事業特別会計法

案

一、日程第十 電氣通信事業特別会

計法案

一、日程第十一 國立國會圖書館法

の一部を改正する法律案

一、日程第十二 地方自治法第百

五十六條第四項の規定に基き、大

阪工業試験所四國支所並びに電氣

に置かれる支部圖書館及びその職

員に関する法律案

一、日程第十三 歯医師法案

一、日程第十四 出版法及び新聞紙

出席者は左の通り。

議長 松平 恒雄君
副議長 松嶋 喜作君

議員 小川 友三君
阿竹齋次郎君
井上なつみ君 岩木 月洲君
宇都宮 登君 梅原 健蔵君
江熊 哲翁君 小野 哲君
加賀 操君 柏木 庫治君
鎌田 逸郎君 來馬 琢道君
高良 とみ君 小杉 イ子君
西郷 吉之助君 佐伯卯四郎君
佐藤 尚武君 新谷寅三郎君
鈴木 直人君 竹下 豊次君
高田 寛君 伊達源一郎君 田中耕太郎君
姫井 伊介君 中川 以良君 西郷 勝君
波多野林一 村上 義一君 松井 道夫君
東浦 庄治君 久松 定武君
姫井 伊介君 藤井 内午君
堀越 儀郎君 村上 義一君 宮城タマヨ君
赤澤 與仁君 山崎 恒君 矢野 酷雄君
安部 定君 赤木 正雄君

試験所新潟支所及び金澤支所設置

に關し承認を求めるの件

一、常任委員辞任及び補欠の件

飯田精太郎君	奥むめお君	左藤義詮君	小出清一君
岡部岡元	岡部常君	水久保某作君	平沼彌太郎君
尾崎行輝君	楠見愛祐君	木檜三四郎君	木檜鬼丸
島村山田	中山島津忠彦君	木下英三君	田中信儀君
島村宿谷	遠山田村寺尾	下條辰雄君	星辰郎君
島村玉屋	丙市君文吉君	大野木秀次郎君	木内安君
島村一松	博君喜章君	佐佐木義人君	内村安達
島村帆足	一松政二君	宗敬君	田方進君
島村穗積貞六郎君	岡田喜久治君	賴貞君	内村清次君
島村山内	山内結城	藤野繁雄君	大隅信幸君
島村堀	北村梶竹	北條秀一君	平野善治郎君
島村西川	西川昌夫君	田口政五郎君	齋武雄君
島村淺岡	信夫君	伊能君	門田定藏君
島村石坂	末治君	藤井新一君	大隅主一郎君
島村寺尾	豊一君	山木勇造君	河野正夫君
島村今泉	定吉君	渡邊甚吉君	青山節男君
島村黒川	政喜君	川村松助君	若木勝藏君
島村紅露	繁安君	藤井甚五郎君	板野光次君
島村木内	一男君	西川甚五郎君	和田博雄君
島村深水	政雄君	黒田英雄君	中井正一君
島村中川	キヤウ君	加藤常太郎君	河野正一君
橋本萬右衛門君	幸平君	草葉隆圓君	山田範藏君
佐々木鹿城君	伊東境野	柴田順助君	門田勝藏君
佐々木鹿城君	重宗	板谷政次君	大隅勝次君
佐々木鹿城君	幸平君	松野源吉君	中野勝治君
佐々木鹿城君	大隅仲野君	星野原口忠次郎君	河野正治君
佐々木鹿城君	平岡市三君	金子正男君	青山正一君
佐々木鹿城君	大隅河崎君	鈴木清一君	河野正一君
佐々木鹿城君	大隅河崎君	中原千君	河野正一君
佐々木鹿城君	大隅羽仁君	千葉兼岩	河野正一君
佐々木鹿城君	大隅國井君	洋文君	河野正一君
佐々木鹿城君	大隅五郎君	芳樹君	河野正一君
佐々木鹿城君	大隅幸一君	太田恒雄君	河野正一君
佐々木鹿城君	大隅淳一君	池田敏兄君	河野正一君
佐々木鹿城君	大隅羽仁君	小泉秀吉君	河野正一君
佐々木鹿城君	大隅國井君	千田正君	河野正一君
佐々木鹿城君	大隅伊藤君	藤田芳雄君	河野正一君
佐々木鹿城君	大隅岩崎君	岩崎修君	河野正一君
佐々木鹿城君	大隅正三郎君	栗山良夫君	河野正一君
佐々木鹿城君	大隅虎一君	三木治朗君	河野正一君

木下	源吾君	山下	義信君
駒井	藤平君	小川	久義君
岩男	仁藏君	鈴木	憲一君
岡村文四郎君			
國務大臣			
大藏大臣	池田	勇人君	
國務大臣	殖田	俊吉君	
文部大臣	高瀬莊太郎君		
厚生大臣	林	讓治君	
商工大臣	稻垣平太郎君		
通信大臣	小澤佐重喜君		
建設大臣	益谷	秀次君	
政府委員			
外務政務次官	近藤	鶴代君	
法制長官	佐藤	達夫君	
法務廳事務監良法 制第一局長	林	修三君	
農林政務次官	池田	右衛門君	
工商政務次官	小林	英三君	
運輸政務次官	加藤常太郎君		

定價一部四円五十銭
送料実費

所行発

東京都新宿区市ヶ谷本村町
電話九段一九〇〇三〇〇印刷局
振替東京一九〇〇三〇〇圖書課